

# (一社) 神奈川県建設業協会との意見交換会

日 時：令和6年12月4日(水) 15:30～17:00  
場 所：ワークピア横浜 3階 かもめ・やまゆり

## 議 事 次 第

司会：関東地方整備局 企画部  
技術開発調整官

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

- 関東地方整備局長
- 神奈川県 県土整備局都市部長
- (一社) 神奈川県建設業協会長

### 3. 情報提供

- ◇ 関東地方整備局の取り組みについて
- ◇ 建設産業行政の最近の動き
- ◇ (一社) 神奈川県建設業協会の活動状況

### 4. 前年度意見要望への対応状況等

### 5. 意見交換

- ◇ (一社) 神奈川県建設業協会 提案テーマ
  - 1. 公共事業予算の拡充と早期執行について
  - 2. 市町村における品確法運用指針の徹底
  - 3. 入札契約制度・運用の改善について
  - 4. 働き方改革への対応について
  - 5. 適切な現場対応について
  - 6. DXの推進について
- ◇ 自由討議

### 6. 閉 会

- 関東地方整備局 副局長

## 配布資料一覧

### <関東地方整備局>

- ・ 関東地方整備局の取り組みについて 整備局資料－ 1
- ・ 建設産業行政の最近の動き 整備局資料－ 2
- ・ 前年度までの意見要望への対応状況 整備局資料－ 3
- ・ 令和6年度 回答 整備局資料－ 4

### <建設業協会>

- ・ 協会の主な活動について 協会資料－ 1
- ・ 意見交換会提案議題 協会資料－ 2

令和6年度 神奈川県建設業協会との意見交換会  
出席者名簿

| 【神奈川県建設業協会】事務局長      |        |
|----------------------|--------|
| 会長                   | 渡邊 一郎  |
| 筆頭副会長<br>総務委員会担当     | 小池 克彦  |
| 副会長<br>企画委員会担当、横浜支部長 | 工藤 英司  |
| 副会長<br>土木委員会担当       | 長谷川 辰巳 |
| 副会長<br>建築委員会担当、川崎支部長 | 村松 久   |
| 副会長<br>労務・環境委員会担当    | 山本 善一  |
| 総務委員長                | 馬淵 圭雄  |
| 土木委員長、横須賀支部長         | 永井 福男  |
| 建築委員長、相模原支部長         | 櫻内 康裕  |
| 労務・環境委員長             | 伊澤 敏典  |
| 建設みらい委員長             | 白井 崇雄  |
| 鎌倉支部長                | 増山 博一  |
| 茅ヶ崎支部長               | 加藤 順一  |
| 小田原支部長               | 勝俣 徳彦  |
| 県央支部長                | 大野 治雄  |
| 海老名支部長               | 木内 修   |
| 大和支部長                | 國方 広一郎 |
| 専務理事                 | 金子 浩之  |
|                      |        |

| 【神奈川県】              |       |
|---------------------|-------|
| 県土整備局都市部長           | 近藤 修宏 |
| 【横浜市】               |       |
| 技監                  | 高瀬 卓弥 |
| 【川崎市】               |       |
| 建設緑政局 道路河川整備部長      | 鈴木 健司 |
| 【相模原市】              |       |
| 都市建設局 技術監理課 参事(兼)課長 | 白井 裕一 |

| 【関東地方整備局】       |        |
|-----------------|--------|
| 局長              | 岩崎 福久  |
| 副局長             | 衛藤 謙介  |
| 企画部長            | 渡邊 良一  |
| 建政部長            | 市川 智秀  |
| 港湾空港部長          | 内藤 孝   |
| 企画部 技術調整管理官     | 武藤 健治  |
| 企画部 技術開発調整官     | 丸山 昌宏  |
| 建政部 建設産業調整官     | 佐藤 孝   |
| 営繕部 営繕特別事業管理官   | 林 直人   |
| 営繕部 営繕品質管理官     | 池田 達也  |
| 企画部 技術管理課長      | 佐藤 潤   |
| 企画部 技術調査課長      | 小宮山 隆  |
| 建政部 建設産業第一課長    | 一力 哲也  |
| 横浜国道事務所長        | 宮本 久仁彦 |
| 京浜河川事務所長        | 佐々木 昇平 |
| 川崎国道事務所長        | 藤坂 幸輔  |
| 相模川水系広域ダム管理事務所長 | 斎藤 充則  |
| 横浜営繕事務所長        | 西村 研二  |
| 京浜港湾事務所長        | 早川 哲也  |
| 東京湾口航路事務所長      | 佐藤 信一  |
| 横浜港湾空港技術調査事務所長  | 中川 大   |
| 相武国道事務所長        | 宮本 雄一  |
| 国営昭和記念公園事務所 副所長 | 丸山 徳彦  |



# 令和6年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和6年12月4日(水) 15:30～17:00 於:ワークピア横浜 3階 かもめ・やまゆり

| 時間                     | 内容   |                                  | 発言者  | 配付資料                  |
|------------------------|--|----------------------------------|--|-----------------------|
| <b>《開会》</b>            |  |                                  |  |                       |
| 15:30                  | 開会   |                                  | (司会:丸山技術開発調整官)   |                       |
| ～ 15:45 (15分)          | 挨拶   | 関東地方整備局                          | 関東地整 岩崎局長  |                       |
|                        |  | 神奈川県<br>一般社団法人 神奈川県建設業協会         | 神奈川県 県土整備局 近藤都市部長<br>協会 渡邊会長   |                       |
| 15:45 ～ 15:47 (2分)     | 出席者紹介  | ※資料確認含む                          |  | 出席者一覧・配席表             |
| <b>《情報提供》</b>          |  |                                  |  |                       |
| 15:47 ～ 15:55 (8分)     | 関東地方整備局の取組   |                                  |  |                       |
|                        |  | 関東地方整備局の取り組みについて<br>建設産業行政の最近の動き | 企画部 小宮山技術調査課長<br>建政部 一力建設産業第一課長  | 整備局資料-1<br>整備局資料-2    |
| 15:55 ～ 16:00 (5分)     | (一社)神奈川県建設業協会の活動状況   |                                  | 金子専務理事   | 協会資料-1                |
| <b>《前年度意見要望への対応状況》</b> |  |                                  |  |                       |
| 16:00 ～ 16:01 (1分)     |  |                                  | 企画部 佐藤技術管理課長   | 整備局資料-3               |
| <b>《意見交換》</b>          |  |                                  |  |                       |
| <b>〔協会側テーマ〕</b>        |  |                                  |  |                       |
| 16:01 ～ 16:50 (49分)    | 1. 公共事業予算の拡充と早期執行について<br>2. 市町村における品確法運用指針の徹底について<br>3. 入札契約制度・運用の改善について<br>4. 働き方改革への対応について<br>5. 適切な現場対応について<br>6. DXの推進について |                                  | 協会提案説明:<br>1. から 6. 金子専務理事<br>回答: 1. 企画部 佐藤技術管理課長<br>2. 企画部 小宮山技術調査課長<br>神奈川県 県土整備局<br>近藤都市部長<br>3. 企画部 小宮山技術調査課長<br>企画部 佐藤技術管理課長<br>建政部 一力建設産業第一課長<br>4. 企画部 佐藤技術管理課長<br>営繕部 池田営繕品質管理官<br>5. 企画部 佐藤技術管理課長<br>企画部 小宮山技術調査課長<br>6. 企画部 佐藤技術管理課長<br>神奈川県 県土整備局<br>近藤都市部長<br>横浜市 高瀬技監<br>川崎市 建設緑政局<br>鈴木道路河川整備部長<br>相模原市 都市建設局<br>白井参事(兼)課長 | 協会資料-2<br><br>整備局資料-4 |
| <b>〔自由討議〕</b>          |  |                                  |  |                       |
| 16:50 ～ 16:55 (5分)     | 自由討議   |                                  | (質疑:適宜発言)  |                       |
| <b>《閉会》</b>            |  |                                  |  |                       |
| 16:55 ～ 17:00 (5分)     | 閉会   |                                  | 関東地整 衛藤副局長   |                       |

# 関東地方整備局の取組について

---

令和6年12月4日

国土交通省 関東地方整備局

1. 令和6年度 予算の概要
2. 令和7年度 国土交通省予算概算要求
3. 働き方改革・担い手確保等に向けた関東地方整備局の主な取組
4. 品確法の改正と運用指針の策定
5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

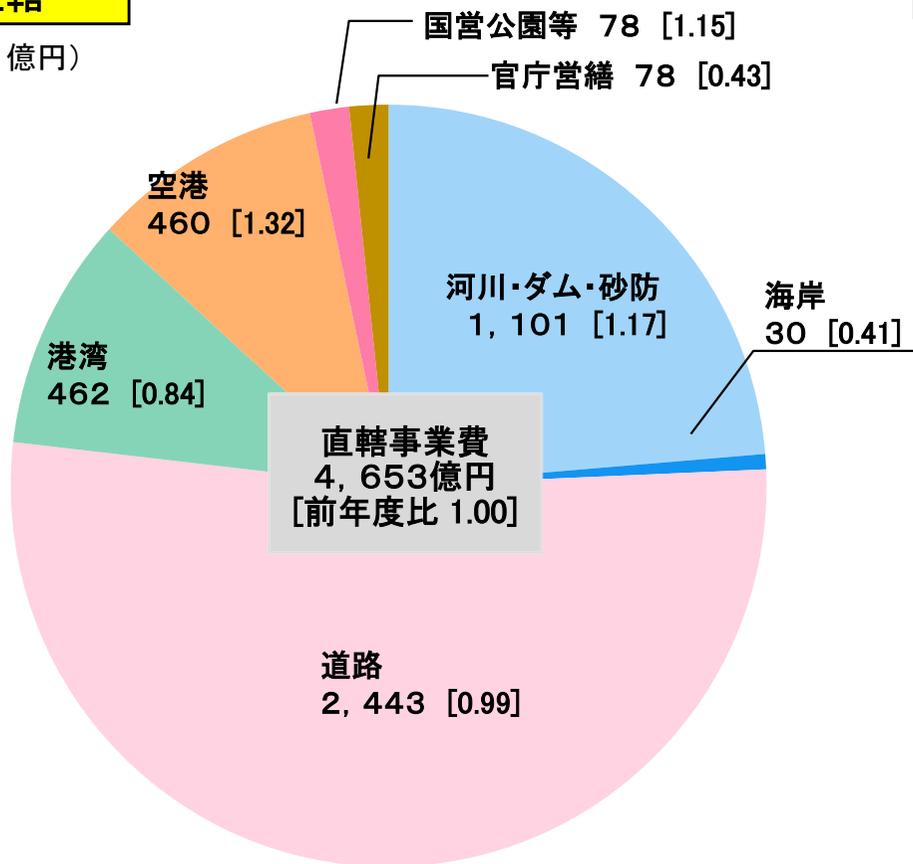
# 1. 令和6年度 予算の概要

---

○令和6年度の当初予算は1兆7,745億円(前年度比1.03)。

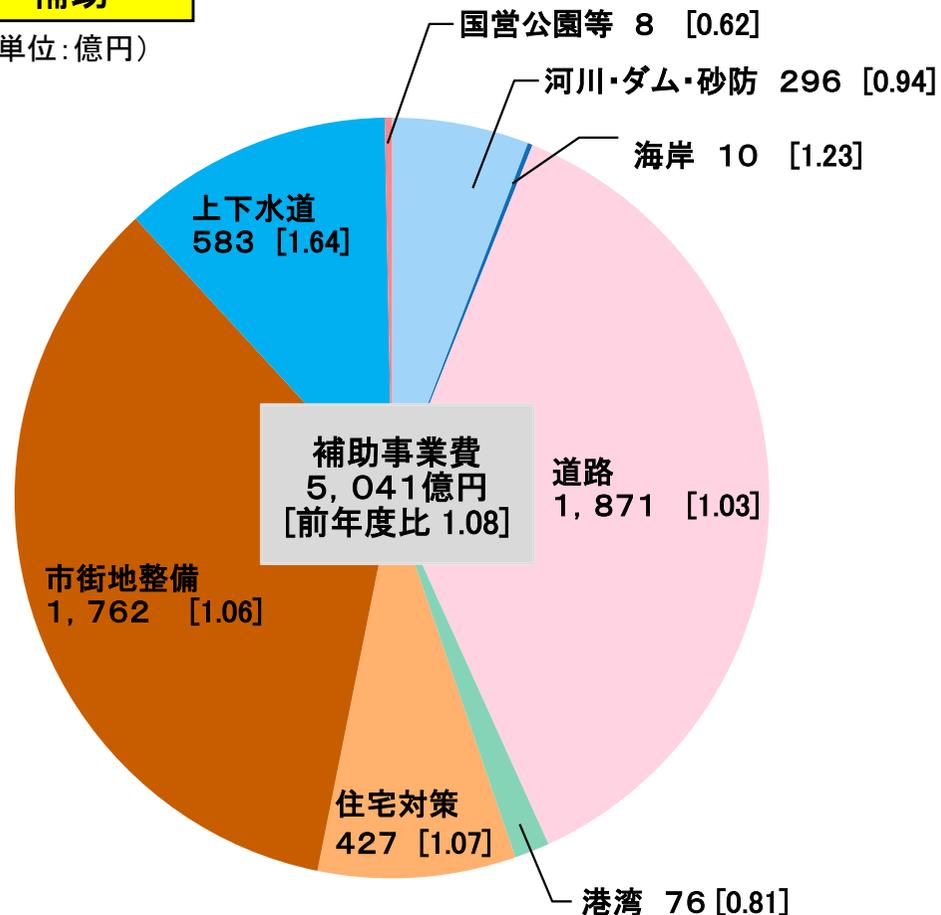
## 直轄

(単位:億円)



## 補助

(単位:億円)



社会資本総合整備事業費  
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)  
8,051億円  
[前年度比 1.02]

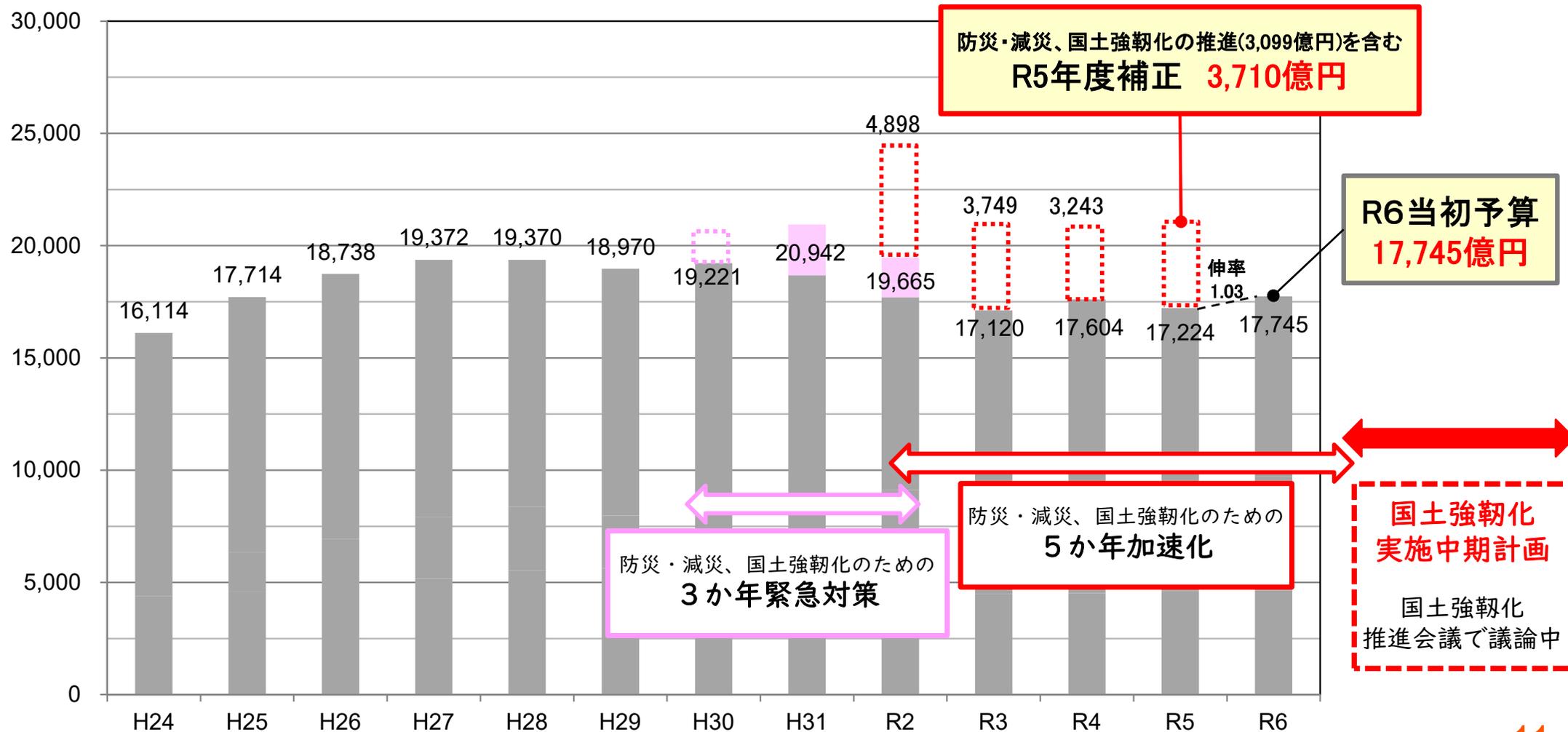
※ [括弧書き] は、対前年度比

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。



# 関東地方整備局の予算推移

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が残り1年(令和7年まで)。
- 国土強靱化の中期計画について、「2024年度中の早期に策定に取りかかる」ことが骨太の方針に記載され、国土強靱化推進会議で議論が進められています。
- 「国民の安全・安心の確保」「持続的な経済成長の実現」「個性を活かした地域づくりと分散型国づくり」を柱に令和7年度予算確保に向けて取り組みます。



## 2. 令和7年度 国土交通省予算概算要求

---

# 令和7年度国土交通省予算概算要求概要

## 1. 国費総額

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| (1) 一般会計         | 7兆 330億円(1.18倍)  |
| 〔うち、「重要政策推進枠」〕   | 1兆6,100億円        |
| 公共事業関係費          | 6兆2,899億円(1.19倍) |
| ○一般公共事業費         | 6兆2,319億円(1.19倍) |
| ○災害復旧等           | 580億円(1.00倍)     |
| 非公共事業            | 7,431億円(1.12倍)   |
| ○その他施設費          | 812億円(1.43倍)     |
| ○行政経費            | 6,619億円(1.09倍)   |
| (2) 東日本大震災復興特別会計 | 617億円(1.33倍)     |

## 2. 財政投融资 1兆5,443億円(0.74倍)

- 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
  - ・近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
  - ・北陸新幹線(敦賀・新大阪間)の新規着工に要する経費
  - ・一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額

# 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

## 経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

## 経済対策の基本的考え方

- ①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

## 3本の柱

### 第1の柱

**全ての世代の  
現在・将来の賃金・所得を増やす**  
日本経済・地方経済の成長

- 賃上げ環境の整備  
中堅・中小企業の生産性向上（足元の賃上げ）
- 地方創生2.0（全国津々浦々の賃金・所得増加）
- 成長力の強化（将来の賃金・所得増加）

### 第2の柱

**誰一人取り残されない  
成長型経済への移行に道筋をつける**  
物価高の克服

- 物価高の影響を受ける低所得者への支援
- 地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- 物価高の影響を受ける業種の支援
- エネルギーコスト上昇への耐性強化

### 第3の柱

**成長型経済への移行の礎を築く**  
国民の安心・安全の確保

- 自然災害からの復旧・復興  
（能登半島地震等への対応も含む。）  
防災・減災及び国土強靱化
- 外交・安全保障環境の変化への対応
- 都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進 など

## 経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、**力強く発展する、危機に強靱な経済・財政**を作っていく。

**日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。**

### **3. 働き方改革・担い手確保等に向けた 関東地方整備局の主な取組**

---

- 働き方改革・担い手確保に向けて、関東地方整備局としての取組を推進。
- 取組は、品確法の運用指針の策定状況等を踏まえ、適宜ブラッシュアップを図る。

### 1. 市区町村工事等における週休2日の拡大

- ・発注者協議会において独自指標を設定してモニタリング
- ・あらゆるチャネルを通じて関東地整の運用を自治体に共有
- ・地域経済団体を通じた民間発注者に対する適正な工期設定等の働きかけ

など

### 2. 工事書類の簡素化・統一化の推進

- ・スリム化ガイドの周知徹底と継続的なフォローアップ
- ・受注者による念のための書類作成を排除する働きかけの強化
- ・地域の実情等に配慮しつつ、書類統一化を埼玉県から他の都県政令市にも横展開

など

### 3. 小規模工事へのICT施工の普及推進

- ・経営者セミナー、現場体験会、ICTアドバイザー、講習等の機会の拡大
- ・関東地整におけるICT施工の具体的効果を分析・発信
- ・関係者ヒアリングを通じた隘路の把握と対策検討

など

### 4. 担い手確保に向けた取組推進

- ・官民連携による現場見学等の機会の拡大
- ・リクルート活動やSNS等を通じた建設業の魅力発信
- ・災害復旧等にご協力いただいた企業の積極広報

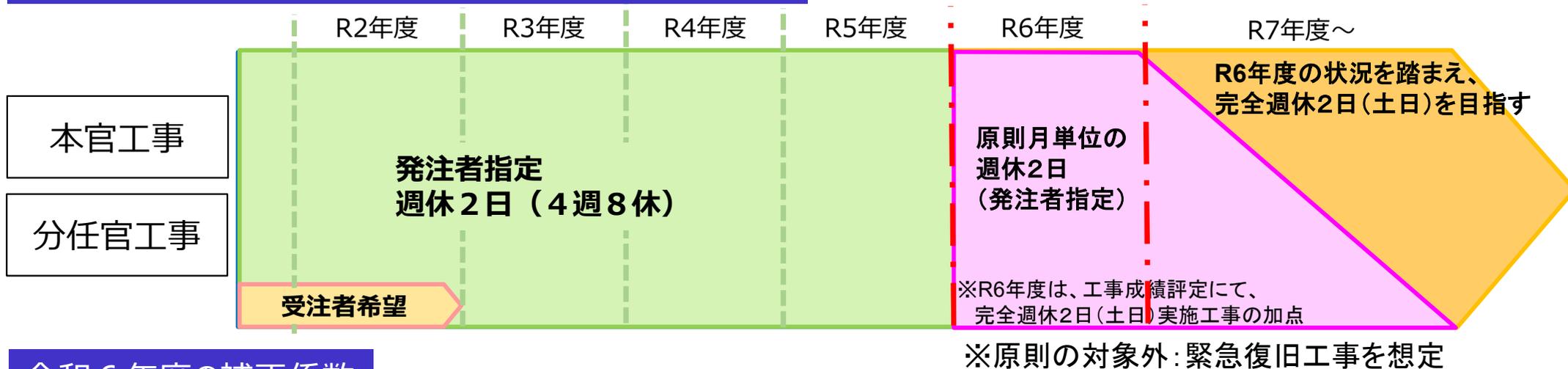
など

品確法の運用指針の策定状況等を踏まえ、適宜ブラッシュアップを図る

# 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

- R 5 年度までに工期全体（通期）の週休2日が標準化されたことから、R 6 年度より月単位の週休2日を推進  
関東地整では、令和6年度から全ての工事において、原則発注者指定の月単位の週休2日を実施
- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR 6 年度に限り、R 5 年度までの補正係数の一部を適用
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

## 関東地整の月単位の週休2日工事の発注方針（案）



## 令和6年度の補正係数

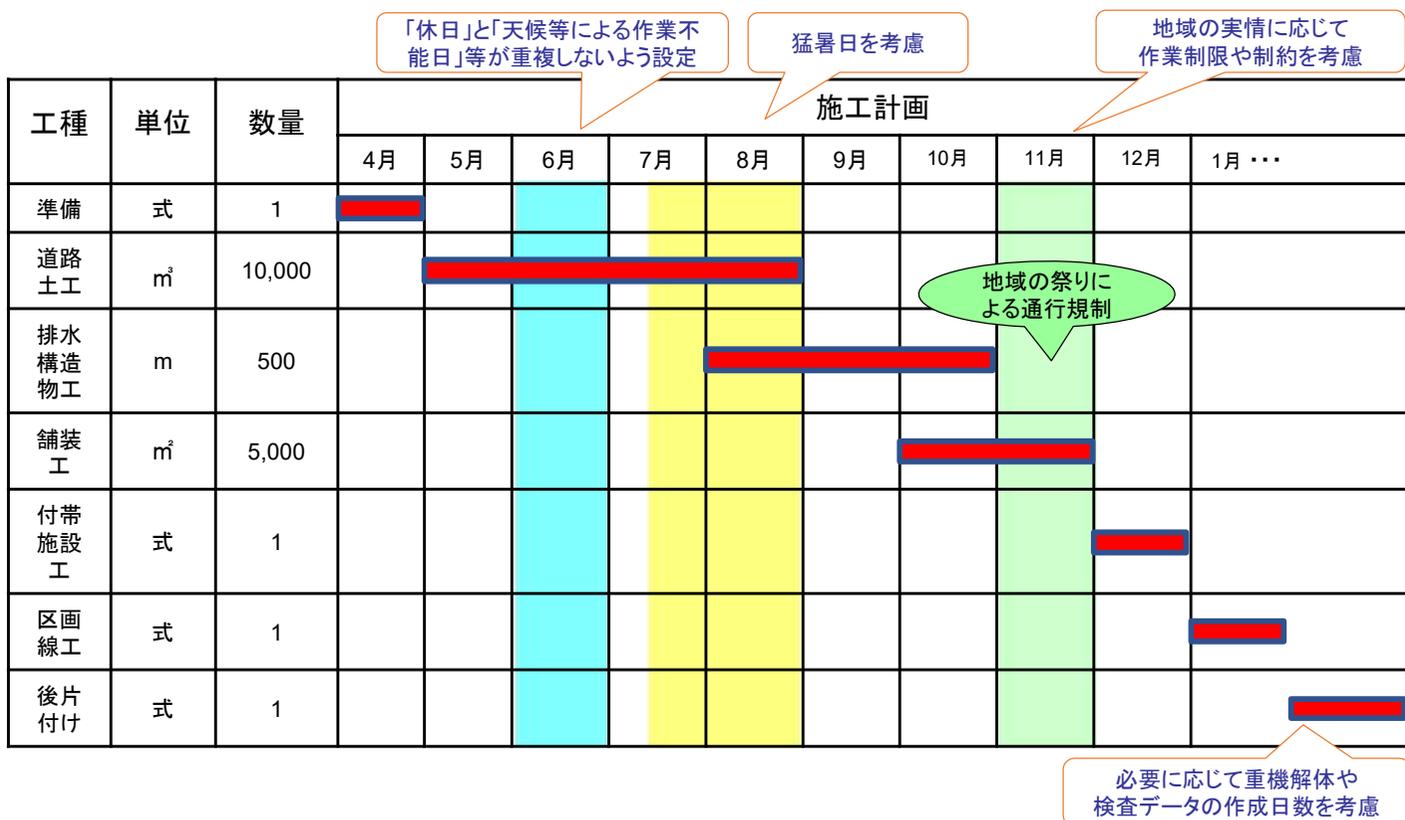
| 補正係数 | 工期全体(通期)の週休2日   | + | 月単位の週休2日  | = | 月単位の週休2日(合計)  |
|------|---|---|---|---|---|
| 現場閉所 | 労務費:1.02<br>機械経費(賃料):1.02<br>共通仮設費:1.02<br>現場管理費:1.03 |   | 労務費:1.02<br>機械経費(賃料):1.00<br>共通仮設費:1.01<br>現場管理費:1.02 |   | 労務費:1.04<br>機械経費(賃料):1.02<br>共通仮設費:1.03<br>現場管理費:1.05 |
| 交替制  | 労務費:1.02<br>現場管理費:1.01                                |   | 労務費:1.02<br>現場管理費:1.02                                |   | 労務費:1.04<br>現場管理費:1.03                                |

※月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討

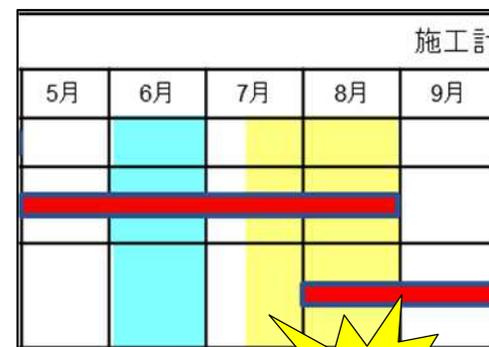
発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

## ＜当初工期への反映イメージ＞



## ＜着手後の対応＞



天候等による作業不能日頻発  
猛暑日頻発

- 当初工期で考慮した日数を超える場合、工期延伸
- 期日に制約があるなど、工期延伸が難しい場合は、休日作業に振り替え※

※週休2日制の対象期間外とする

## 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(工事)

### 全国統一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

- ① 地域平準化率(施工時期の平準化)
- ② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)  
国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

### 関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

- ④ 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(予定価格の適正な設定)
- ⑤ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況(適切な設計変更)
- ⑥ 区市町村における週休2日制工事の取組  
発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合  
※R4年度調査より指標を新設

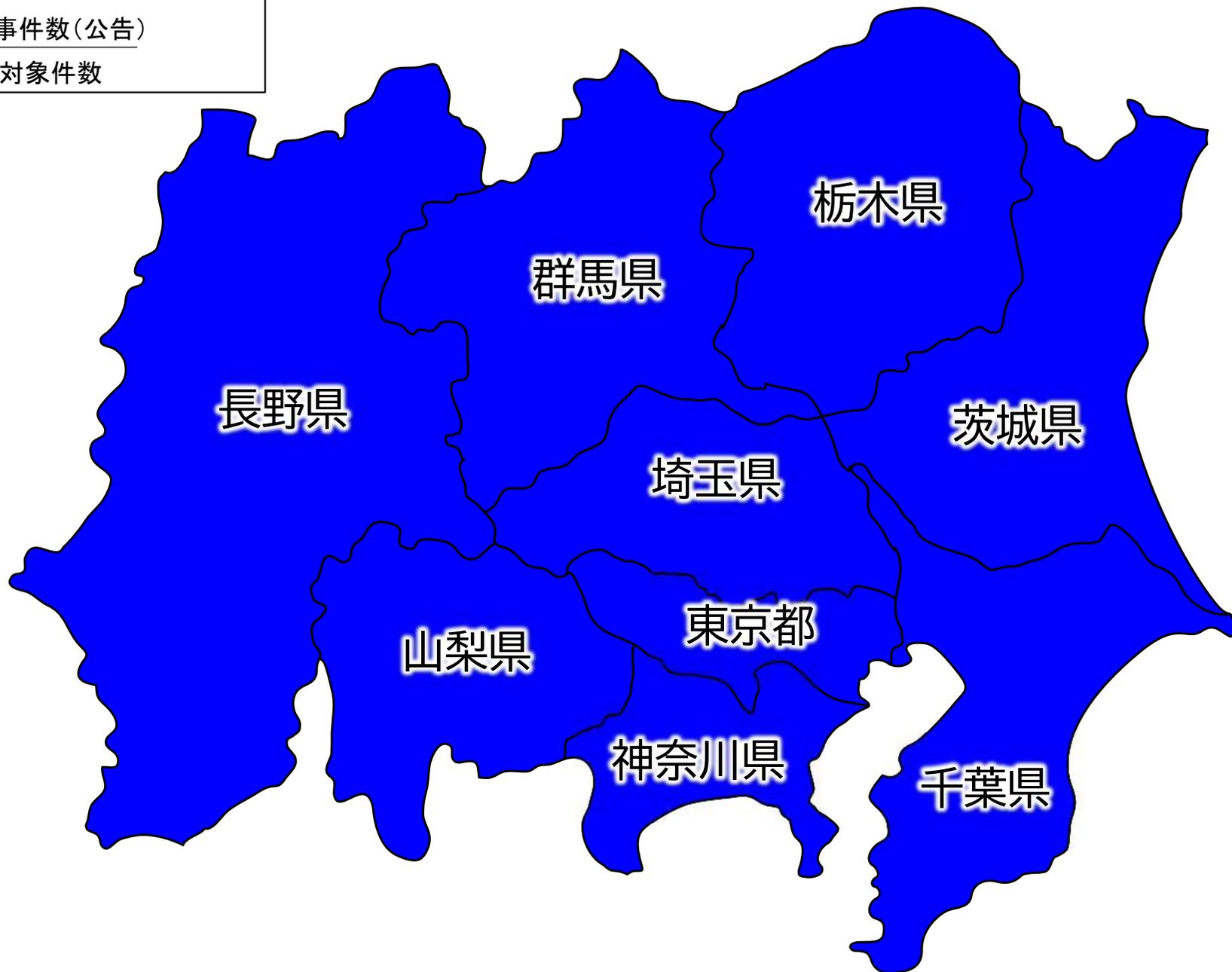
# 都県における週休2日制工事の取組状況(R6実施見込み)

設定率・・・発注工事に対する週休2日対象工事の割合

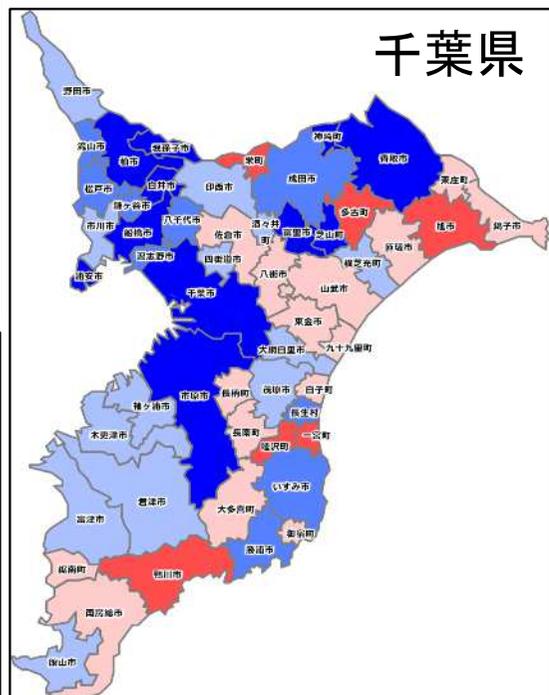
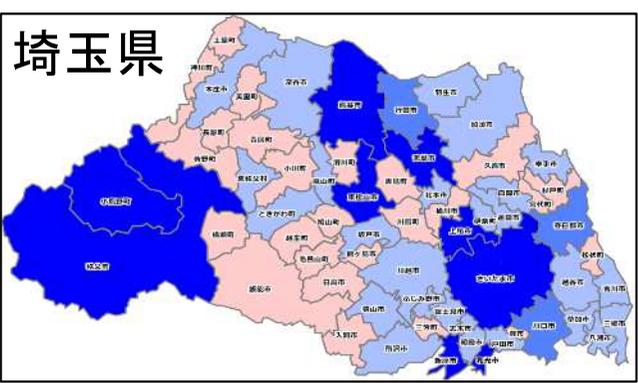
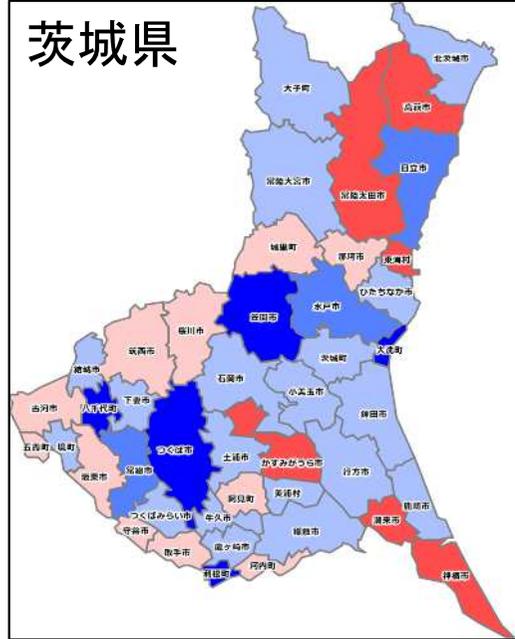
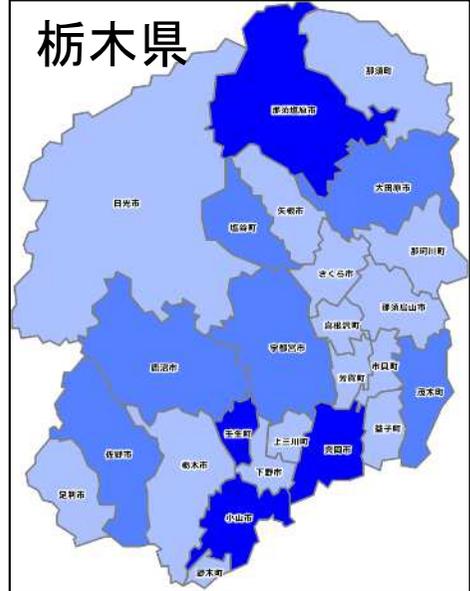
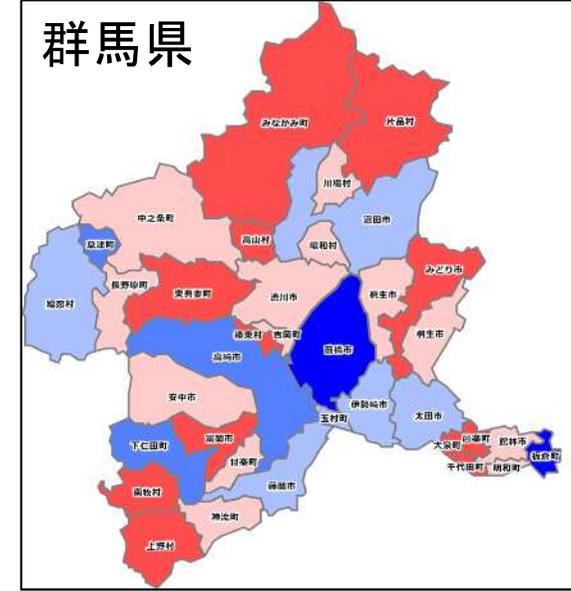
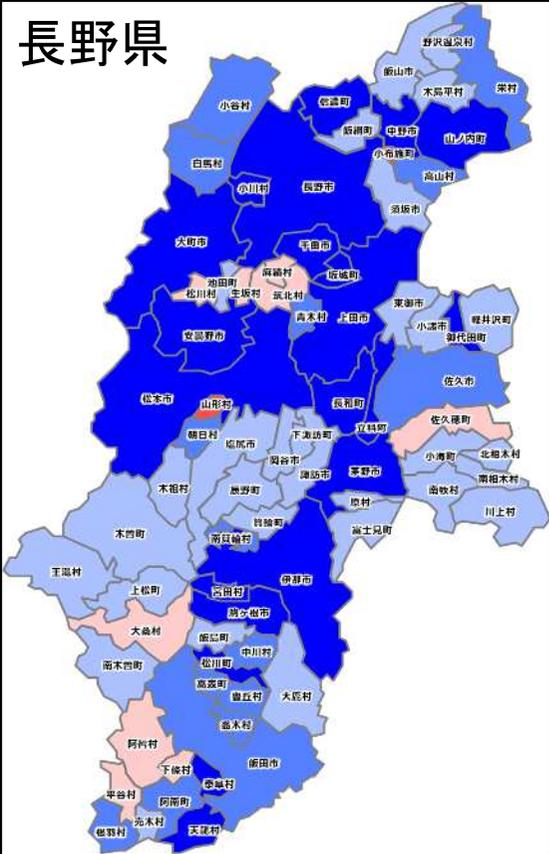
$$\text{設定率} = \frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$$

<凡例>

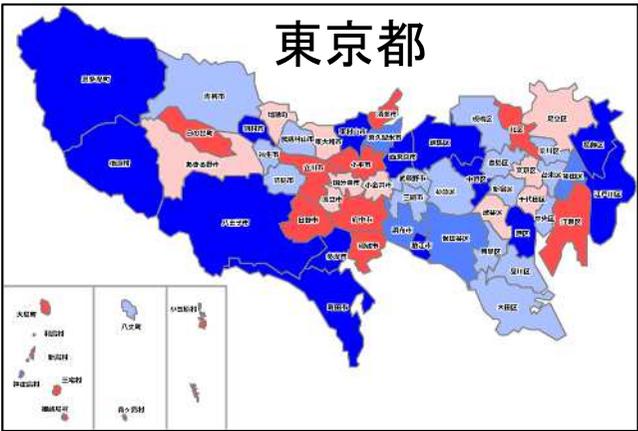
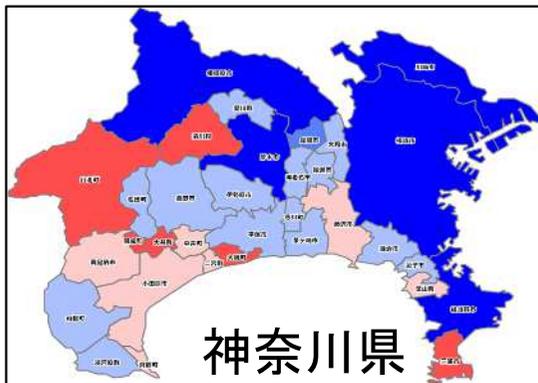
- 設定率1.0
- 設定率0.8以上1.0未満
- 設定率0.5以上0.8未満
- 設定率0.5未満



# 区市町村における週休2日制工事の取組状況(R6実施見込み)

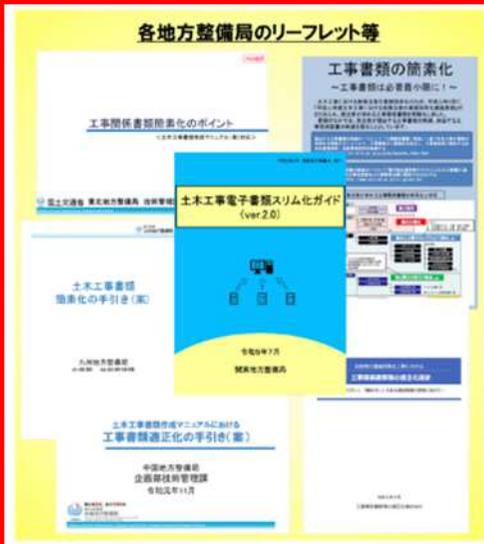


- <凡例>
- a: 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - b: 対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - c: 対象工事の一部（半数未満）を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
  - d: 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している（概ね1年以内に試行を実施する予定）
  - e: 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない



R6年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施

## 「工事書類スリム化のポイント」の横展開

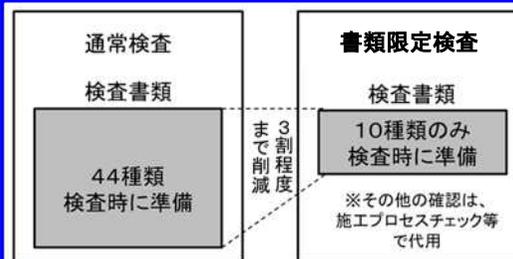


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

### 工事書類スリム化のポイント

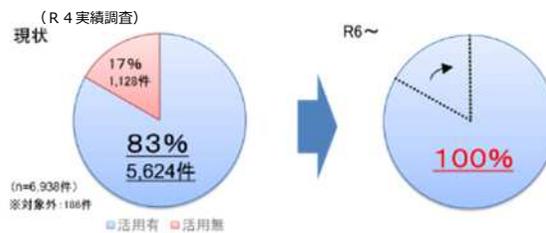
- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

## 「書類限定検査」（44→10種類）の原則化



○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

書類限定検査のイメージ



直轄  
工事  
での  
取組

## 『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口  
『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』を設置

| 地域  | 相談窓口           |        |        |               |
|-----|----------------|--------|--------|---------------|
|     | 名称             | 担当課    | 電話番号   | URL           |
| 北海道 | ●相談窓口          | ●●部●●課 | ●●●●●● | https://www.~ |
| 東北  | ●2024働き方改革相談窓口 | ...    | ...    | https://www.~ |
| 関東  | ●サポートデスク       | ...    | ...    | https://www.~ |
| 北陸  | ...            | ...    | ...    | https://www.~ |
| 中部  | ...            | ...    | ...    | https://www.~ |
| 近畿  | ...            | ...    | ...    | https://www.~ |
| 中国  | ...            | ...    | ...    | https://www.~ |
| 四国  | ...            | ...    | ...    | https://www.~ |
| 九州  | ...            | ...    | ...    | https://www.~ |

各地整の2024働き方改革対応相談窓口（仮称）一覧（イメージ）

## 書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

## 工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



自治  
体と  
の連  
携

# 関東地整・自治体の工事関係書類統一化について

- 令和5年度は、関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92%）の統一化を実施。
- 令和6年度は、埼玉県との調整結果を基に、地域の実情等に配慮しながら各都県政令市へ同様の取組を展開。  
調整中：茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市  
検討中：東京都、神奈川県、相模原市（書類の簡素化が優先、他部署との調整が難航等の理由）

## 工事関係書類の統一化見込み

R6.7.30時点

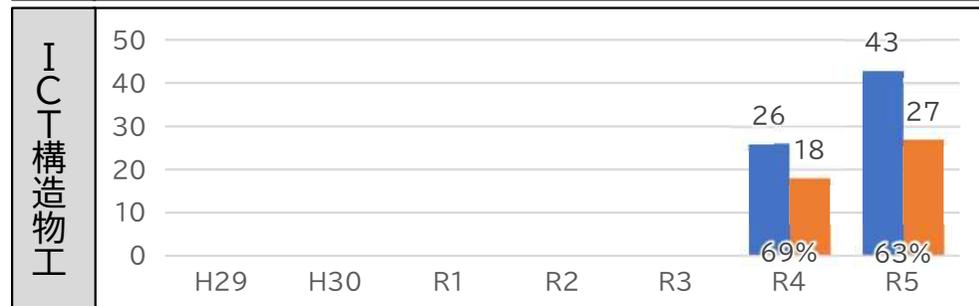
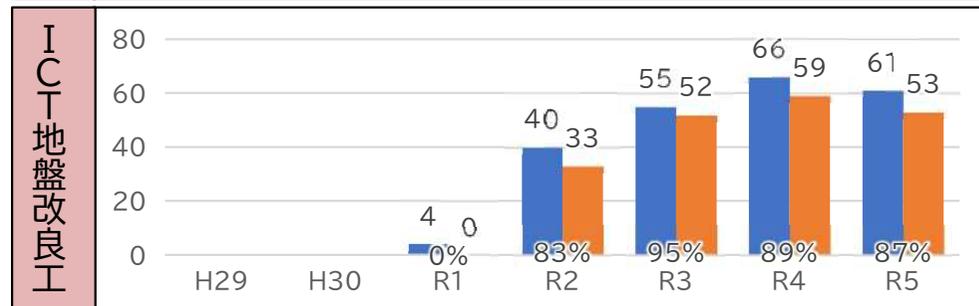
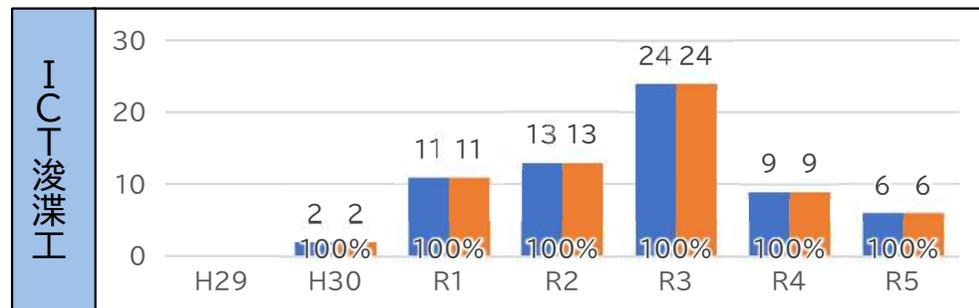
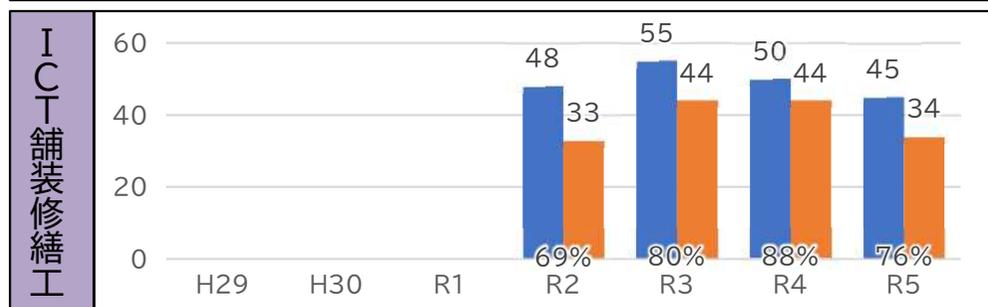
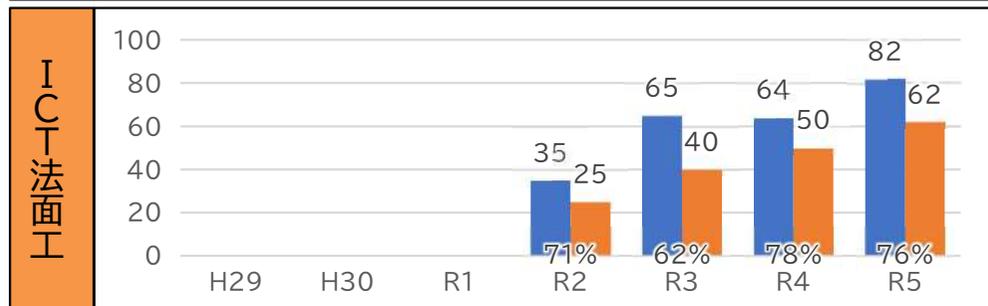
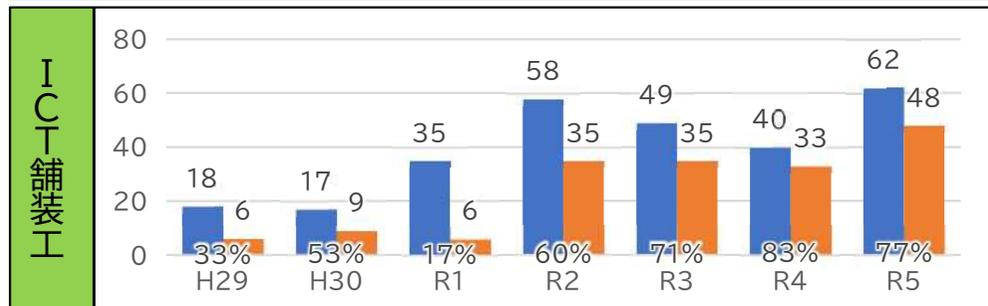
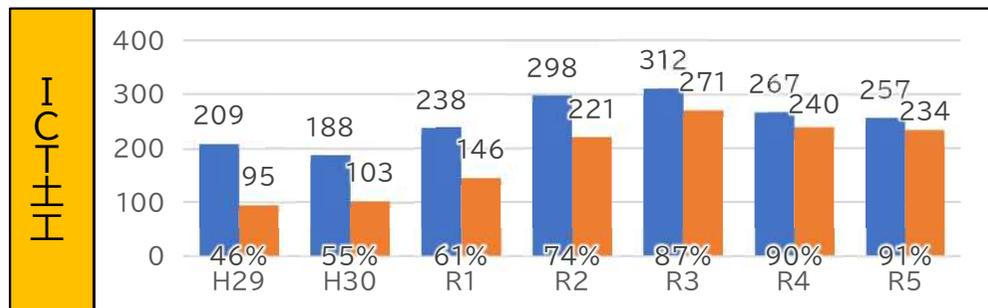
| No. | 自治体名 | 統一化対象様式数 | 統一化完了様式数 R6.4時点 | 統一化完了様式数 R7.3時点 | 統一化率 (%) R6.4時点 | 統一化率 (%) R7.3時点 | 様式-1                      | 様式-2    | 様式-3      | 様式-4             | 様式-5   | 様式-6          | 様式-7     | 様式-9                      | 様式-10 | 様式-11 | 様式-12    | 様式-13  | 様式-14   | 様式-15 | 様式-16     | 様式-17   | 様式-18    | 様式-19         | 様式-21 | 様式-22   | 様式-23 | 様式-24  | 様式-25  | 様式-26       | 様式-27      | 様式-28   | 様式-29 | 様式-30 | 様式-31   | 様式-32  | 様式-33 | 様式-34                   |   |   |
|-----|------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------------|---------|-----------|------------------|--|---------------|----------|---------------------------|-------|-------|----------|--------|---------|-------|-----------|---------|----------|---------------|-------|---------|-------|--------|--------|-------------|------------|---------|-------|-------|---------|--------|-------|-------------------------|---|---|
|     |      |          |                 |                 |                 |                 | 現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書 | 請負代金内訳書 | 工程表、変更工程表 | 建設業退職金共済制度の掛金収納書 | 請求書（前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金）、請求内訳書（部分払、国債部分払） | VE提案書（契約後VE時） | 品質証明員通知書 | 工事打合せ簿（指示、協議、承諾、提出、報告、通知） | 材料確認書 | 段階確認書 | 確認・立会依頼書 | 工事事故速報 | 工事履行報告書 | 認定請求書 | 指定部分完成通知書 | 指定部分引渡書 | 工事出来高内訳書 | 請負工事既済部分検査請求書 | 修補完了届 | 部分使用承諾書 | 工期延期届 | 支給品受領書 | 支給品精算書 | 建設機械使用実績報告書 | 建設機械借用・返納書 | 現場発成品調書 | 完成通知書 | 引渡書   | 出来形管理図表 | 品質管理図表 | 品質証明書 | 創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料） |   |   |
| 1   | 都県   | 茨城県      | 25              | 19              | 19              | 76%             | 76%                       | △       | -         | △                | ◎  | △             | ◎        | -                         | ◎     | ◎     | -        | ◎      | ◎       | ◎     | ◎         | ◎       | ◎        | △             | ◎     | ◎       | ◎     | ◎      | ◎      | -           | -          | ◎       | △     | △     | ◎       | ◎      | -     | ◎                       |   |   |
| 2   | 都県   | 栃木県      | 25              | 18              | 25              | 72%             | 100%                      | ◎       | ◎         | ○                | ◎  | ○             | ◎        | -                         | ◎     | ◎     | -        | ◎      | ◎       | ◎     | ◎         | ○       | -        | ◎             | ◎     | ◎       | ◎     | ◎      | ◎      | -           | -          | ◎       | ◎     | ○     | ○       | ○      | ◎     | ◎                       |   |   |
| 3   | 都県   | 群馬県      | 29              | 17              | 28              | 59%             | 97%                       | ○       | ◎         | ○                | ◎  | ○             | ◎        | ◎                         | ◎     | ◎     | -        | -      | ○       | △     | ○         | ○       | -        | ○             | ◎     | ◎       | ◎     | ◎      | ◎      | ◎           | ◎          | ◎       | ◎     | ◎     | ◎       | ◎      | ◎     | ◎                       | ○ |   |
| 4   | 都県   | 埼玉県      | 26              | 24              | 24              | 92%             | 92%                       | △       | ◎         | ◎                | △  | ◎             | ◎        | -                         | ◎     | ◎     | -        | -      | ◎       | ◎     | ◎         | ◎       | ◎        | ◎             | -     | ◎       | ◎     | ◎      | ◎      | ◎           | ◎          | ◎       | ◎     | ◎     | ◎       | ◎      | ◎     | -                       | ◎ |   |
| 5   | 政令市  | さいたま市    | 30              | 20              | 29              | 67%             | 97%                       | ◎       | ○         | ○                | △  | ◎             | ◎        | ◎                         | -     | ◎     | ◎        | -      | ◎       | ◎     | ○         | ○       | ◎        | ◎             | ◎     | ◎       | ◎     | ◎      | ◎      | ◎           | ◎          | ◎       | ○     | ○     | ○       | ◎      | ◎     | ◎                       | ◎ |   |
| 6   | 都県   | 千葉県      | 31              | 23              | 31              | 74%             | 100%                      | ○       | ○         | ◎                | ○  | ◎             | ◎        | ◎                         | ◎     | ◎     | ◎        | ○      | ◎       | ◎     | ◎         | ◎       | ◎        | ○             | ○     | ◎       | ◎     | ◎      | ◎      | ◎           | ◎          | ◎       | ◎     | ◎     | ◎       | ◎      | ◎     | ◎                       | ◎ | ◎ |
| 7   | 政令市  | 千葉市      | 30              | 22              | 22              | 73%             | 73%                       | △       | ◎         | ◎                | ◎  | x             | ◎        | △                         | ◎     | ◎     | ◎        | x      | ◎       | x     | ◎         | ◎       | ◎        | x             | ◎     | ◎       | ◎     | ◎      | ◎      | ◎           | -          | -       | ◎     | ◎     | ◎       | ◎      | ◎     | x                       | x |   |
| 8   | 都県   | 東京都      | 検討中             |                 | -               | -               |                           |         |           |                  |  |               |          |                           |       |       |          |        |         |       |           |         |          |               |       |         |       |        |        |             |            |         |       |       |         |        |       |                         |   |   |
| 9   | 都県   | 神奈川県     | 検討中             |                 | -               | -               |                           |         |           |                  |  |               |          |                           |       |       |          |        |         |       |           |         |          |               |       |         |       |        |        |             |            |         |       |       |         |        |       |                         |   |   |
| 10  | 政令市  | 横浜市      | 31              | 10              | 10              | 32%             | 32%                       | △       | △         | △                | △  | ◎             | △        | -                         | △     | △     | △        | △      | △       | △     | △         | △       | ◎        | △             | ◎     | ◎       | ◎     | △      | ◎      | ◎           | ◎          | △       | ◎     | △     | △       | △      | △     | ◎                       | ◎ |   |
| 11  | 政令市  | 川崎市      | 22              | 21              | 21              | 95%             | 95%                       | ◎       | -         | ◎                | x  | ◎             | ◎        | -                         | ◎     | ◎     | ◎        | ◎      | ◎       | ◎     | -         | -       | ◎        | ◎             | ◎     | ◎       | ◎     | ◎      | -      | -           | -          | -       | ◎     | ◎     | ◎       | ◎      | ◎     | -                       | - |   |
| 12  | 政令市  | 相模原市     | 検討中             |                 | -               | -               |                           |         |           |                  |  |               |          |                           |       |       |          |        |         |       |           |         |          |               |       |         |       |        |        |             |            |         |       |       |         |        |       |                         |   |   |
| 13  | 都県   | 山梨県      | 29              | 0               | 29              | 0%              | 100%                      | ○       | ○         | ○                | ○  | ○             | ○        | -                         | ○     | ○     | ○        | ○      | ○       | ○     | ○         | ○       | ○        | ○             | ○     | ○       | ○     | ○      | ○      | ○           | ○          | ○       | ○     | ○     | ○       | ○      | ○     | ○                       | ○ | ○ |
| 14  | 都県   | 長野県      | 30              | 10              | 25              | 33%             | 83%                       | ○       | ◎         | ○                | ◎  | △             | ◎        | ◎                         | -     | ◎     | ◎        | △      | ◎       | △     | ○         | ○       | ○        | x             | ○     | -       | ○     | ○      | ○      | ○           | ○          | ○       | ○     | ○     | ◎       | ◎      | ◎     | ◎                       | x |   |

凡例  
 ◎：統一化完了(R6.4時点)      ○：統一化完了(R7.3時点) (予定)      △：統一化可能だがR7.4以降となる      ×：統一化不可      -：自治体では作成義務無し

# 関東地方整備局のICT実施率(R6. 3時点)

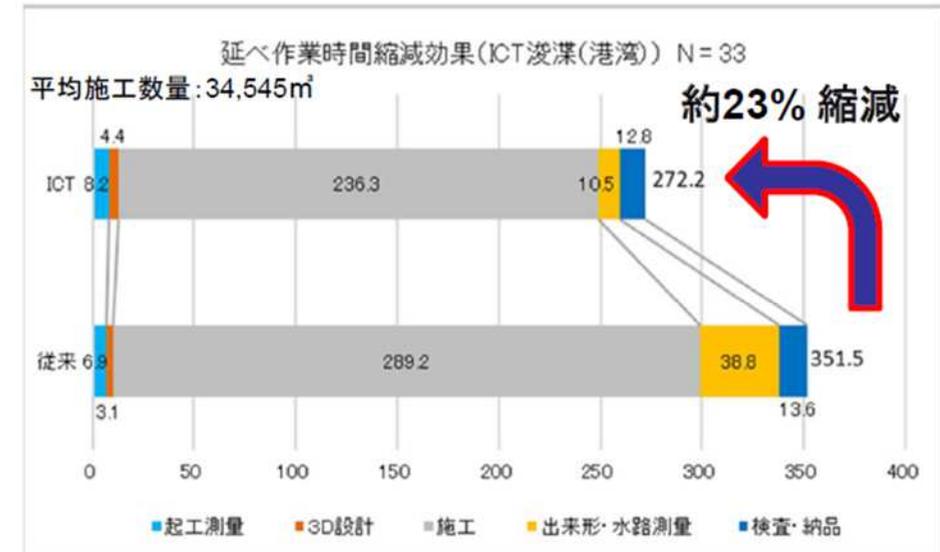
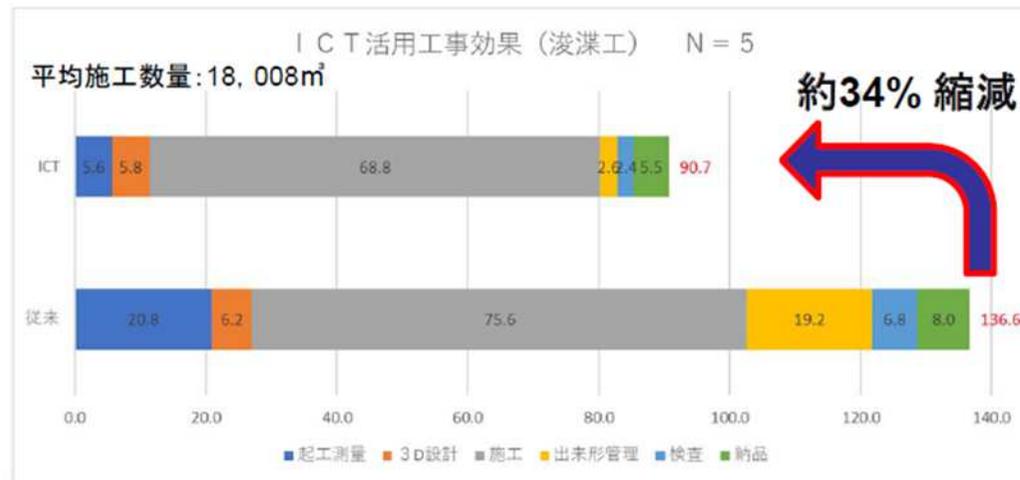
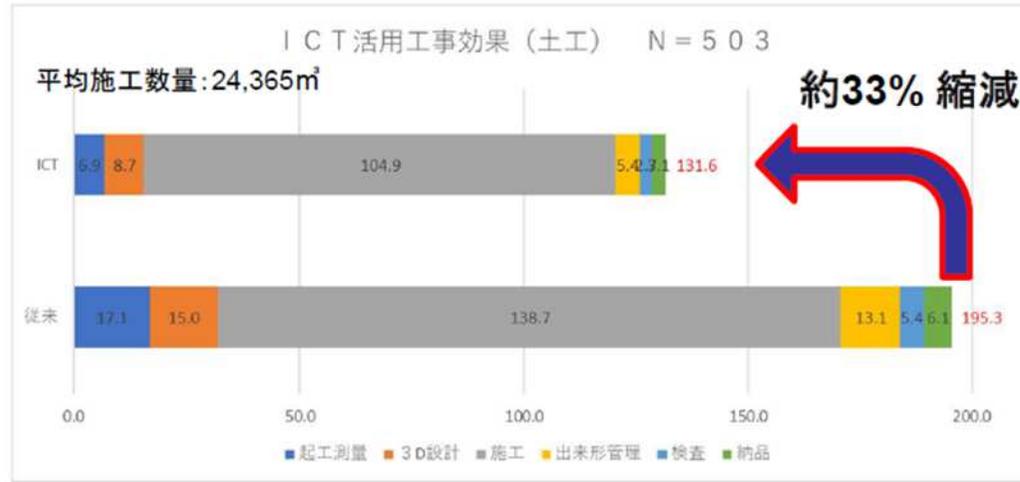
■ 契約件数(ICT対象工種を含む工事契約件数(変更含む))

■ 実施件数(上記から、施工者希望型などによりICT未実施の件数を除いた工事件数)



○R5ICT合計実施率(予定含む):83.5%  
(R6.3月末現在)

○ ICT施工の対象となる起工測量から電子納品までの延べ作業時間について、土工、舗装工及び浚渫工(河川)では約3割以上、浚渫工(港湾)では約2割以上の縮減効果がみられた。



※ 活用効果は施工者へのアンケート調査結果(令和5年度)の平均値として算出。  
 ※ 従来の労務は施工者の想定値  
 ※ 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

※ICT浚渫工(港湾)はR5年度の暫定値

## i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化～

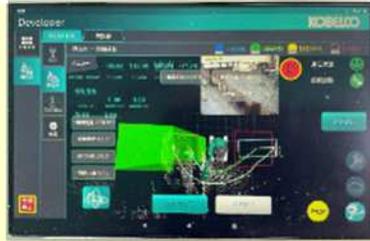
- ① 施工のオートメーション化
- ② データ連系のオートメーション化(デジタル化・ペーパーレス化)
- ③ 施工管理のオートメーション化(リモート化・オフサイト化)

| No. | 事務所名       | 工事名                     |
|-----|------------|-------------------------|
| 1   | 霞ヶ浦導水工事事務所 | R3霞ヶ浦導水石岡トンネル(第3工区)新設工事 |
| 2   | 利根川水系砂防事務所 | R6地蔵川第一砂防堰堤工事           |

※20240924時点

### ① 自動バックホウによる自動積込

自動施工監視・操作画面



R3霞ヶ浦導水石岡トンネル(第3工区)新設工事(イメージ)

### ② 無人キャリアダンプによる自動運搬



自動施工監視・操作画面



R6地蔵川第一砂防堰堤工事

## ICT施工Stage II～現場全体の効率化～

- ① 施工段取りの最適化
- ② ボトルネックの把握・改善
- ③ 進捗状況等の把握による予実管理
- ④ その他(注意喚起、教育等)

| No. | 事務所名      | 工事名                       | 効果検証<br>試行工事<br>※本省記者発表 |
|-----|-----------|---------------------------|-------------------------|
| 1   | 常総国道事務所   | R5東関東道清水地区改良工事            |                         |
| 2   | 常総国道事務所   | R5東関東道清水石神地区改良工事          |                         |
| 3   | 常総国道事務所   | R5東関東道築地地区改良工事            |                         |
| 4   | 川崎国道事務所   | R5国道246号厚木秦野道路伊勢原第一トンネル工事 |                         |
| 5   | 常陸河川国道事務所 | R5国道6号勿来BP関本町泉沢地区改良工事     |                         |

※20240924時点

**機械やダンプの稼働状況をリアルタイムで把握し、土量配分マネジメントに活用する事例**

※ 中国地方整備局松江国道事務所 実地事例

掘削工事 → 運搬 → 盛土工事

**AIカメラによる映像データを活用し、資機材の予実管理や、ダンプのリアルタイム入退管理を実施する事例**

※ 令和5年度インフラDX大賞受賞

AIカメラによるダンプのリアルタイム入退管理

掘削現場の作業を可視化し、運搬手の予実管理

掘削・積込

運搬(盛土工事、掘削現場やストックヤード)場外搬出

掘削・積込

運搬可能土砂量

改善前: 5台 × 9台 × 8回 = 360回/日  
改善後: 5台 × 11台 × 8回 = 440回/日  
※ 改善効果で日施工量22%改善

※事例のイメージ

# ICT施工における積算基準の当面の運用

- ICT施工において、3次元座標値による出来形管理や3次元データ納品等に要する経費については、令和2年度より、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じることで計上している。
- より実態に即した積算となるよう、補正係数により算出される金額と見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする。

## ICT施工のフロー



## 以前の運用

| 項目  | 計上項目       | 積算方法  |
|-----|------------|-------|
| ①   | 3次元起工測量    | 共通仮設費 |
| ②   | 3次元設計データ作成 | 共通仮設費 |
| ③   | ICT建機施工    | 直接工事費 |
|     | (保守点検)     | 共通仮設費 |
|     | (システム初期費)  | 共通仮設費 |
| ④   | 3次元出来形管理   | 共通仮設費 |
| ⑤   | 3次元データ納品   | 共通仮設費 |
| その他 | 外注経費等      | 現場管理費 |

## 現在の運用

| 積算方法  |
|---|
| 見積徴収 による積上げ                                       |
| 見積徴収 による積上げ                                       |
| 損料または賃料   |
| 算定式 による積上げ  |
| 定額 による積上げ   |
| 補正係数により算出される金額と、<br>見積りとを比較し、適切に費用を<br>計上する運用とする。 |



# 小規模工事へのICT施工普及強化

## ICT施工 施工講習

ICT施工の施工体験

3次元計測機器を用いた計測及び、3次元設計データを搭載した建設機械によるマシンガイダンス施工について、実際に現場実証フィールドで実習。



## ICT施工 3次元データ作成講習

ICT施工の3次元データ処理体験

起工測量・設計・出来形管理の各段階で取り扱う3次元データについて、データ処理から帳票作成までの一連の作業を実技形式で行う実習。



## ICT施工 Webセミナー

ICT施工に関する情報発信

ICT施工各分野のエキスパートであるICTアドバイザーを講師に招き、最新の施工技術や現場での具体的な活用事例、成功・失敗事例等を紹介。



## 小規模工事ICT施工現場体験会

中小建設業への更なる ICT 施工普及拡大に向け、小規模工事において活用される ICT 施工技術の現場体験会を開催。

自分でもできる！  
小規模工事で役立つ ICT 施工現場体験会  
ボートの仕事を大公開！

| 実施日時 | 第1回      | 9月28日(月)    | 10:00-12:00 |
|------|----------|-------------|-------------|
| 第2回  | 9月29日(火) | 13:00-15:00 |             |
| 第3回  | 10月1日(木) | 10:00-12:00 |             |
| 第4回  | 10月1日(木) | 13:00-15:00 |             |

参加無料！

開催内容

- 小型建機でもICT施工
- ミニの排土板MC
- テルトローデータ
- スマホで出来形
- 簡易構造物施工
- 3次元現場管理

## 経営者セミナー

企業におけるICT施工の導入には経営的な判断も必要であることから、ICT施工導入のきっかけ作りとなるよう、ICT施工の導入事例やメリット・デメリットなどについて、経営者クラスの方を対象とした「ICT経営者セミナー」を開催。



R5: 埼玉県、栃木県

R6: 埼玉県、神奈川県他(拡大調整中)

## 小規模工事 ICT 施工 取組フォローアップ

小規模工事におけるICT施工の実施率向上に向け、実施率低迷の詳細調査や、導入の課題に対するヒアリングを行い、より具体的な対策を検討

- 経営者セミナーを受けてからの取り組み状況把握
- 簡易的3次元計測技術の紹介
- 小規模工事へのICT施工導入の課題ヒアリング
  - ・中小企業向けヒアリング
  - ・市町村職員向けヒアリング



更に

フィードバック

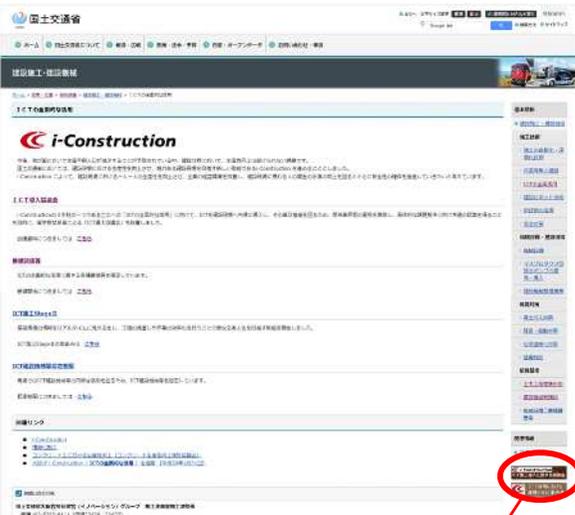
フィードバック

# i-Construction( ICT施工 )の導入に関する補助金等

- ICT導入に役立つ補助金や低利融資制度・優遇税制などは、中小企業庁(経済産業省)や金融公庫など様々な機関が制度を所管している。
- これらは生産性向上や中小企業支援を目的としています。ICT施工に適用可能な制度もある。(ICT施工に特化していない)
- 各種制度をとりまとめた資料を国土交通本省のHPで公表。

## 【ホームページ掲載場所】

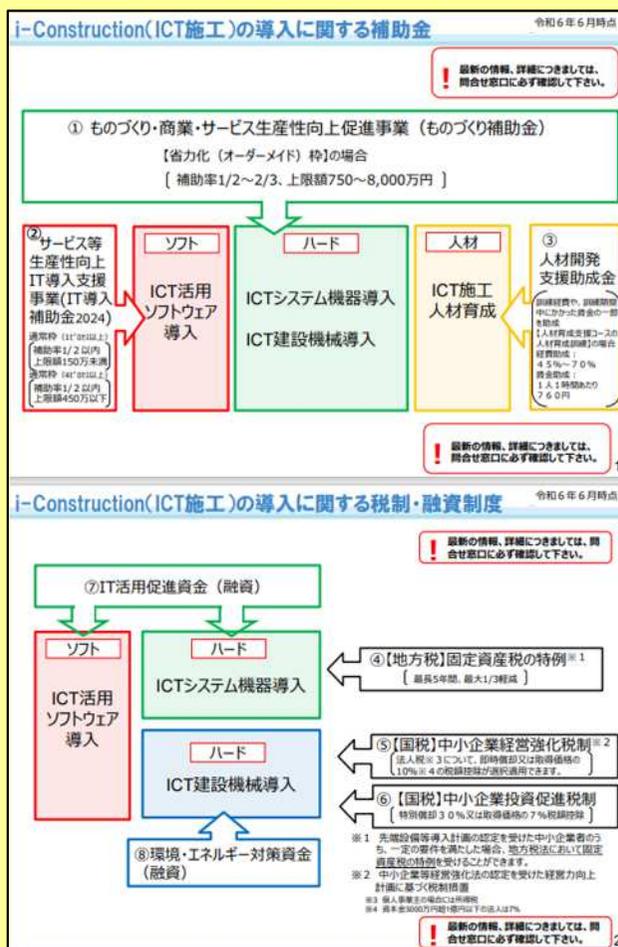
[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000031.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html)



バナーをクリック



## 各種制度の概要紹介



## 支援制度の一覧を掲載

**補助金・税制・融資等支援一覧** 令和6年6月時点

| 区分   | 制度                                 | 対象   | 実施機関              | 問い合わせ先 HP                             |  |
|------|------------------------------------|--|-------------------|---------------------------------------|--|
| 補助金  | ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金) | 革新的な生産性プロセスの改善等に必要な設備投資等   | 機械装置・システム構築費など    | 中小企業基盤整備機構<br>全国中小企業団体中央会             | <a href="https://portal.monodukuri-hejyo.jp/">https://portal.monodukuri-hejyo.jp/</a><br><a href="https://portal.monodukuri-hejyo.jp/about.html">https://portal.monodukuri-hejyo.jp/about.html</a>   |
|      | ② サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)      | 生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)                                    | 購入費等              | 中小企業庁                                 | <a href="https://it-shien.smrj.go.jp/itvendor/">https://it-shien.smrj.go.jp/itvendor/</a><br><a href="https://it-shien.smrj.go.jp/schedule/">https://it-shien.smrj.go.jp/schedule/</a>   |
| 人材育成 | ③ 人材開発支援補助金                        | 職員に関連した専門的な知識及び技能の取得を目的とした訓練                                     | 訓練経費<br>賃金の一部     | 厚生労働省<br>各都道府県労働局                     | <a href="https://www.mhlw.go.jp/it/setsukunite/bu/nyu/koyou_roudou/koyou/kyufukin/001-1.html">https://www.mhlw.go.jp/it/setsukunite/bu/nyu/koyou_roudou/koyou/kyufukin/001-1.html</a><br><a href="https://www.mhlw.go.jp/it/setsukunite/bu/nyu/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiwase/2.html">https://www.mhlw.go.jp/it/setsukunite/bu/nyu/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiwase/2.html</a> |
|      | ④ 中小企業等経営強化法                       | 中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画(労働生産性が年平均2%以上向上することが見込まれることが条件) | 固定資産税<br>市町村      |                                       | <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansu/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansu/index.html</a>  |
| 税制優遇 | ⑤ 経営サポート「経営強化法による支援」               | 生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等                                     | 法人税、所得税、法人住民税、事業税 | 国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税) | <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyokafu/ebki_zenseikinyu.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyokafu/ebki_zenseikinyu.pdf</a>  |
|      | ⑥ 中小企業投資促進税制                       | 建設機械、情報化施工機器等  | 法人住民税、事業税         | 国(法人住民税)                              | <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeiseido/veload/2/anyosokipou/sosei/sosei/sosei_su/summary.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeiseido/veload/2/anyosokipou/sosei/sosei/sosei_su/summary.pdf</a>  |
| 融資   | ⑦ IT活用促進資金                         | ソフトウェアや情報化施工機器の購入・賃借など   | 購入・賃借             | (特)日本政策金融公庫 中小企業事業                    | <a href="https://www.jfc.go.jp/finance/it_1/itk0_n.m_1.htm">https://www.jfc.go.jp/finance/it_1_1/itk0_n.m_1.htm</a>  |
|      | ⑧ 環境・エネルギー対策資金                     | 建設機械など   | 購入                | (特)日本政策金融公庫 国民生活事業 中小企業事業             | <a href="https://www.jfc.go.jp/finance/it5_bank/youtasaku_1.htm">https://www.jfc.go.jp/finance/it5_bank/youtasaku_1.htm</a>  |

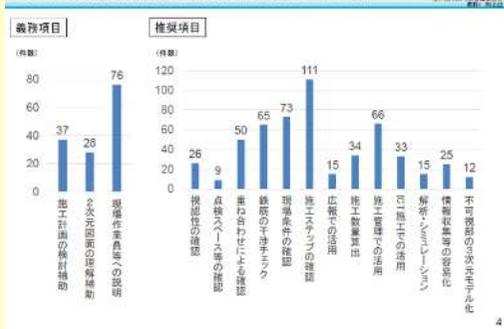
最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口必ず確認して下さい。

- BIM/CIM適用の効果・課題について受発注者ヒアリング
- 三次元データの効果的なユースケースの抽出と水平展開

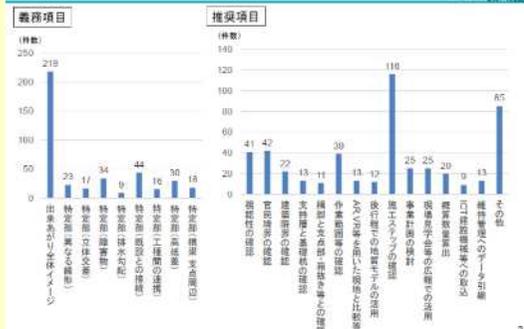
## ○BIM/CIM適用の効果・課題の受発注者ヒアリング

令和5年度からBIM/CIM原則適用開始  
令和5年度 関東地整（工事・業務）：約400件程度実施

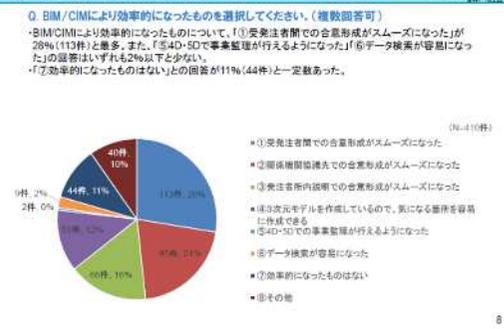
工事における義務項目・推奨項目の実施状況（速報値 R5.12時点）



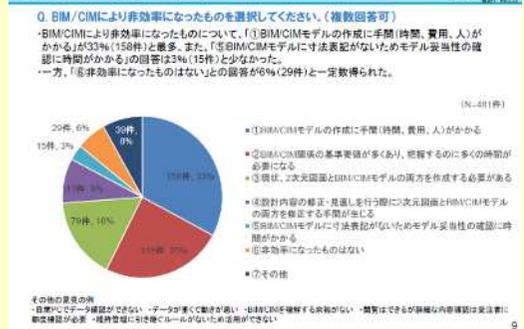
業務における義務項目・推奨項目の実施状況（速報値 R5.12時点）



発注者へのアンケートの結果



発注者へのアンケートの結果



令和5年度受発注者フォローアップ調査  
（R6.2.22 第11回 BIM/CIM推進本部会議資料より）

→ 令和6年度も引き続きフォローアップ調査を実施

## ○三次元データの効果的なユースケースの抽出と水平展開

施工

監督・検査

架設計画での活用

斜面防災での活用

機械配置検討

地質調査での活用

鉄筋干渉での活用

サイバー建設現場で情報共有

維持管理

地盤改良

ARを活用し埋設物を可視化

今後建設されるトンネル

3次元設計の標準化

工程管理

設計

維持管理

**BIM/CIM好事例 活用の展開**

→ 設計、施工、監督・検査、維持管理等にて活用

○ 関東地方整備局では、建設産業が取り組むべき担い手確保や生産性向上を推進し、働き方改革を支援していくための取組をまとめた『地域インフラサポートプラン関東』を2016年に策定。(最新改定2022年) 各種取組を通じて、新たな担い手の確保や若手技術者の定着促進を図る取組を支援。

## 現場見学会

■受注者が行う『現場見学会』の支援支援することにより、新たな担い手の確保を応援 (工事現場の開放、事務所と連携した広報活動など)

**小規模ICT土工施工技術現場見学会**  
～インフラDX・i-Construction 普及・推進のために～

大規模な直轄工事で小規模土工？  
現場味が無いかもしれませんが、小規模と呼べる工種の施工は存在しています。  
今回、小規模土工施工部分において、地方整備局職員・その他自治体職員・施工業者を対象とした現場見学会を実施させていただきました。

○見学会情報  
実施日時：令和6年11月24日(水) 12:30～15:00  
実施場所：霞ヶ浦(水深約14.25m付近)  
実施内容：小規模土工実演 2名  
自治体職員 1名  
施工業者 6名 計9名

○見学会実施内容・内容  
・霞ヶ浦の土工施工とICT土工施工の違い  
・ICT工法の特徴  
・風工システムを導入して実演を実施する必要がある。  
・ICT工法の特徴と現場での実用性について  
・ICT工法の特徴と現場での実用性について  
・ICT工法の特徴と現場での実用性について

R4 渡良瀬川左岸藤岡町地先築堤(その1)工事 監理者 藤岡川町 事務所  
R4 渡良瀬川左岸藤岡町地先築堤(その2)工事 監理者 藤岡川町 事務所  
和信建設の『担い手確保・確保のための取組』は、<http://www.usi.co.jp/intro/civil/>からご覧ください

<現場見学会 HP掲載例>

**建FES GO!**  
建設の仕事体験

2024年10月19日(土)  
9:30～15:30 受付開始、受付終了まで

お仕事をすると、報酬がもらえてお菓みに交換できるよ!

主催：国土交通省関東地方整備局 下総川事務所 宇都宮市教育委員会

<今年度実施予定の現場見学会事例>

**建設業 親子見学会 2024**  
小学4・5・6年生

令和6年 京橋長の日  
11月13日(水)  
10:00～12:00 受付

定員20組40名  
小学校4～6年生とその保護者(保護者1組につき小学4～6年生2名まで)

見学場所 現地集合 現地解散  
霞ヶ浦導水石岡トンネル第3工区 (茨城県茨城県霞ヶ浦市上島170)

一般社団法人 茨城県建設業協会 TEL.029-221-5126

## 技術者スピリッツ

■建設現場で働く技術者に光を当て、建設業の魅力を伝える (Facebookにも掲載)

facebook

国土交通省 関東地方整備局 地域インフラサポートプラン

建設現場で働く技術者に光を当て、建設業の魅力を伝える (Facebookにも掲載)

Facebookに掲載

## 技術者名入り銘板

■工事に携わった技術者の氏名等を記した銘板を発注者が支援して受注者が設置することにより、技術者としての誇りを明示し、建設産業の新たな担い手確保につながる

**安全と信頼の基盤。調節池を支える技術**

新技術を使い、未来へ繋げる Next Generation ～次世代～

R5 荒川第二調節池地盤改良その1工事

株式会社 榎木組 担当技術者 竹之内尚典

<技術者スピリッツ HP掲載例>

“技術者の誇り” 技術者名入り銘板を設置しました。

R2 圏央道五霞高架橋下部その4工事

技術者名入り銘板とは？  
関東地方整備局では、建設業を取り組む「働き方改革」を支援する「地域インフラサポートプラン(関東版)」という独自のプランを進めていて、その一環として技術者の誇りを示す銘板設置により、新たな担い手確保につながるよう取り組んでいます。

【工事概要】  
工事名：R2 圏央道五霞高架橋下部その4工事  
工事場所：茨城県葛城郡五霞町幸生地  
工期：令和3年4月29日(土)～令和3年3月31日  
工事内容：橋脚5基 橋梁 (PA15～PA19)  
受注者：株式会社 榎木組

<技術者入り銘板 HP掲載例>

- 災害対策用機械出動時に、協力会社名をマグネットなどで掲示し、一般の方向けへの広報を実施。

## 能登半島地震における事例



※維持工事等の受注企業名を掲示している車両を派遣した事例

➤ 災害対応時の協力会社名を「X」に記載し、一般の方向けにも広報を実施。

国土交通省 関東地方整備局 広報  
@mlit\_kanto\_koho

夜間も継続して土砂撤去作業を実施しています。  
(音が出ます。)

**協力会社 #株式会社熊谷組 #世紀東急工業株式会社**

#台風10号 #国道246号 #新善波トンネル #通行止め #無人化施工



午後8:21 · 2024年9月1日 · 17.5万 件の表示

549 リポスト 63 件の引用 1,651 件のいいね 65 ブックマーク

国土交通省 関東地方整備局 道路部さんがリポスト  
国土交通省 甲府河川国道事務所 @mlit\_kofu · 9月12日

緊急安全対策工事が完了したため、中部横断自動車道 下部温泉早川ICから中富ICまでの上下線の通行止めを9月12日 1時35分に解除しました。ご理解、ご協力ありがとうございました。#中部横断自動車道 #道路情報 #井上建設株式会社 #加藤建設株式会社 #いのちとくらしをまもる防災減災 #山梨防災

■通行止め解除区間



【下部温泉早川IC～中富IC】  
終日通行止め解除区間  
9月12日(木)2時解除

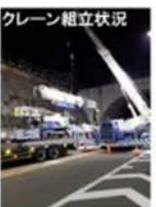
緊急安全対策工事完成状況



通行止め実施状況



クレーン組立状況



土嚢吊上状況



2/2

22 47 4,327

# 多様な総合評価の取組状況(R6. 3月末時点)

|              | 取組の目的                         | 取組内容   | 概要  | R3年度<br>契約件数 | R4年度<br>契約件数          | R5年度<br>契約件数 |
|--------------|-------------------------------|--|---|--------------|-----------------------|--------------|
| 総合評価<br>落札方式 | 担い手(企業)の<br>確保                | 自治体実績チャレンジ型<br>(令和4年8月～)<br>※平成25年度～令和4年7月は<br>自治体実績評価型  | ・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体<br>(都県政令市)の工事成績等により評価できる方式。  | 144件         | 評価型:64件<br>チャレンジ型:24件 | 54件          |
|              |                               | 技術提案チャレンジ型<br>(平成25年度～)                                  | ・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の<br>競争参加を促す方式。<br>・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき<br>事項」を3段階で評価。                             | 2件           | 1件                    | 0件           |
|              |                               | 地域防災担い手確保型<br>(平成26年度～)                                  | ・災害対応を含む地域維持の担い手確保のため、企業における防災に係<br>る取組態勢・活動実績等を評価する方式。(災害協定の締結や、災害<br>活動の実績等を評価)   | 141件         | 100件                  | 39件          |
|              |                               | 企業能力評価型<br>(令和5年度～)                                      | ・地域インフラを支える担い手としての企業の確保及び受発注者の事務<br>手続きの負担軽減の観点から、企業の技術力のみを評価する方式。  | -            | -                     | 20件          |
|              | 担い手(技術者)の<br>育成・確保            | 若手技術者活用評価型<br>(平成25年度～)<br>※令和4年8月以降評価項目見<br>直し          | ・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置<br>することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技<br>術者となるべく、経験を積んでもらう方式。                               | 170件         | 159件                  | 127件         |
|              |                               | 技術者育成型<br>(平成26年度～)                                      | ・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事<br>していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう<br>方式。   | 4件           | 6件                    | 11件          |
|              | 不調・不落対策                       | 地域防災実績評価型<br>(令和2年度～)<br>※フレームワークモデル工事及び公募型<br>指名競争入札に適用 | ・災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点<br>から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。   | 293件         | 177件                  | 22件          |
|              |                               | 実績評価型<br>(令和2年度～)<br>※公募型指名競争入札に適用                       | ・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績<br>(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。  | 44件          | 37件                   | 16件          |
|              |                               | 企業実績評価型<br>(令和5年度～)<br>※フレームワークモデル工事及び公<br>募型指名競争入札に適用   | ・公共工事の実績がない企業の新規参入を促すため、企業の施工実績<br>(民間工事を含む)と災害活動実績について評価する方式。  | -            | -                     | 125件         |
|              | 生産性向上、<br>技術力の向上              | 新技術導入促進型(I型)<br>施工能力評価型(平成29年度～)                         | ・新技術導入促進型(I):発注者が指定するテーマについて、実用段階<br>にある新技術(NETIS 登録技術のうち「有用な新技術」に選定されてい<br>る技術)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品<br>質の向上を図るための方式。 | 44件          | 21件                   | 17件          |
|              |                               | 新技術導入促進型(I型)<br>技術提案評価型(平成29年度～)                         |   | 45件          | 46件                   | 22件          |
|              |                               | 新技術導入促進型(II型)<br>(平成29年度～)                               | ・新技術導入促進型(II):発注者が指定するテーマについて、実用段階<br>に達していない技術又は研究開発段階にある技術を有効に活用し、効<br>率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。                     | 1件           | 1件                    | 2件           |
| 全体契約件数       | ※一般競争、指名競争、随意契約を対象。250万円未満を除く |  |   | 1,283件       | 1,043件                | 941件         |

# WLB関連認定制度

## WLB関連認定制度を活用した評価の実施

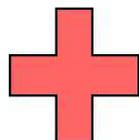
○平成30年度から、一般土木及び建築のA等級の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施**

○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



**WLB推進企業を加点評価**

| 段階的選抜<br>評価項目 | 評価基準   |
|---------------|--|
| その他           | 次に掲げるいずれかの認定を受けている<br>・女性活躍推進法に基づく認定等<br>(えるぼし認定企業等)※1<br>・次世代法に基づく認定(トライくるみん・<br>くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2<br>・若者雇用促進法に基づく認定<br>(ユースエール認定企業)※3 |

## 今後の取組拡大予定

これまでの取組

**H30~**

一般土木及び建築のA等級について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

**R6.1~**

加点対象を一般土木及び建築のA・B等級等まで拡大

今後の取組

**今後**

全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大

# 「若手・女性技術者奨励賞」の創設について

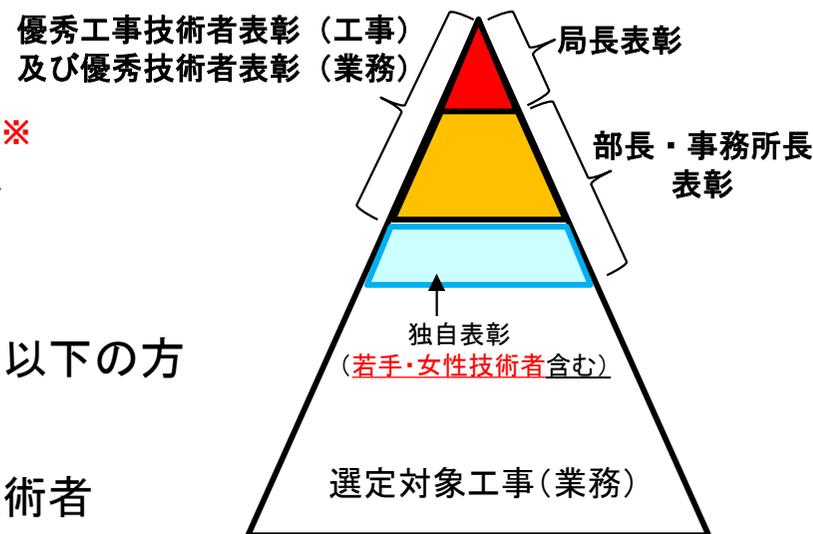
関東地方整備局では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力を発信するとともに、将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、**若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）**を創設し、令和7年度（令和6年度完成工事等）より表彰することとしました。

なお、関東地方整備局が発注する工事等において、総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討しております。

## 【表彰対象】

関東地方整備局が発注した当該表彰対象年度に完成した工事及び完了した業務のうち、**優秀工事技術者表彰（工事）※**及び、**優秀技術者表彰（業務）※**を受賞する者以外の方から、優秀な成績を収めた技術者。  
なお技術者とは下記の者をいう。

- ①若手技術者：当該表彰対象年度の3月31日時点で35歳以下の方
- ②女性技術者：年齢制限は設けない
- ③工事においては、現場代理人、主任（監理）技術者
- ④業務においては、管理技術者、主任技術者 または担当技術者



※優秀工事技術者表彰（工事）及び、優秀技術者表彰（業務）は、優良工事（業務）表彰を受賞する工事（業務）を担当した技術者の中から選定される。

## 4. 品確法の改正と運用指針の策定

---

### 背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

#### 担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

#### 地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

#### 生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

### 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

### 改正の概要

#### 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

##### 休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

##### 処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保

##### 適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

##### 担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施  
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

#### 4. 公共工事の発注体制の強化

##### 発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

#### 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

##### 適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

##### 災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

#### 3. 新技術の活用等による生産性向上

##### 新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

##### 技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

##### 入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

### 測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の方向性(案)

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

## 1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

## 2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)**
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

## 3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

## 4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

- 市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」の考え方が重要。
- 既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった**複数・多分野のインフラを「群」として捉え**、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。

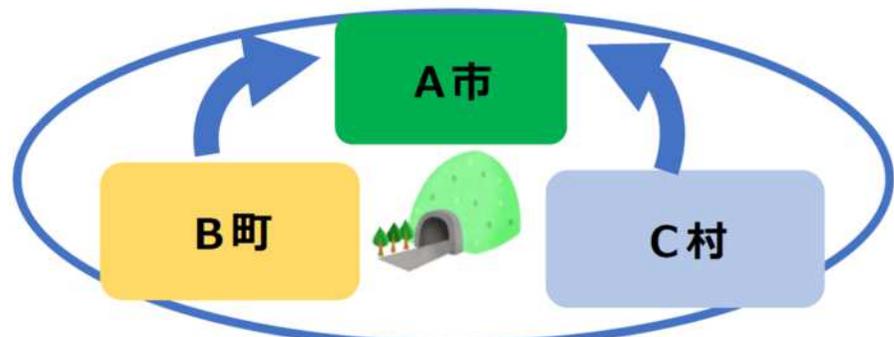
## 群マネのイメージ

提言： [https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03\\_sg\\_000214.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03_sg_000214.html)

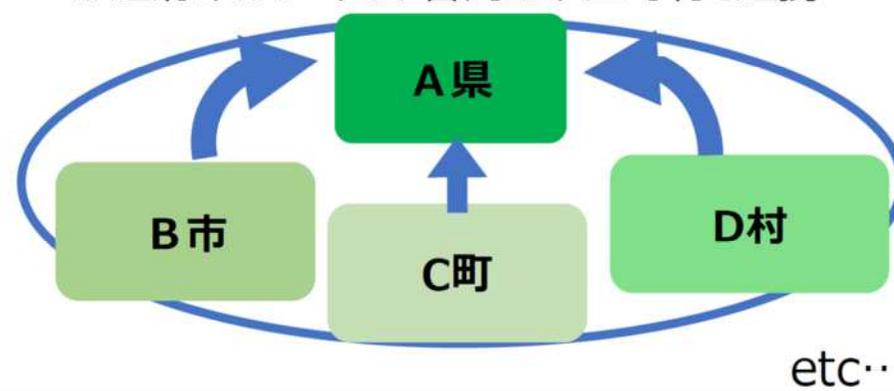


### ＜ケース1：広域連携＞

一つの市区町村がリードし、複数市区町村で連携

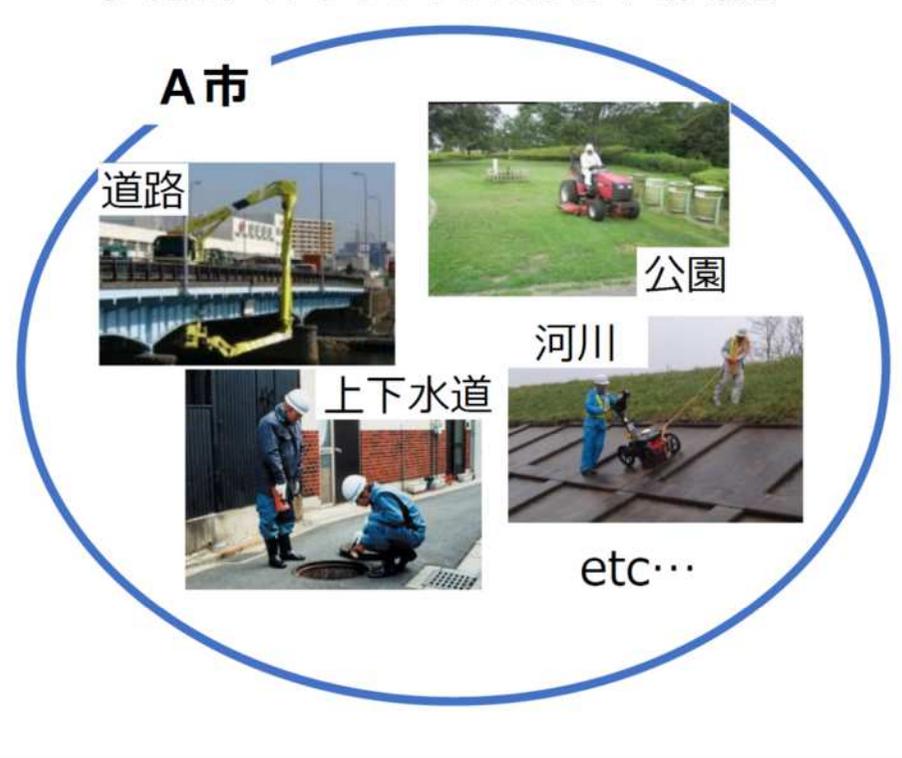


都道府県がリードし、管内の市区町村と連携



### ＜ケース2：多分野連携＞

多分野のメンテナンスをまとめて実施



- 群マネに取り組む上で、3つの群（＝束ねるもの）があると考えられ、地域が抱える課題や期待される効果に応じ、適切な選択が求められる
- 具体的な方策として既存の制度や取組みが存在するが、自治体・事業者間の役割分担の考え方を示すとともに、より群マネの効果を高める方策の検討が必要ではないか

## 自治体・事業者間の役割分担の考え方



3つの束

「自治体(発注者・業務)」  
を束ねる

「事業者」  
を束ねる

「技術者」  
を束ねる

具体的な方策等

【発注者】

空間

水平連携

垂直連携

【業務】

分野

インフラ分野の  
複合化

プロセス

業務プロセスの  
複合化

時間軸

契約期間の  
複数年化

JV、  
事業協同  
組合  
等

技術的体制、  
人材育成  
(学との連携)

入札・契約に関する内容は、主に実施検討会で議論

# 群マネモデル地域 選定案件一覧

**別紙**

**【選定案件】 計11件 (40地方公共団体)**

| No. | 自治体名<br>(* 応募自治体) |       | No.    | 自治体名<br>(* 応募自治体) |       |
|-----|-------------------|-------|--------|-------------------|-------|
| ①   | 北海道               | 幕別町 * | ⑥      | 奈良県               | 宇陀市 * |
|     |                   | 音更町   |        |                   | 曾爾村   |
| ②   | 秋田県               | 大館市 * |        |                   | 御杖村   |
|     |                   | 草津市 * |        |                   | 東吉野村  |
| ④   | 大阪府               | 岸和田市  |        |                   | 奈良県   |
|     |                   | 泉大津市  | 和歌山県 * |                   |       |
|     |                   | 貝塚市 * | 橋本市    |                   |       |
|     |                   | 泉佐野市  | かつらぎ町  |                   |       |
|     |                   | 和泉市   | 九度山町   |                   |       |
|     |                   | 高石市   | 高野町    |                   |       |
|     |                   | 泉南市   | 益田市 *  |                   |       |
|     |                   | 阪南市   | 津和野町   |                   |       |
|     |                   | 忠岡町   | 吉賀町    |                   |       |
|     |                   | 熊取町   | 広島県 *  |                   |       |
|     |                   | 田尻町   | 安芸太田町  |                   |       |
| 岬町  | 北広島町              |       |        |                   |       |
| ⑤   | 兵庫県               | 大阪府   | ⑩ 広島県  | 三原市 *             |       |
|     |                   | 養父市 * | ⑪ 山口県  | 下関市 *             |       |
|     |                   | 豊岡市   |        |                   |       |
|     |                   | 朝来市   |        |                   |       |
|     |                   | 香美町   |        |                   |       |
|     |                   | 新温泉町  |        |                   |       |

※旗あげの自治体名は、  
応募の代表自治体のみ記載



出典：国土地理院

**6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立**

＜法律・運用指針の説明会＞

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
  - ・品確法の改正の主旨説明

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
  - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7  
～  
9  
月  
を  
目  
処

＜意見照会＞

9/6(金)～9/27(金)

- 改正運用指針骨子(案)について
  - 地方公共団体・建設業団体への意見照会
  - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

**意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成**

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
  - ・改正運用指針(案)の説明

秋  
～  
冬  
頃

- 改正運用指針(案)について
  - 地方公共団体・建設業団体への意見照会
  - 有識者への意見照会
  - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

12月～1月  
(予定)

**発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定**

令和7年4月  
(予定)

**運用指針に基づく発注関係事務の運用開始**

## 5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

---

**国土形成計画** = 国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備、保全(「国土の形成」)を推進するための総合的かつ基本的な計画

目的: 現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

計画期間: 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

## 国土形成計画(全国計画) (閣議決定)

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示  
(国の責務の明確化)

※国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定めることとされている。



## 国土形成計画(首都圏広域地方計画) (国土交通大臣決定)

首都圏の区域において、国と都県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して、広域の見地から必要とされる主要な施策を策定

※関係する国の地方支分部局、都県、指定都市、市町村・経済団体等が対等な立場で協議する場(首都圏広域地方計画協議会)を組織

## 新たな首都圏広域地方計画の予定

令和5年7月 第三次 国土形成計画  
閣議決定

令和5年7月 「基本的な考え方」公表

令和6年冬頃 「中間とりまとめ」公表

令和6年冬以降 国土交通大臣決定

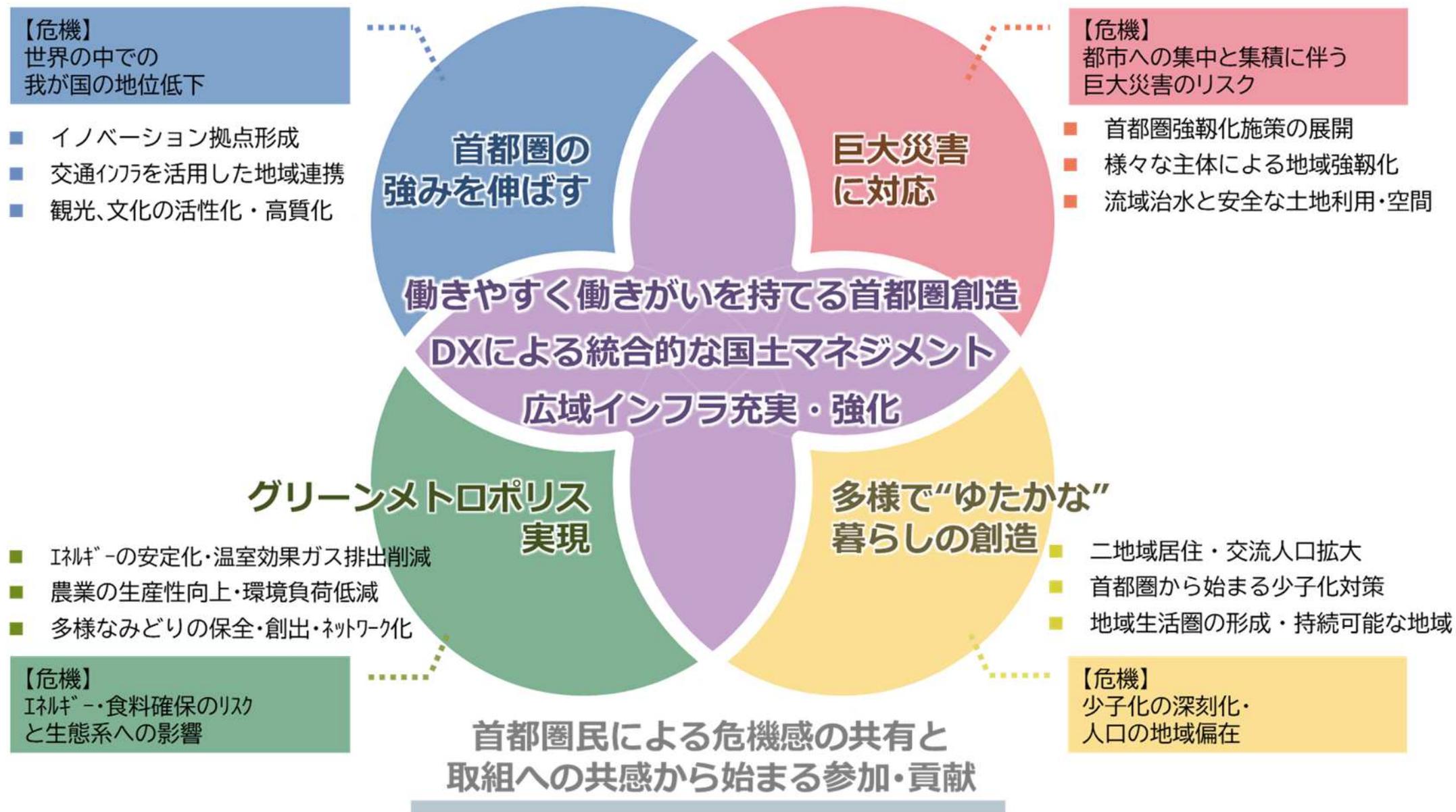
◆計画区域と首都圏広域地方計画協議会

| 【国の地方行政機関】 |             | 【都県】          |
|------------|-------------|---------------|
| 警察庁        | 関東管区警察局長    | 茨城県知事         |
| 総務省        | 関東総合通信局長    | 会長 栃木県知事      |
| 財務省        | 関東財務局長      | 群馬県知事         |
| 厚生労働省      | 関東信越厚生局長    | 埼玉県知事         |
| 農林水産省      | 関東農政局長      | 千葉県知事         |
| 林野庁        | 関東森林管理局長    | 東京都知事         |
| 経済産業省      | 関東経済産業局長    | 神奈川県知事        |
| 国土地理院      | 関東地方測量部長    | 山梨県知事         |
| 国土交通省      | 東北地方整備局長    | 福島県知事         |
| 国土交通省      | 関東地方整備局長    | 新潟県知事         |
| 国土交通省      | 北陸地方整備局長    | 長野県知事         |
| 国土交通省      | 中部地方整備局長    | 静岡県知事         |
| 国土交通省      | 関東運輸局長      |               |
| 国土交通省      | 東京航空局長      | 【指定都市】        |
| 気象庁        | 東京管区気象台長    | さいたま市長        |
| 海上保安庁      | 第三管区海上保安本部長 | 千葉市長          |
| 環境省        | 関東地方環境事務所長  | 横浜市長          |
| 環境省        | 中部地方環境事務所長  | 川崎市長          |
|            |             | 相模原市長         |
|            |             | 【市町村団体】       |
|            |             | 全国市長会関東支部長    |
|            |             | 関東町村会長        |
|            |             | 【経済団体】        |
|            |             | 関東商工会議所連合会副会長 |

※全38団体で構成

## [首都圏広域地方計画協議会]

国の地方行政機関、都県、指定都市、市町村団体、経済団体 全38団体で構成

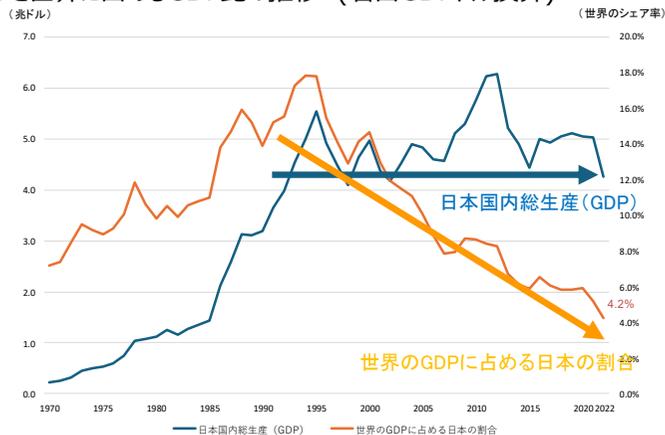


# 首都圏の持続可能性が直面する4つの危機

## 【危機1】世界の中での我が国の相対的な地位の低下

- GDPは世界経済全体で5倍伸びた一方、日本は約1.4倍の伸びにとどまる(1989年に対する2022年)
- 国民一人当たりGDPは、OECD加盟38カ国中21位(G7で最下位(2022年度))

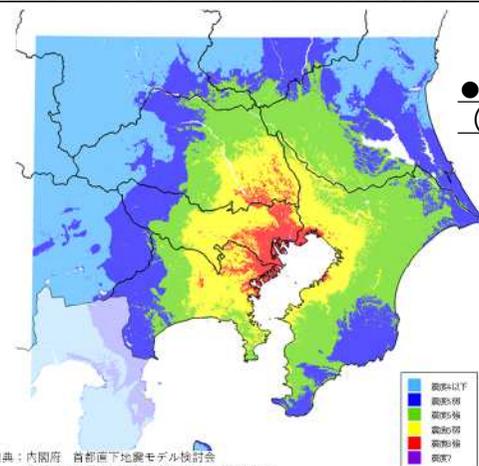
### ● 日本GDPと世界に占めるGDP比の推移 (名目GDPドル換算)



出典：世界銀行データベース「GDP(current US\$)」を基に関東地方整備局作成

## 【危機2】都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

- 洪水浸水想定区域の人口をみると、首都圏総人口の88%を占め、災害リスクの高い地域の人口が多い
- 首都直下地震などの災害時に、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定され、大量の人的被害が発生するおそれ



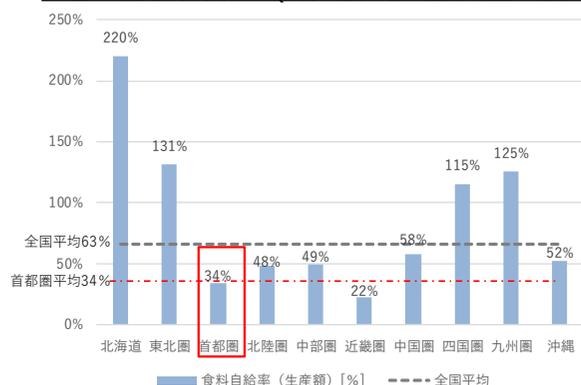
● 震度分布  
(都心南部直下地震)

出典：内閣府「首都直下地震モデル検討会」首都直下地震モデル検討会において検討された震度分布を基に関東地方整備局作成

## 【危機3】エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

- 我が国のエネルギー自給率は2020年度に11.3%と、他のOECD諸国と比べても低水準
- 先進国で最低水準の食料自給率(63%)である我が国の中でも、首都圏の食料自給率は34%と低い

### ● 圏域別食料自給率(令和3年度における生産額ベース)



出典：農林水産省「都道府県別食料自給率について」、農林水産省「食料・農業・農村白書」を基に関東地方整備局作成  
注：圏域別食料自給率は、都道府県人口の按分より各都道府県の食料生産額および食料消費仕向額を算出し、圏域別に集計

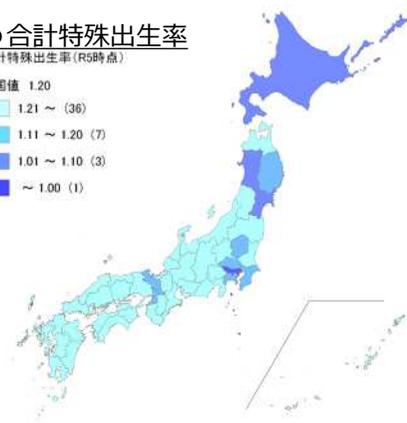
## 【危機4】少子化の深刻化・人口の地域偏在

- 首都圏地方部では、人口減少が加速
- 東京圏では合計特殊出生率の低下が深刻化し、東京都では0.99(2023年)まで低下

### ● 合計特殊出生率

合計特殊出生率(R0時点)

- 全国値 1.20
- 1.21 ~ (36)
- 1.11 ~ 1.20 (7)
- 1.01 ~ 1.10 (3)
- ~ 1.00 (1)



出典：厚生労働省、令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)を基に関東地方整備局作成

関東地方整備局が発注する  
建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務への  
入札参加を希望される皆様へ

**令和7・8年度**

**競争参加資格審査（定期審査）**

**インターネット一元受付実施について**

**スケジュール**

※定期審査はインターネット方式でのみ受付となります  
(インターネット方式に対応していないものを除く)。

**1. パスワード発行申請受付期間**

令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)

**2. 申請書データ作成期間**

令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)

**3. 申請用データ受付期間**

令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)



上記受付期間に申請いただけない場合は、  
令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。  
※上記「1」の期間に、パスワードの発行を行っていない場合は、  
インターネット一元受付ができません。

**国土交通省特設案内ホームページ**

[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_002338.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002338.html)

**ヘルプデスク**



令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)

午前9時～午後5時

※土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

**工事** TEL: 06-6733-6857

**コンサル** TEL: 03-5542-0355

関東地方整備局 総務部 契約課 TEL: 048-601-3151

# 建設産業行政の最近の動き



国土交通省関東地方整備局建政部

# 担い手 3 法改正

# 第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

## 議員立法

### 公共工事品質確保法等の改正

## 政府提出

### 建設業法・公共工事入札適正化法の改正

## 担い手確保

### 処遇改善

- 賃金支払いの実態の把握、必要な施策
- 能力に応じた処遇
- 多様な人材の雇用管理の改善

### 価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)

- スライド条項の適切な活用 (変更契約)

### 働き方改革 ・環境整備

- 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報
- 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格
- 測量資格の柔軟化【測量法改正】

- 標準労務費の確保と行き渡り
- 建設業者による処遇確保

- 資材高騰分等の転嫁円滑化
  - 契約書記載事項
  - 受注者の申出、誠実協議

- 工期ダンピング防止の強化
- 工期変更の円滑化

## 生産性向上

- ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)
- 新技術の予定価格への反映・活用
- 技術開発の推進

- ICT指針、現場管理の効率化
- 現場技術者の配置合理化

## 地域における 対応力強化

### 地域 建設業等 の維持

- 適切な入札条件等による発注
- 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)

### 公共発注 体制強化

- 発注担当職員の育成
- 広域的な維持管理
- 国からの助言・勧告【入契法改正】

## (参考)

### ◇公共工事品質確保法等の改正

- ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)
- ・誘導的手法 (理念、責務規定)

### ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)
- ・規制的手法など

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

|      |         |          |           |         |                   |                    |
|------|---------|----------|-----------|---------|-------------------|--------------------|
| 建設業* | 417万円/年 | (▲15.6%) | 2,022時間/年 | (+3.5%) | [H9] 685万人(10.4%) | ⇒ [R4] 479万人(7.1%) |
| 全産業  | 494万円/年 |          | 1,954時間/年 |         |                   |                    |

\*賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 標準労務費の勧告

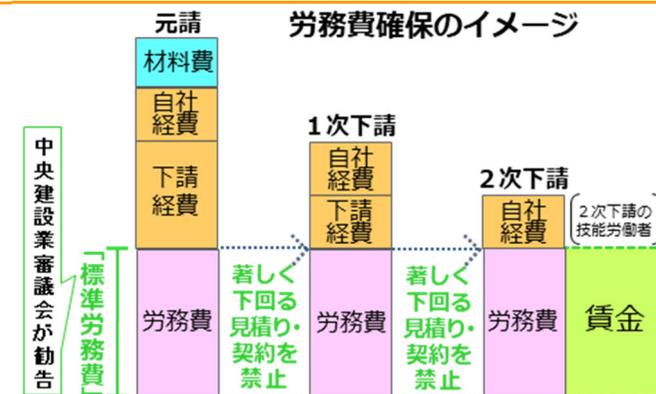
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

- 契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

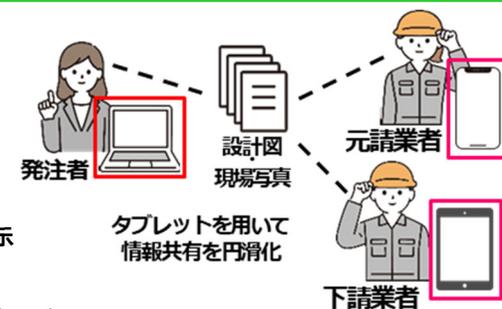
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者\*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



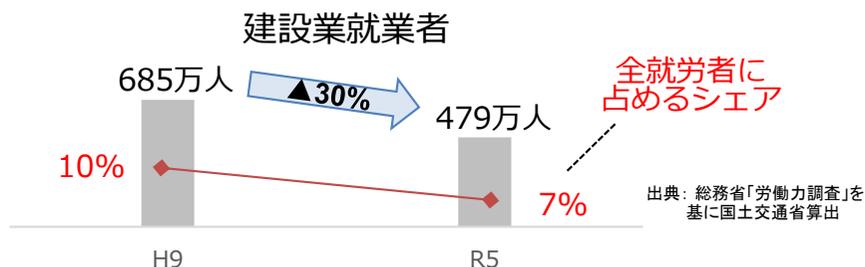
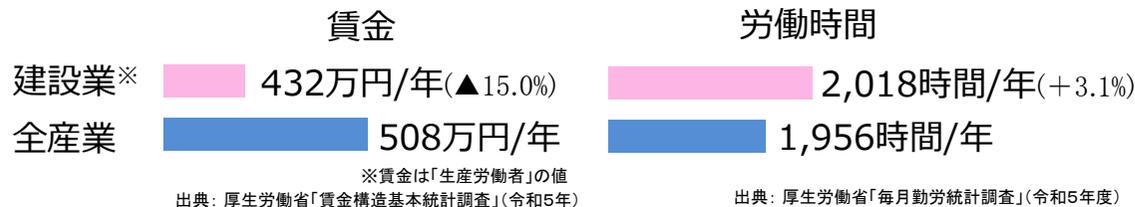
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



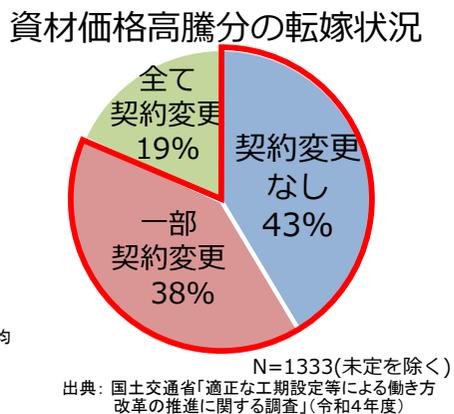
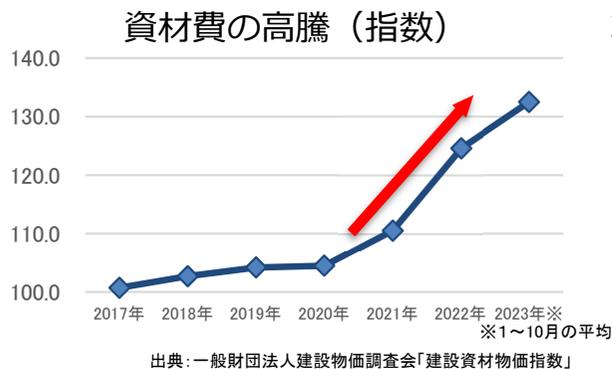
## 背景

○ 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難

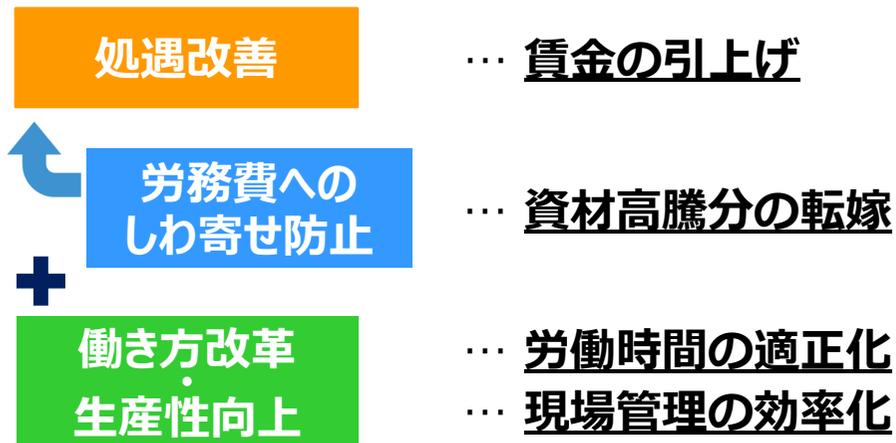


○ 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



## 方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】

給与がよい  
休日がとれる  
希望がもてる  
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

○ 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

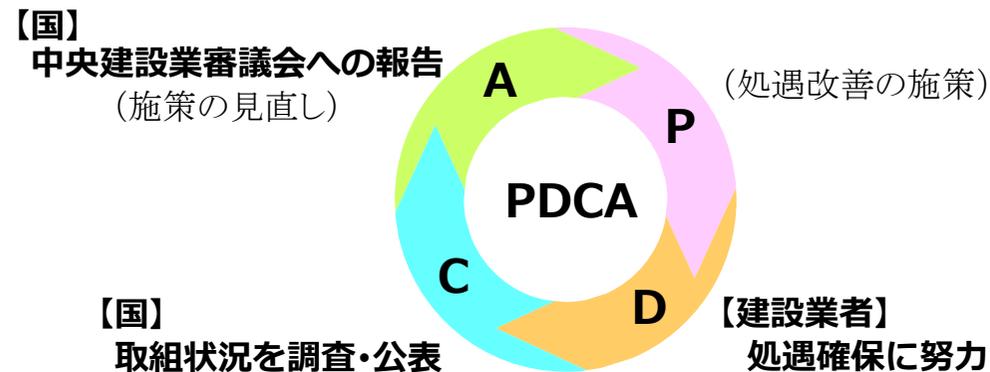


# 今回改正事項(処遇改善関係)

## (1) 建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

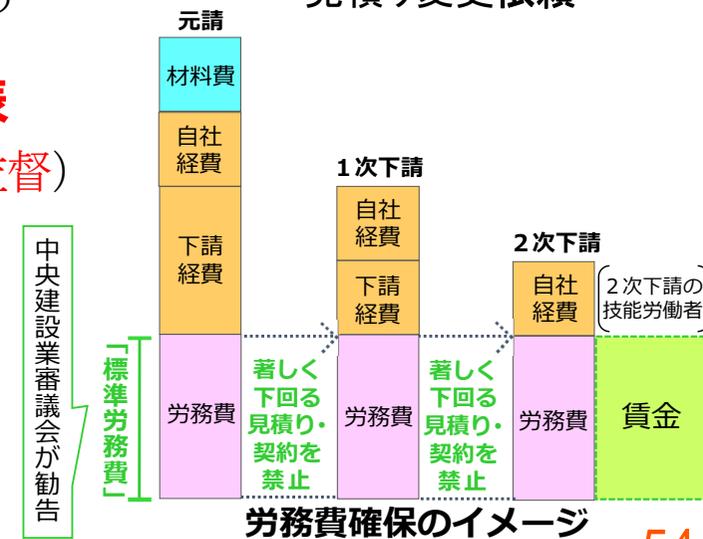
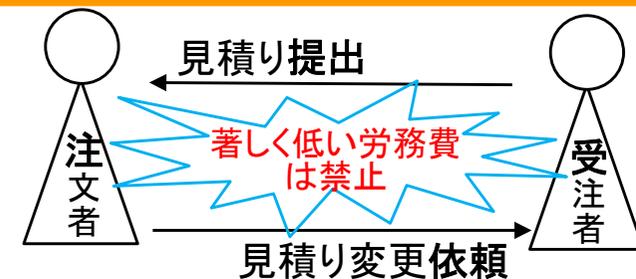


## (2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**  
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



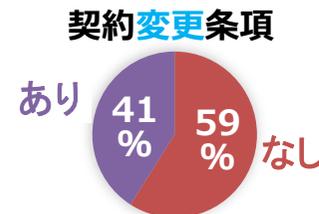
## (3) 不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

## 契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

**契約書**

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



「**資材高騰のおそれあり**」



資材高騰等が顕在化したとき

## 契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って  
請負代金**変更の協議**

誠実な**協議に努力**



期待される効果

**資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止**

# 今回改正事項(働き方改革・生産性向上関係)

## (1) 働き方改革

### ① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約  
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

#### ○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

|    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1位 | 作業員の増員 | 25% | } 4割超 |
| 2位 | 休日出勤   | 24% |       |
| 3位 | 早出や残業  | 17% |       |

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

### ② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「おそれ情報」を注文者に**通知する義務**

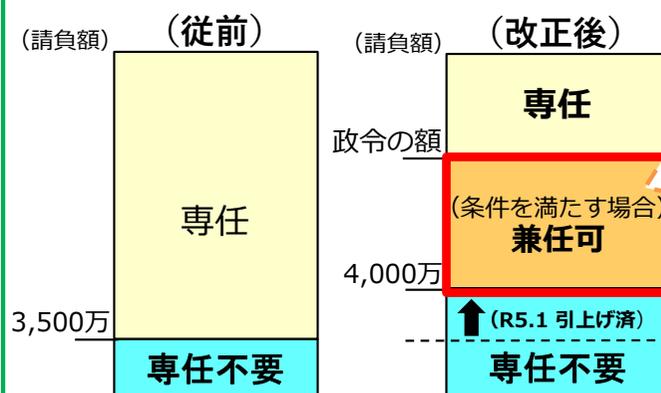
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後 ○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※  
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

## (2) 生産性向上

### ① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

#### 【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

#### <例> 遠隔施工管理



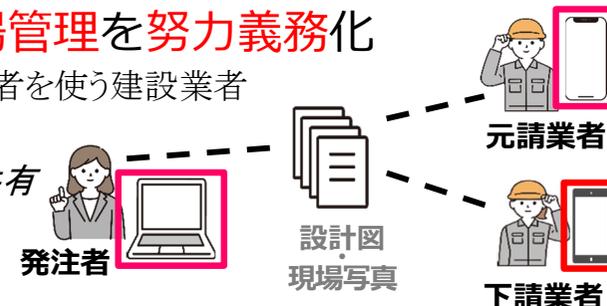
### ② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

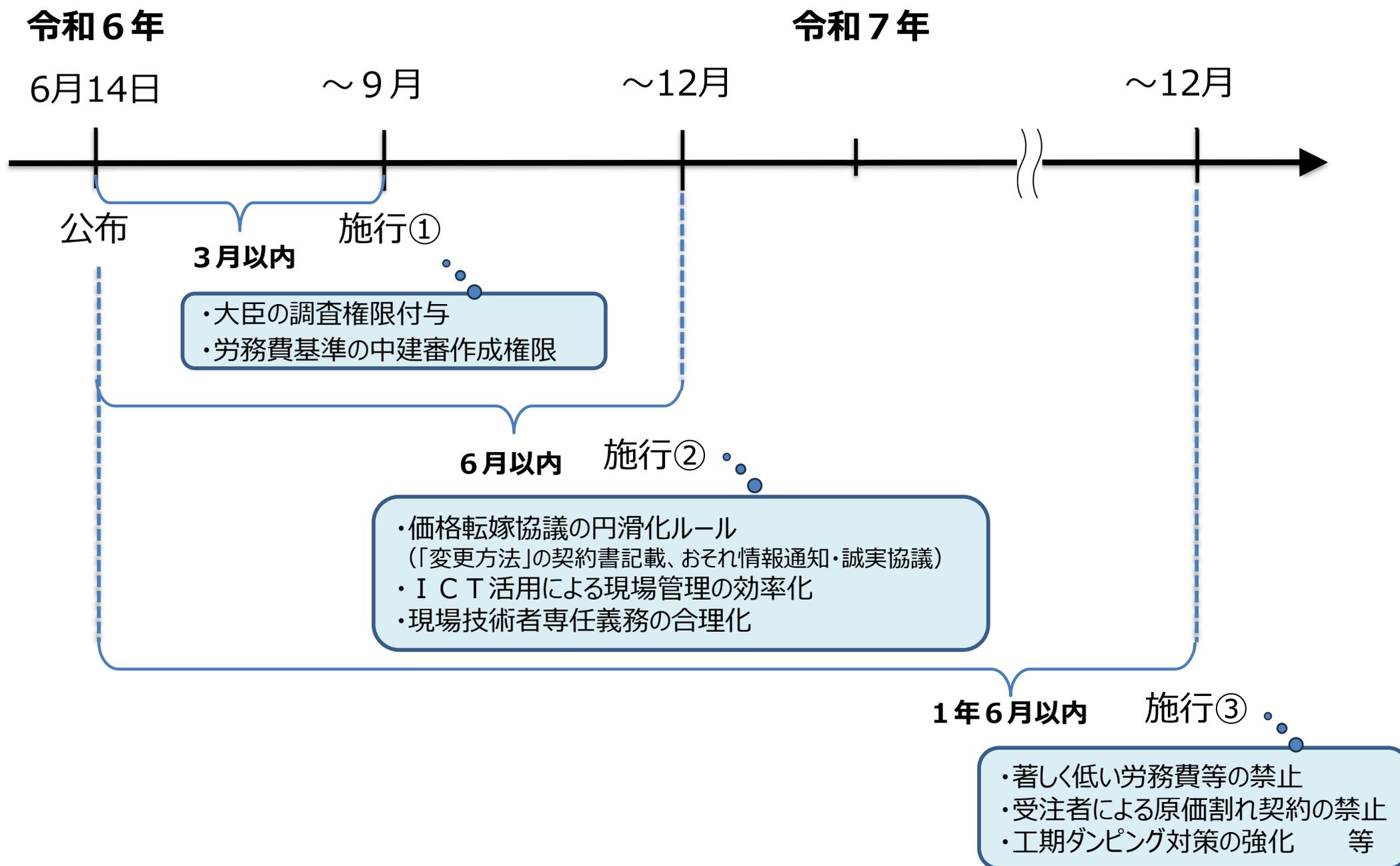
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**  
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)



※議員立法による「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は6月19日に公布・施行済（測量法改正のみ2年以内に施行）

## 建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

### 【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

【主な調査内容】

建設Gメンの実地調査

適正な請負代金・労務費の確保

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等

適切な価格転嫁  
〔労務費指針への対応状況〕  
〔資材価格の転嫁協議状況〕

- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等

適正な工期の設定

- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
- ※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施

適正な下請代金の支払

- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
- ※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

# 適正工期等の推進

# 「工期に関する基準」改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、**契約変更**でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) <b>自然要因</b>       | (6) 関係者との調整        |
| (2) <b>休日・法定外労働時間</b> | (7) 行政への申請         |
| (3) イベント              | (8) <b>労働・安全衛生</b> |
| (4) 制約条件              | (9) 工期変更           |
| (5) 契約方式              | (10) その他           |

- ・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な**工期確保**や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

## 注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】  
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

## 受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 <R6改正>  
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 <R6改正>

### <「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

関東地方整備局では、令和6年4月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和6年度も継続して実施。

## 厚生労働省の取組みに国土交通省が参画

### ① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和6年度においても継続して実施。今年度は特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R6年度の各地の開催状況】

|     |         |    |         |    |         |
|-----|---------|----|---------|----|---------|
| 東京  | R6.5.29 | 栃木 | R6.6.13 | 埼玉 | R6.6.26 |
| 神奈川 | R6.6.14 | 群馬 | R6.6.21 | 千葉 | R6.6.24 |
| 山梨  | R6.6.28 | 茨城 | R6.7.17 | 長野 | R6.6.7  |

### ② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 地方整備局から建設業における働き方改革の推進や、適正な工期設定に関する資料配布及び説明を実施
- 令和5年度の関東管内における企業向け説明会は、延べ110回実施
- 令和6年度においても順次実施。

## 地域経済団体との連携

- 商工会議所連合会等の地域経済団体を通じて、民間発注者に対する適正な工期設定、適正な価格による取引推進等について、働きかけを実施。
- 各会員企業に対して、適正工期に関するリーフレットやチラシ配付による周知を連合会等へ依頼。

## 働きかけの実施状況

### <実施団体>

各都県商工会議所連合会

|     |      |    |      |    |      |
|-----|------|----|------|----|------|
| 東京  | 9/6  | 栃木 | 8/26 | 埼玉 | 8/9  |
| 神奈川 | 8/2  | 群馬 | 9/6  | 千葉 | 9/12 |
| 山梨  | 9/13 | 茨城 | 9/10 | 長野 | 9/13 |

## 働きかけを実施した効果

### ○商工会議所HPに掲載

#### 甲府商工会議所

産業経済の発展と豊かで住み良い街づくりのために各種事業を推進しています。

### 他機関からのお知らせ

- 2024/09/26 他機関 [【甲府市】「労働契約解説オンラインセミナー」のご案内](#)
- 2024/09/26 他機関 [【経営者のための社労士会セミナー】人手不足時代に中小企業が知っておきたい労務管理のポイント](#)
- 2024/09/18 他機関 [【国交省・関東地整】建設業における適正工期・適正価格の周知協力について](#)

### お知らせ

【国交省・関東地整】建設業における適正工期・適正価格の周知協力について

2024/09/18 他機関

シェアする 投稿 LINEで送る

建設工事を発注する皆様へ 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したリーフレット



「工期に関する基準」や適正工期のあり方について受注者や発注者の皆様へわかりやすく解説しています。



建設工事における適正な工期の確保に向けて

※ 国土交通省のHPに掲載されています。

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

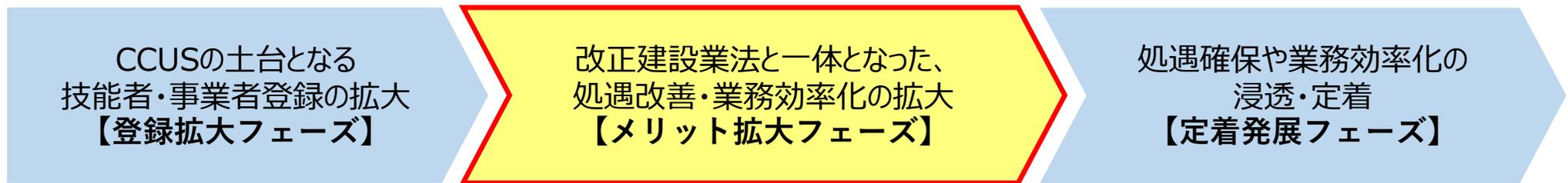


# 建設キャリアアップシステム

# CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画（概要）

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

## ● 今回の「3 か年計画」の位置づけ



### 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

### 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

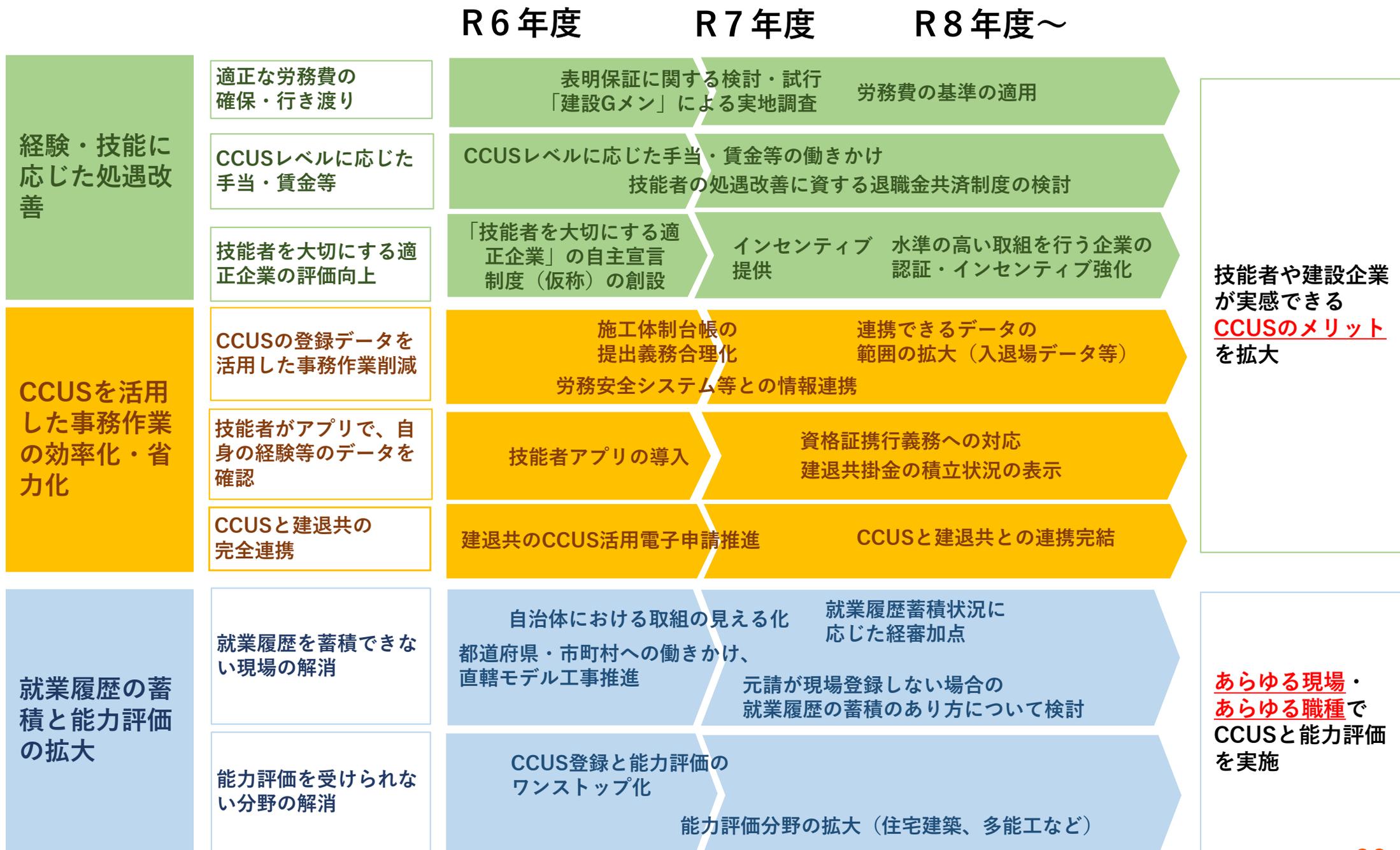
### 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）



# 適正価格による取引で明るい未来づくり

快適な住まい



魅力あるまち



災害に強い国



建設業界が“つくる”で支えています

## 建設業界の現状

インフラの新設や維持管理、災害時の応急復旧、防災・減災、国土強靱化等の最前線で活動する建設業界を取り巻く環境は、**賃金、人材の確保が厳しい状況**です。

### 材料費



建設資材物価指数は  
平成27年に比べて  
32.8ポイント上昇

(一財)建設物価調査会 建設資材物価指数より

### 人件費



建設業の年間賃金は  
平成24年に比べて  
73万円上昇

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より  
国土交通省作成

### 賃金水準



令和5年時点で  
全産業年間賃金に比べて  
76万円低い

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より  
国土交通省作成

### 就業者数



平成9年に比べて  
令和5年の建設業就労者は  
206万人減少

総務省「労働力調査」を基に国土交通省  
で算出

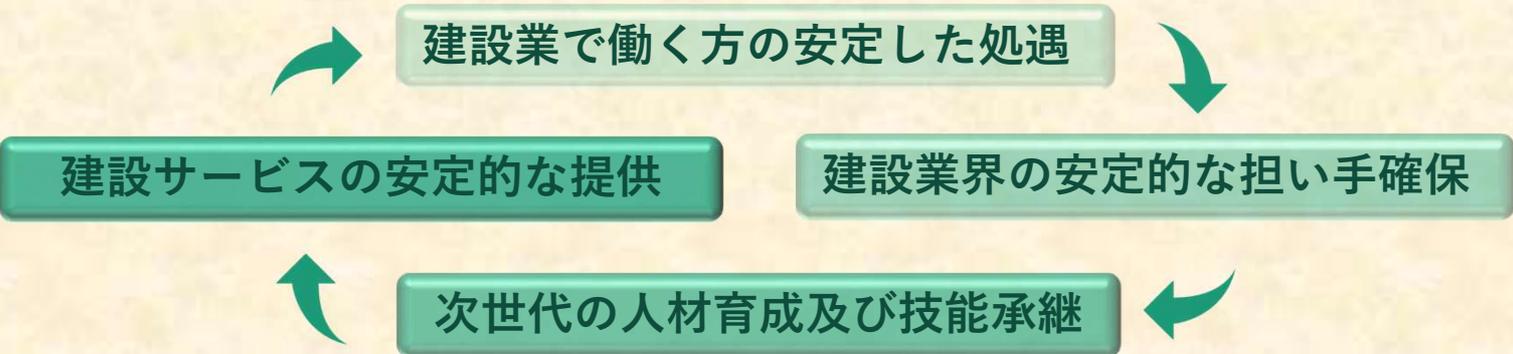
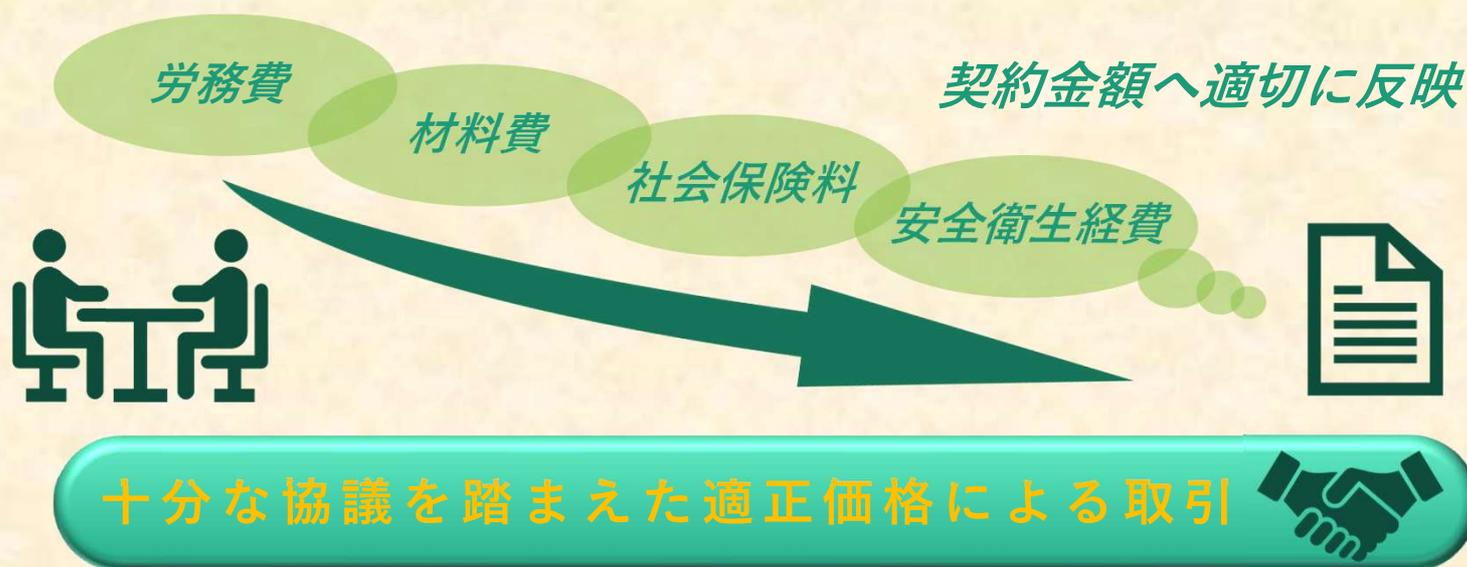
建設業界が国民の安心・安全の確保を担う、「地域の守り手」として安定的に活動するためには、**適正な価格設定**による建設工事の取引が重要となります。

建設業界が持続可能な産業として、これからも国民の安心・安全の確保を担うためには、建設工事の取引ルールの遵守徹底が必要です。

NG!

建設工事の取引ルールを定めた建設業法では、以下のような行為が規制されています。

- 原価割れするような**不当に低い請負代金**による契約
- 通常必要な工期よりも**著しく短い工期**による契約
- **著しく低い労務費等**による見積り提出や変更依頼



適正価格による取引は、“ものづくり”の技能の承継やそれを担う“人づくり”の基盤となり、安全・安心な社会づくりに繋がります

適正な価格設定の取引環境の構築にご協力をお願いします

# 「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したリーフレット



「工期に関する基準」や  
適正工期のあり方について  
受注者や発注者の皆様へ  
わかりやすく解説しています。



建設工事における適正な工期の確保に向けて

※ 国土交通省のHPに掲載されています。

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



## 適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様への安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします



# 「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

工事を受注する建設企業

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



② 労働基準法の  
時間外労働規制に  
違反した場合

③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、  
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を  
公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります  
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

## 建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。 (※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）





## 一般社団法人神奈川県建設業協会の主な活動状況

### 1 建設人材の確保育成（県内工業高校への活動支援）

#### （1）出前講座の実施

##### 【令和5年度】

| 高校名        | 開催日        | 参加者     | 内 容                          | 協 力 企 業                          |
|------------|------------|---------|------------------------------|----------------------------------|
| ①磯子工業高校    | R5. 6. 22  | 2年生 35名 | ドローンサッカー、建機体験、塩ビ管遠隔削孔体験、舗装体験 | (株)小俣組、浜崎建設工業(株)、(株)花和産業、相模開発(株) |
| ②小田原城北工業高校 | R5. 7. 5   | 2年生 33名 | 講話、ドローン体験、測量体験               | (株)甲斐組、三和建设(株)、司建設(株)            |
| ③神奈川工業高校   | R5. 7. 13  | 2年生 77名 | 講話、グループディスカッション              | (株)渡辺組、(株)松尾工務店、露木建設(株)          |
| ④向の岡工業高校   | R5. 7. 18  | 2年生 52名 | ドローン体験、重機体験                  | 奈良建設(株)、三和工業(株)、(株)水村工務店、(株)林間   |
| ⑤横須賀工業高校   | R5. 8. 30  | 2年生 39名 | 下水道管更生工事の体験、建設機械の操作体験、墨出し体験  | 横須賀支部及び横須賀建設業協会会員企業 15社          |
| ⑥藤沢工科高校    | R5. 12. 18 | 2年生 16名 | ドローン操作体験、建設機械の操作体験、講話        | 馬淵建設(株)、(株)門倉組、(株)水村工務店、浅岡建設(株)  |

##### 【令和6年度】

| 高校名        | 開催日        | 参加者     | 内 容                           | 協 力 企 業                                 |
|------------|------------|---------|-------------------------------|---|
| ①磯子工業高校    | R6. 6. 17  | 2年生 29名 | 講話、建機体験、チェーンソー使用体験、小型ドローン操作体験 | (株)安藤建設、浜崎建設工業(株)、(株)春峰園、(株)小俣組、根本建設(株) |
| ②小田原城北工業高校 | R6. 7. 10  | 2年生 22名 | 小型ドローン操作体験、建機操作体験、大型ダンプ試乗体験   | 三和建设(株)、(有)大畠工務店、(株)奥津建材                |
| ③横須賀工業高校   | R6. 10. 16 | 2年生 35名 | 管更生体験、ドローン操作体験、建機体験、監督工疑似体験   | (株)花和産業、(株)小俣組、宮本土木(株)、(株)デッキ           |

|          |            |         |                 |                                     |
|----------|------------|---------|-----------------|-------------------------------------|
| ④神奈川工業高校 | R6. 10. 31 | 2年生 78名 | 講話、グループディスカッション | (株)センチュリー工業、(株)松尾工務店、馬淵建設(株)、(株)門倉組 |
|----------|------------|---------|-----------------|-------------------------------------|

## (2) 県立横須賀工業高校建設科デュアル教育への対応

横須賀支部、横須賀市建設業協会の会員企業が年間 120 コマの授業を担当。  
本部は支部への協力支援

## (3) 建設系工業高校紹介冊子の作成【令和5年度】

工業高校の受験率が年々減少していることから、工業高校の提案に応じて、建設系工業高校の教育内容や特色、在校生の声などを記事とした中学生向け冊子「The Meister」を作成。

工業高校の説明会において活用していただくほか、中学校（408校）の校長・進路指導教諭宛に郵送することによって、多くの中学生とそのPTAの方々に建設系工業高校を知っていただき、入学希望者を増やす一助とした。

- ① 原稿 建設系工業高校各校4頁分の完全原稿を依頼
- ② 表紙デザイン 工業高校の生徒から募集（最優秀賞1点、優秀賞1点を表彰）
- ③ 配布 1.1万部印刷 各工業高校に500部、各中学校に15部配布。



## (4) 建設現場見学会

県内工業高校 6校に対して、建設現場見学会を行う場合のバス借上げ代を補助。

### 【令和5年度】

| 高校名        | 開催日       | 参加者     | 見学現場  |
|------------|-----------|---------|---|
| ①小田原城北工業高校 | R5. 5. 30 | 2年生 33名 | ・令和4年度河川改修公共県単合併工事（浅岡建設(株)）<br>・相模川流域下水道左岸処理場第一放流渠逆流防止対策工事（浅岡建設(株)） |
| ②向の岡工業高校   | R5. 6. 2  | 3年生 24名 | ・海老名市中学校給食調理施設建設工事（(株)渡辺組）<br>・(仮称) フロール横浜三ツ沢建設工事（(株)渡辺組）           |
| ③向の岡工業高校   | R5. 6. 2  | 2年生 27名 | ・都営住宅 31H-114 東工事（(株)松尾工務店）   |

|          |            |                    |   |
|----------|------------|--------------------|---|
| ④神奈川工業高校 | R5. 7. 12  | 2年生 77名            | ・勝田小学校及び勝田小学校コミュニティハウス（仮称）建替工事（㈱渡辺組）<br>・横浜市中央卸売市場本場青果部施設整備工事（㈱渡辺組） |
| ⑤横須賀工業高校 | R5. 9. 26  | 1年生 39名            | ・中央新幹線神奈川県駅（仮称）新築工事   |
| ⑥横須賀工業高校 | R5. 9. 27  | 2年生 38名            | ・中央新幹線神奈川県駅（仮称）新築工事   |
| ⑦磯子工業高校  | R5. 10. 26 | 2年生 30名<br>3年生 28名 | ・（仮称）サニーステージ北鎌倉新築工事（㈱小俣組）<br>・瀬戸橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）（小俣組・奈良建設JV）       |
| ⑧藤沢工科高校  | R5. 11. 21 | 2年生 9名             | ・R3 横浜湘南道路藤沢 IC 橋梁補強工事（藤沢市城南）（小雀建設㈱）                                |
| ⑨藤沢工科高校  | R6. 1. 22  | 2年生 40名            | ・瀬戸橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）（小俣組・奈良建設JV）                                    |

### 【令和6年度】

| 高校名           | 開催日        | 参加者          | 見学現場  |
|---------------|------------|--------------|---|
| ①横須賀工業高校      | R6. 5. 24  | 2年生 33名      | ・津田沼 PARCO 解体工事作業所<br>・建設・測量生産性向上展  |
| ②向の岡工業高校      | R6. 5. 29  | 2年生 22名      | ・二俣川小学校建替工事（㈱松尾工務店）   |
| ③向の岡工業高校      | R6. 5. 29  | 3年生 25名      | ・海老名消防署建設現場（㈱渡辺組）<br>・県立図書館改修工事現場（㈱渡辺組）   |
| ④向の岡工業高校      | R6. 5. 29  | 3年生 25名      | ・京急久里工3作業所（馬淵建設㈱）<br>・川水入江崎作業所（馬淵建設㈱）   |
| ⑤小田原城北工業高校    | R6. 6. 14  | 1・2年生<br>41名 | ・引地川河川改修（護岸工）工事（浅岡建設㈱）<br>・相模川流域下水道左岸処理場第一放流渠逆流防止工事（浅岡建設㈱）<br>・茅ヶ崎市道の駅整備事業建設工事（浅岡建設㈱） |
| ⑥神奈川工業高校（定時制） | R6. 9. 27  | 全学年<br>14名   | ・R6 横環南栄 IC・JCT 下部他工事（奈良建設㈱）<br>・横浜旭いこいの里新築工事（工藤建設㈱）                                  |
| ⑦藤沢工科高校       | R6. 9. 30  | 2年生 27名      | ・県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（小俣・サクラ特定建設工事共同企業体）   |
| ⑧磯子工業高校       | R6. 11. 21 | 2年生 29名      | ・横浜市青葉区奈良町計画（馬淵建設㈱）<br>・入江崎水処理改築土木工事（馬淵建設㈱）   |

## (5) 工業高校生現場実習（インターンシップ）の実施（各3日間）【令和5年度】

工業高校が実施する現場実習に会員企業が協力。

- ① 磯子工業高校 11名 受入会員企業：小雀建設(株)、根本建設(株)、馬淵建設(株)
- ② 向の岡工業高校 3名 受入会員企業：(株)大山組、(株)NB建設
- ③ 藤沢工科高校 4名 受入会員企業：風越建設(株)、(株)丹野設備工業所
- ④ 横須賀工業高校 28名 受入会員企業：(株)秋山建設、東建設(株)、(株)いづみ建設、岩澤土木(有)、宇内建設(株)、(株)片山建設、(有)勝己建設、川島建設(株)、木村建設(株)、穂本興業(株)、(株)新晃産業、高幸建設(株)、(株)二幸管理、(株)花和産業、(有)林土木工業、堀建設(株)、(株)丸孝産業、ミツワ建設(株)、(株)山一施工、ユタカ建設(株)

※ 令和6年度より企業PR冊子の内容を改めインターンシップの受入状況を分かりやすく表示

## (6) 企業PR冊子の制作・配布

- 令和5年度 86社掲載
- 令和6年度 80社掲載（様式の統一化）

## 2 建設業の社会的責任への対応

### (1) 災害協定に対する的確な対応（令和6年台風10号の対応）

神奈川県内で土砂災害や冠水などの被害があったが、協会会員は土木事務所や自治体からの要請を受け、土砂崩れによる土砂の撤去や規制雨量を超えたことによる通行止め対応、倒木処理など応急対応など行った。

要請のなかった会員も自主的にパトロールを実施、即時対応できる体制をとった。

#### 【うち、活動報告のあったもの】

- ① 出動企業 約100社
- ② 出動人員 延240名
- ③ 活動内容 土砂流出調査・撤去（14箇所）  
舗装路面陥没箇所埋め戻し等（2箇所）  
倒木撤去（5箇所）  
受託道路監視及び通行止め処置（14箇所）  
冠水箇所パトロール、集水桝清掃



# 令和5年度までの主な意見要望への対応状況 関東地方整備局

※令和5年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主な要望等に対する対応状況。

| 大分類        | 中分類       | 小分類    | 業団体からの意見   | 対応状況   | 備考 |
|------------|-----------|--------|--|--|----|
| 新・担い手3法    | 改正品確法運用指針 | 発注者協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国統一指標の周知徹底。(日建連、栃木、埼玉、東京、神奈川)</li> <li>・自治体等へ週休2日の完全実施に向けた働きかけ。(日建連、PC建協、栃木、神奈川)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、区市町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。</li> <li>・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長(市長会長、町村会長)にも参画頂くこととした。</li> <li>・H30.2に発注者(地公体)へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【23号まで配信(R6.9月末時点)】</li> <li>・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標(全国統一指標)について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。</li> <li>・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。</li> <li>・指標については、区市町村も含め各機関ごとに達成目標を定めており、令和6年度までの達成を目標として取組を推進。令和6年6月には、最終的な達成見込みを見える化し、公表することで、各機関の更なる取組の推進を促す。</li> </ul>         |    |
| 働き方改革担い手確保 | 週休2日      | 試行工事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。(日建連)</li> <li>・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。(日建連)</li> <li>・「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。</li> <li>・R4年度には、一般土木工事(WTO対象)において、現場の休み(現場閉所)を土日に定める「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。</li> <li>・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施。</li> <li>・R6年度から、原則全ての工事で発注者指定方式による月単位の週休二日制工事を実施。</li> </ul>  |    |
|            |           | 積算     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。(橋建協、千葉、長野)</li> <li>・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率の引上げ。(神奈川)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度より、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。</li> <li>・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。</li> <li>・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。</li> <li>・令和5年度も補正係数を引き続き継続。</li> <li>・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化(朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映)</li> <li>・令和6年度から、月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設。(工期全体(通期)の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用)</li> <li>・移動時間を踏まえた積算の適正化(現道・維持関係等の11工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたため、R6年度歩掛改正に反映)</li> </ul> |    |

| 大分類            | 中分類      | 小分類                | 業団体からの意見   | 対応状況  | 備考 |
|----------------|----------|--------------------|--|---|----|
|                |          | 工期設定／<br>工程管理      | <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な工期の設定。(日建連、橋建協、道建協、東京、山梨、長野、神奈川)</li> <li>設定した工期の前提条件の明示。(日建連、橋建協、道建協)</li> <li>工事工程の共同管理の徹底。(日建連、道建協、埼玉)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日当たり標準作業量と週休2日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。</li> <li>R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。</li> <li>R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合(クロスチェック)を行うことを周知徹底。</li> <li>工期設定に新たに猛暑日を考慮</li> </ul> |    |
|                |          | 2024年4月からの建設業時間外規制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>時間外労働と休日労働の適用除外に関して、除雪や大雨時のパトロールの扱い</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>適用除外に関して労働部局を交えた直轄事務所、県、建設業協会との勉強会等を開催</li> </ul>  |    |
| 働き方改革<br>担い手確保 | 施工時期の平準化 |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>発注時期と施工時期の平準化。(橋建協、道建協、栃木、東京、長野)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>早期発注、国債制度、翌債(繰越)制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。</li> <li>「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。</li> <li>指標については、区市町村も含め各機関ごとに達成目標を定めており、令和6年度までの達成を目標として取組を推進。令和6年6月には、最終的な達成見込みを見える化し、公表することで、各機関の更なる取組の推進を促す。</li> </ul>   |    |
|                | CCUS     |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>CCUS義務化モデル工事の対象拡大。(日建連)</li> <li>CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。(東京)</li> <li>自主的にCCUSの活用している企業に対する評価のしくみの検討。(群馬)</li> <li>CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の導入促進。(道建協、PC建協)</li> <li>登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。(東京、群馬)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>R2年度より原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)において発注者指定型による「CCUS義務化モデル工事」の試行を実施。</li> <li>一般土木工事(Cランク)を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施。</li> <li>群馬県内の一般土木工事(Cランク)において、R4.1から「CCUS活用工事(受注者希望方式)」の試行を実施。</li> <li>CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事(受注者希望方式)については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。</li> <li>R5年度は、新たに千葉県、茨城県、神奈川県で「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施予定。</li> </ul>          |    |
|                | 見積尊重宣言   |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。(日建連)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事(WTO対象)において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。</li> </ul>  |    |

| 大分類                          | 中分類     | 小分類    | 業団体からの意見  | 対応状況   | 備考 |
|------------------------------|---------|--------|---|--|----|
| i-Construction<br>(建設生産性の向上) | ICT活用   | 活用工事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。(日建連、道建協)</li> <li>ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。(PC建協、橋建協)</li> <li>小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT 施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT 建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点評価を実施。</li> <li>R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。</li> <li>R4年度、「ICT構造物工(橋梁上部・基礎工)」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場(床掘工・小規模土工など)への適用拡大を実施。</li> <li>R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。</li> <li>図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手引き(案)」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を発出。</li> <li><b>R6年度、「ICTコンクリート堰堤工」の適用拡大を実施。</b></li> </ul> |    |
|                              |         | 各種支援制度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。(道建協)</li> <li>ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。(栃木)</li> <li>ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。(群馬、東京)</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。</li> <li>R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。</li> <li>R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。</li> </ul>   |    |
| i-Construction<br>(建設生産性の向上) | 規格の標準化  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>プレキャスト工法の標準化。(日建連、PC建協)</li> <li>コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。(日建連)</li> <li>PRISMの取組みの継続と拡大。(日建連)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、<b>R6.2月末で13回開催。</b></li> <li>「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30 年度より開始。</li> <li>PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了した。</li> <li>令和5年度からPRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。</li> </ul>  |    |
|                              | BIM/CIM |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。(日建連、PC建協)</li> <li>R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。(栃木、埼玉)</li> <li><b>BIM/CIMによるデータ連携の推進(橋建協)</b></li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度のBIM/CIM原則適用を受け、「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針(R6.3)」に基づきBIM/CIM活用工事の取組を進めている。</li> <li>発注実績は<b>令和3年度から令和5年度にかけて約3倍</b>に増えた。(96件→307件)</li> <li>BIM/CIMの活用や受発注者間のデータシェアリングに関して、研修等により発注者のスキルアップを図り、適切に対応。</li> <li><b>R6,9より、コンクリート系床版を有する鋼桁の道路橋工事において、設計データを工場製作で活用するデータ連携の試行を実施。</b></li> </ul>   |    |

| 大分類  | 中分類                  | 小分類           | 業団体からの意見  | 対応状況  | 備考 |
|------|----------------------|---------------|---|---|----|
| 入札契約 | 入札契約制度               |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きの負担軽減(手続きの期間短縮や改善、技術提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の要件緩和など)。(日建連、橋建協、埼玉、千葉、東京)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任(監理)技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す(H30一部見直し)とともに、対象工種等の拡大を図り継続。</li> <li>・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。</li> <li>・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大</li> <li>・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。</li> <li>・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。</li> </ul>  |    |
|      | 発注方式                 |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括審査方式のさらなる活用の拡大。(日建連、橋建協)</li> <li>・設計者と施工者の連携した契約方式の採用。(PC建協)</li> <li>・ECI方式のさらなる活用の拡大。(日建連)</li> <li>・フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。(埼玉、神奈川)</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。</li> <li>・段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。</li> <li>・技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討。</li> <li>・効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上を図るため、新技術導入促進型(I、II)の試行を拡大。</li> <li>・R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。</li> <li>・R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。</li> <li>・R5.4より、チャレンジ枠の見直し(「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し)</li> <li>・R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注</li> <li>・R6.4より、チャレンジ枠の見直し(「上限15者」から「10者を越えた者の半数」に見直し)</li> <li>・R6.6に水閘門工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注</li> </ul> |    |
| 設計積算 | 事前調整<br>事前準備<br>条件明示 |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。(橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木)</li> <li>・概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。(山梨)</li> <li>・現場と整合性のある精査された最新の設計図書を提供。(神奈川)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き(案)」(R1.9改定)を活用。</li> <li>・設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き(案)」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。</li> <li>・R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。</li> <li>・R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大。</li> </ul>  |    |
|      | 予定価                  | 労務単価<br>市場単価  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計労務単価の増額。(橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川)</li> <li>・実勢価格を把握される調査回数の増加。(既製杭工)(茨城)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、R5.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種(全国)単純平均で前年度比5.0%、全職種で前年度比5.2%の引き上げを実施。</li> <li>・令和6年度は主要12職種(全国)単純平均で前年度比6.2%の引き上げを実施。</li> </ul>  |    |
|      |                      | 低入札価格<br>調査基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査基準の引き上げ。(道建協、神奈川)</li> <li>・最低制限価格における一般管理費の算定率(5.5/10)の引き上げ。(埼玉)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。(一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68)</li> </ul>  |    |

| 大分類  | 中分類    | 小分類 | 業団体からの意見  | 対応状況  | 備考 |
|------|--------|-----|---|---|----|
|      | 設計変更   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適時適切な契約変更。(日建連)</li> <li>・発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。(道建協)</li> <li>・工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。(道建協)</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的な対応方法を記載。</li> <li>・工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。</li> </ul>   |    |
| 監督検査 | 書類の簡素化 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事情報共有システム(ASP)活用による紙書類提出の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協)</li> <li>・提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建協、道建協、埼玉、東京、神奈川、山梨)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。</li> <li>・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。</li> <li>・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。</li> <li>・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。</li> <li>・R6.3に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、発注者側からの誤った指摘事例やウィークリソースを追加、ワンデーレスポンス実施の手引きを作成しスリム化ガイドに反映させるなどバージョンアップし周知徹底。</li> <li>・今後もスリム化ガイドをより良いものとしていくため、受注者からのご意見、ご要望を基に定期的にバージョンアップを図る予定。</li> </ul> |    |
|      | 監督・検査  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協)</li> <li>・工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。</li> <li>・本官工事の中間技術検査等において、WEB(teams等)を活用した検査を実施。</li> <li>・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。</li> <li>・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。</li> <li>・R6年2月より「書類限定検査の実施を標準」として実施。</li> </ul>  |    |
|      | 遠隔臨場   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔臨場の活用推進と環境整備。(日建連、PC建協、橋建協、道建協)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。</li> <li>・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。</li> <li>・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。</li> <li>・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型)</li> <li>・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。</li> <li>・R5.9に、これまでの取組で工夫した事例を「建設現場における遠隔臨場取組事例集(関東地方整備局版)」として作成し公表。</li> <li>・今後も引き続き好事例を取りまとめ公表する予定。</li> <li>R5年度末に『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』及び『遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領(案)』を策定。</li> </ul>   |    |

| 大分類          | 中分類  | 小分類 | 業団体からの意見  | 対応状況   | 備考 |
|--------------|------|-----|---|--|----|
| 持続可能な事業環境の確保 | 事業展開 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。</li> </ul>   |    |
|              | 地元受注 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。(栃木、埼玉、千葉、神奈川)</li> <li>地元企業が参加しやすい規模での発注。(神奈川)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。</li> <li>災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。</li> <li>直轄工事実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。</li> <li>R2年度より施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕】</li> <li>R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。</li> <li>R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。</li> <li>R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。</li> </ul> |    |
|              | 災害関係 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害活動に係る補償。(神奈川)</li> <li>建設工事標準請負契約約款第30条(不可抗力による損害)の改善。(神奈川、長野)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請(契約)した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することを関係事務所へ周知。</li> <li>事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。</li> </ul>   |    |

令和6年12月4日

## 令和6年度 関東地方整備局への要望事項

一般社団法人 神奈川県建設業協会

神奈川県内の地域建設業の現況は、マンション需要の増加や民間設備投資の拡大、国土強靱化計画の法制化などから、民間、公共ともに仕事量は堅調に推移していますが、終息が見えないウクライナや中東などの国際紛争、円安、原油高、物価高騰の影響、さらには、賃上げや時間外労働規制などから、建設工事に係る材料費、人件費が高騰し、地域建設業の収益環境は厳しさが増しています。

しかしながら、時間外労働規制や週休2日制といった働き方改革は、若手人材を確保していくためにも推進していく必要があります、そのためにも、DXなどの新技術の導入により生産性の向上を図っていかねばなりません。

こうした課題解決には、適正工期の確保はもとより公共事業予算の一層の増額、施工時期の平準化の推進、さらには市町村発注工事も含め個々の工事における適正価格での発注など一層の改善が必要です。

こうしたことを踏まえ、次の諸事項について要望いたします。

## 1 公共事業予算の拡充と早期執行について

### (1) 国土強靱化対策の充実強化

昨年度、国土強靱化基本法が改正され、中期計画の策定が法定化されました。これにより今後とも継続して国土強靱化策が展開されることとなり、地域の守り手である地元建設業としましても大いに期待しているところであります。

その一方で、年々拡大・増加する豪雨災害や大規模地震のリスク拡大などもあり、老朽化するインフラの整備や急傾斜地への対応など、一刻も早い対応が求められています。

このようなことから、国土強靱化による未然防止策が地域の隅々にまで早急に行き渡るよう、これまで以上の規模となる対策の充実強化をお願いします。

また、神奈川県内のインフラ整備につきましては、第二東名、横浜湘南道路等の道路網整備や河川堤防整備等が進められておりますが、国土強靱化のためにも新たな道路整備や河川整備について事業計画の策定をお願いします。

## (2) 公共事業予算の早期執行について

時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革を実現するためには、発注者のご理解、ご協力なくしては実現困難であります。

公共事業予算の執行にあたっては、時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革を十分に踏まえた適正工期の確保と早期執行に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

## 2 市町村における品確法運用指針の徹底

「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という）では、発注者が必ず実施すべき事項に「予定価格の適正な設定」及び「施工時期の平準化」、「適正な工期設定」などが位置づけられていますが、市町村の発注については、最低制限価格の算定式において、いまだ最新の中央公契連モデルの水準に至っていないなど、まだまだ課題のあるのが現状です。

- ① 現在、国では最低制限価格の設定や低入札調査基準などで課題のある市町村について、個別に指導を行っていることは承知していますが、これまで以上に市町村に対して強く働きかけをしていただくようお願いいたします。
- ② 施工時期の平準化について、慢性的技術者不足、技能者不足の回避のためにも必要であり、明許繰越や債務負担行為などの財政制度を市町村発注工事においても、積極的に活用していただくよう働きかけをお願いします。
- ③ 時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革は、若手人材の確保という面からも必ず実行していかなければならない課題です。国や県などでは働き方改革への実現に向け対応いただいておりますが、一部の市町村では対応されていない団体もありますので、強い働きかけをお願いします。

## 3 入札契約制度・運用の改善について

### (1) 入札から開札までの期間短縮について

入札から開札まで約1ヶ月の期間を要し、配置予定技術者については他工事を受注した場合は辞退できますが、中小地元建設業では少ない技術者での他の工事への応札の段取りもありますので、入札から開札期間を1週間程度に短縮していただくようお願いいたします。

### (2) 発注標準Cランク工事の発注限度額の引上げについて

物価・賃金・消費税等の上昇により工事原価も上昇しておりますので、地元建設業者の受注機会の確保のためにも、発注標準（一般土木・建築）Cランク工事の発注限度額を3億円から4億5千万円への引上げをお願いします。

### (3) 熟練（高齢者）の技術者の加点について

若手及び女性の登用が加点の対象となる案件については、採用に強い大手企業が優位となり、募集しても若手、女性が来ない中小建設業者では不利な状況となっております。人材不足や就労環境が変化する中で若手、女性の活用は当然ではありますが、定年の延長等高齢者の活用も促されている状況ですので、高齢者の人材活用の観点から、熟練の技術者にも加点をお願いします。

### (4) 適正な予定価格の設定及び最低制限価格率の引上げについて

今般、改正された建設業法では、労働者の処遇改善や資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止などの措置が盛り込まれました。

労働者の処遇改善は、慢性的な人手不足が続く建設業において、若手人材の確保を進めていくためにも取り組んでいかなければならない課題であり、将来にわたって建設業が地域の守り手としての役割を果たしていけるようにするためにも、安定的・恒久的に実現していく必要があります。

その一方で、労働者の処遇改善を継続して実施していくためには、その費用を賄える安定的な収入がなければ実現困難ですので、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定や最低制限価格率の引上げをお願いします。

### (5) 公共工事標準請負契約約款の見直しについて

公共工事標準請負契約約款では、工事着工中の現場が災害により被害が発生した場合、不可抗力として受注者が請負代金額の百分の一を負担しなければならないとされているところ、災害復旧工事については、受注者負担を求めないとされたことは感謝申し上げます。

しかしながら、最近の大規模自然災害の増加などにより、通常工事において 予期せず災害に見舞われる場面も多くなっていますので、通常工事においても 受注者負担を無くしていただくようお願いします。

また、資材高騰への対応としてスライド条項が定められていますが、スライド条項についても、不可抗力と同様に受注者負担（1.0%又は1.5%）がとられています。改正建設業法にもあるように、資材高騰分の転嫁協議が円滑に行われ労務費へのしわ寄せ防止を図る観点からも、スライド条項にある受注者負担を無くしていただくようお願いします。

## 4 働き方改革への対応について

### (1) 時間外労働規制に対応する積算上の経費増額等について

建設業は2024年からの時間外労働規制の適用を受け、会員企業はじめ建設業界は働き方改革の実現に向け鋭意取り組んでおります。

そのような取組みの中、現場技術者の給料等の費用は現場管理費の率による積算で計上されておりますが、昼間の現場管理の後に様々な事務作業を行っている技術者の現状の業務に時間外労働規制や週休2日制を適用させるためには、補助の技術者の人員を増やしたり、工事書類の作成など現場業務をサポートする人材を活用しないと時間外規制に対応ができない状況です。

働き方改革に対応して、現場管理費について割増補正等の対応をしていただいておりますが、一般管理費率も含め積算基準の抜本的な見直しをお願いいたします。

### (2) 公共建築工事における働き方改革の対応について

国においては、働き方改革、時間外労働規制への対応として、週休2日制、CCUSの適用やDX推進の取組みを活用した発注工事の導入など様々なモデル工事に取り組んでおられますが、これらが適用される工事のほとんどは土木工事が対象となっており、建築工事については案件の発注が少なく、あまり進んでいないのが現状です。

また、地方公共団体の発注に係る公営住宅や学校施設等の新築・改築の建築工事の占める割合が比較的多いにもかかわらず、週休2日制やDXの取組みは、国と同様、ほとんど進められていない状況です。

つきましては、働き方改革を推進するため、公共建築工事においても、週休2日制、ASP、遠隔臨場及びCCUSについて積極的に取り組まれるとともに、地方公共団体への働きかけをお願いします。

## 5 適切な現場対応について

### (1) 工事発注に係る事前調整等について

工事発注にあたっては、地元住民や他機関との協議、調整を済ませ、現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供をお願いします。

### (2) 設計変更の対応について

これまで設計変更については30%上限はあるものの、当該工事や全体プロジェクトの遅延回避などの特定の条件下において30%を超え、Cランク上限の3.9億円までの変更は承認をしていただいております。

しかしながら、今年度に入り、プロジェクト遂行のため30%超を見込んで進めていた工事について、一転して一斉に30%上限規制となり、発注課とともに30%以下にするための労力を費やしている現状です。一部の工事において、工事全体の流れからも30%超は必要な工事でも、変更に対応してくれず、目的構造物の完成ではなく、限度額で打ち切り竣工も提案されることもあります。

このような状況が続くようであれば、これまでは一体施工の必要性から利益を度外視した依頼作業も受けてきましたが、今後ほどの業者も内容を吟味し、利益確保ができるものだけを取捨選択した変更が進み、プロジェクト全体の遅れが出る可能性があります。さらに、利益確保が難しい各工事が含み、環境整備工事として新規発注されていますが、各社が懸念事項を熟知していることから、不調・不落も予想されます。

つきましては、変更を必要としない精度の高い設計図書による発注をお願いします。

また、国の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」では、「特に指示等で実施が決定し、施工が進められているのにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。」とされており、適正な利益の確保とともに工期や労務賃金に影響しないよう適切な対応をお願いします。

### (3) 「土木工事電子書類スリム化ガイド」の徹底について

発注者がすべき資料作成や関係機関の打合せを今でも受注者が行っているのが現状です。また、ワンデーレスポンスも実施されておらず、受注者から様々な資料を提出していますが回答がないこともあります。さらに、設計審査会、三者会議が開催されないケースも散見されますので開催することを標準として対応していただくようお願いします。その際には、審査会用の資料を改めて作成することがあり作業負担が増加していますので、「土木工事電子書類スリム化ガイド」に従い書類の簡素化をお願いとともに運用について、事務所、出張所まで徹底されますようお願いいたします。

### (4) 監理技術者等の途中交代について

監理技術者等の技術者の交代については、監理技術者制度運用マニュアルに基づき運用されていると思われませんが、働き方改革により今後、育児休暇や介護休暇等の長期休暇の取得による技術者の途中交代をしなければならないことも多くなってまいりますので、地元企業では技術者の不足等から同等の技術者

を補填できない等も考えられます。技術者の交代については、交代時に求められる同等以上の技術力(工事成績)要件や施工実績要件の緩和を行うとともに、技術者が短期不在の場合については柔軟な対応をお願いします。

#### (5) 建設現場環境整備について

建設現場の仮設トイレについては、臭いなどの衛生面や和式の非水洗など課題も多く、決して快適で清潔なトイレとは言い難いものもあります。今日の新卒者はいわゆる汲み取りトイレ、和式トイレの使用経験がない者が少なくありません。学生のインターンシップや新入社員研修などの期間中に仮設トイレを利用することで、建設現場に対するイメージを大きく損なう懸念さえ危惧されます。

こうした中、国において質の良いトイレ「快適トイレ」を平成28年度以降、直轄工事に原則導入するなど普及に努めております。

しかしながら、「快適トイレ」とはいえ、材質や形状によっては、猛暑の中での利用は大変難儀するものもある上、作業所技術職員は作業着の上にハーネスト型安全帯を装着しており、その他携帯品も多く、トイレ利用時の着脱には余裕を持ったスペースを確保することが必要です。

また、以前のような和式非水洗トイレを利用している現場もありますので、下水道につなげられる現場では下水道を利用し、利用できない場合は工事敷地内に仮設水道及び浄化槽を設置するなど、それらの設備を予め設置確保できる工事計画の推進をお願いします。

さらに、便器の仕様は最低限水洗・洋式・温水洗浄便座をお願いするとともに、移動の多い土木工事につきましては、発注者と資機材開発業者・施工者を交え移動型の車両の開発推進をお願いします。

若年技術者、女性技術者などの雇用促進のため、猛暑の中でも快適に利用できるオフィス並みのトイレが標準的に確保されますよう、仕様の変更と費用の発注者負担をお願いします。

#### (6) 熱中症の対策について

夏季期間の作業については、今年より国において猛暑日を工事積算の不稼働日とするなど熱中症対策に取り組んでいただいております。建設現場においても、職員・作業員の健康管理上、休憩や水分補給をこまめにとりながら熱中症対策、災害防止対策に努めております。

しかしながら、今年も猛暑が続く、特に、仮設足場組立作業、屋根工事作業、床版上での配筋圧接作業、アスファルト防水・舗装作業等では、外気温よりも

さらに体感温度が上昇し、生命の危機さえ感じさせる極めて過酷な作業環境となっております。

また、学校改修工事などは、夏休み期間中に実施されることが多く、正に猛暑期間中の作業となります。

そこで、職員・作業員の健康管理の面、作業効率の面からも夏季期間の工事について、作業交代要員の増員などに伴う歩掛の拡充、或いはサマータイム制の導入による柔軟な工期設定及び夏季工事における熱中症対策用のファン付き作業着やその他冷却装置等の設置に係る費用による現場管理費の増額など、特段のご配慮をお願いいたします。

## 6 DXの推進について

国土交通省では、働き方改革への対応として生産性の向上に向けた ICT 施工や ASP・遠隔臨場、BIM/CIM 等を推進しておりますが、神奈川県内では、今年度ようやく県、政令市において ASP、遠隔臨場の取組みが始まり、また中小向けの小規模 ICT 施工の試行も始まりました。

しかし、ICT 施工、遠隔臨場の導入費用については中小建設業者にとって負担が大きく、取組みを躊躇する状況であります。

つきましては、資機材等の購入に係る経費に関し資機材の購入環境を整備し、さらに購入した資機材が有効に活用できるよう、小規模工事における ICT 歩掛の見直しや見積による負担措置の対応、また DX の資機材購入に係る補助金事業について、国交省においては補助事業を実施する団体等に対して既存の補助事業の拡大や助成率の引上げや事業者への周知を働きかけるとともに、新たな補助金事業の創設を検討していただき県・市町村に対しても ICT 施工、遠隔臨場の発注拡大の働き掛けをお願いします。また、ASP についても、県市町村ではまだ理解されていないこともあり積極的に採用されていない状況ですので、周知、徹底をお願いします。

令和6年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目                           | 回答  | 備考 |
|------------------------------|---|----|
| <p>1. 公共事業予算の拡充と早期執行について</p> | <p>(1) 国土強靱化対策の充実強化<br/>                     昨年度、国土強靱化基本法が改正され、中期計画の策定が法定化されました。これにより今後とも継続して国土強靱化策が展開されることとなり、地域の守り手である地元建設業としましても大いに期待しているところであります。<br/>                     その一方で、年々拡大・増加する豪雨災害や大規模地震のリスク拡大などもあり、老朽化するインフラの整備や急傾斜地への対応など、一刻も早い対応が求められています。<br/>                     このようなことから、国土強靱化による未然防止策が地域の隅々にまで早急に行き渡るよう、これまで以上の規模となる対策の充実強化をお願いします。<br/>                     また、神奈川県内のインフラ整備につきましては、第二東名、横浜湘南道路等の道路網整備や河川堤防整備等が進められておりますが、国土強靱化のためにも新たな道路整備や河川整備について事業計画の策定をお願いします。</p> <p>近年、激甚化、頻発化する災害から国民の生命と財産を守るためにも、国土強靱化の取組は、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に進めていくことが重要です。令和5年の法律改正で、国土強靱化実施中期計画が法定化されたため、現行の5か年加速化対策後も、切れ目なく国土強靱化の取組を進めることが可能となりました。<br/>                     また、令和6年6月21日に閣議決定された「骨太の方針」では、「近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。」「施策の実施状況の評価など『国土強靱化実施中期計画』に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる。」とされています。<br/>                     この他、令和6年11月22日の臨時閣議では、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」として、「日本経済・地方経済の成長」「物価高の克服」「国民の安心・安全の確保」を3本の柱とする経済対策が決定されました。<br/>                     今後とも、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めてまいります。<br/>                     なお、国土強靱化の具体的な施策の策定にあたっては、国土強靱化推進会議等の意見を踏まえ、国土強靱化実施中期計画が策定されるものと認識しており、関東地方整備局と致しましても注視してまいります。</p> |    |
|                              | <p>(2) 公共事業予算の早期執行について<br/>                     時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革を実現するためには、発注者のご理解、ご協力なくしては実現困難であります。<br/>                     公共事業予算の執行にあたっては、時間外労働規制や週休2日制などの働き方改革を十分に踏まえた適正工期の確保と早期執行に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。</p> <p>建設工事における週休2日の確保は、建設業の将来の担い手を確保する観点からも重要であると認識しております。直轄土木工事における工期全体(通期)の週休2日達成状況が現在ほぼ100%まで拡大していることを踏まえ、関東地方整備局では今年度から全ての工事において、原則発注者指定による月単位の週休2日を実施しております。<br/>                     また、品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられたことから、適正工期の確保については、「直轄土木工事における適正な工期設定指針(令和6年3月)」に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>早期執行と適正工期の確保については、円滑な事業執行のための国庫債務負担行為(事業加速円滑化国債・機動的国債)等や余裕期間制度を活用し、早期発注と適正工期を確保した工事発注に努めてまいります。</p>  |    |

令和６年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目                               | 回答  | 備考 |
|----------------------------------|---|----|
| <p>2. 市町村における品<br/>確法運用指針の徹底</p> | <p>「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という）では、発注者が必ず実施すべき事項に「予定価格の適正な設定」及び「施工時期の平準化」、「適正な工期設定」などが位置づけられています。市町村の発注については、最低制限価格の算定式において、いまだ最新の中央公契連モデルの水準に至っていないなど、まだまだ課題のあるのが現状です。</p> <p>① 現在、国では最低制限価格の設定や低入札調査基準などで課題のある市町村について、個別に指導を行っていることは承知していますが、これまで以上に市町村に対して強く働きかけをしていただくようお願いします。</p> <p>② 施工時期の平準化について、慢性的技術者不足、技能者不足の回避のためにも必要であり、明許繰越や債務負担行為などの財政制度を市町村発注工事においても、積極的に活用していただくよう働きかけをお願いします。</p> <p>③ 時間外労働規制や週休２日制などの働き方改革は、若手人材の確保という面からも必ず実行していかなければならない課題です。国や県などでは働き方改革への実現に向け対応いただいておりますが、一部の市町村では対応されていない団体もありますので、強い働きかけをお願いします。</p> <p><b>【関東地方整備局】</b><br/>         施工時期の平準化やダンピング対策、週休二日の取組みの推進については、国の機関等・都県・政令市・市区町村で構成する関東ブロック発注者協議会において、発注関係事務の指標として設定し、取り組んでいます。<br/>         また、関東甲信ブロック監理課長等会議において、都県を通じ、<br/>         ・債務負担行為の活用<br/>         ・柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）<br/>         ・速やかな繰越手続<br/>         ・積算の前倒し<br/>         ・早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）の推進を働きかける等、<br/>         地方公共団体の入札契約業務の担当者向けに、入札契約方式等に関する個別具体的な助言や、平準化の取組に関しての相談窓口を設置して自治体の取組をサポートしております。<br/>         引き続き、建設業の皆様の御意見等もふまえて、発注者協議会、地方ブロック土木部長等会議、関東甲信ブロック監理課長等会議、各事務所との情報共有など、あらゆるチャンネルを通じて関東地整の運用などを自治体と共有し、週休二日の拡大に努めていきます。<br/>         また、先の通常国会で「第三次・担い手3法」が改正されたことから、11月20日に4年ぶりとなる関東ブロック発注者協議会（親会）を開催しました。<br/>         優良事例として、土木系出先機関の所長が首長や市区町村幹部職員に直接訪問を行い、取組改善の働きかけを行っている等の報告がされ、今後も都県で連携し、取組を進めていくことを確認しました。</p> <p><b>【神奈川県】</b><br/>         ①② 県では、県と県内市町村の工事契約担当部局で構成する「神奈川県公共工事契約業務連絡協議会」を設置しています。<br/>         今年度は、8月に協議会を開催し、国から「入札契約制度に関する最近の動き」であるダンピング対策等の入札契約適正化に向けた取組や、施工時期の平準化の取組についてご説明をいただきました。また、県からは、本県の最低制限価格制度の見直し状況について情報提供するとともに、県内市町村に対して最低制限価格・調査基準価格の適切な見直しについて呼びかけたところです。更に、県内市町村における施工時期の平準化の取組状況の確認を行ったところです。<br/>         加えて、一部の県内市町村に直接説明し、最低制限価格・調査基準価格の設定における中央公契連モデルの適用の検討のほか、債務負担行為の活用などの施工時期の平準化の取組「さしすせそ」の重要性を説明し、その活用について働きかけを行ったところです。<br/>         今後も、この協議会を活用して、県内市町村に、品確法を踏まえた国や県の取組に関する情報提供を行うとともに、県内市町村に直接説明するなど、積極的に働きかけてまいります。</p> <p>③<br/>         ・県土整備局では、建設業の働き方改革を推進するため、令和6年4月より、緊急災害復旧工事を除いたすべての工事を週休2日制として、原則発注者指定型で発注しています。<br/>         ・県内市町村に対しては、県や市町村など県内の公共工事発注担当部局で構成される「発注者協議会神奈川県分科会」の場で、週休2日に取り組んでいる先進市の事例等を情報提供するとともに、取組が進んでいない市町村に対しては、県の職員が直接訪問するなどして働きかけを行っています。<br/>         ・引き続き、これらの場も活用しながら、積極的に働きかけを行ってまいります。</p> |    |

令和6年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目                  | 回答  | 備考 |
|---------------------|---|----|
| 3. 入札契約制度・運用の改善について | <p>(1) 入札から開札までの期間短縮について<br/>                     入札から開札まで約1ヶ月の期間を要し、配置予定技術者については他工事を受注した場合は辞退できますが、中小地元建設業では少ない技術者での他の工事への応札の段取りもありますので、入札から開札期間を1週間程度に短縮していただくようお願いします。</p> <p>競争参加資格確認申請書及び入札書の提出から開札までは、提出された競争参加資格確認申請書の資格審査や評価、図面・仕様書等に対する質問書への回答等の対応が必要であり概ね1か月期間を要しています。手続きに必要な日数は、総合評価ガイドラインで最大36日としており、少しでも短縮できるように努力してまいります。</p>   |    |
|                     | <p>(2) 発注標準Cランク工事の発注限度額の引上げについて<br/>                     物価・賃金・消費税等の上昇により工事原価も上昇しておりますので、地元建設業者の受注機会の確保のためにも、発注標準（一般土木・建築）Cランク工事の発注限度額を3億円から4億5千万円への引上げをお願いします。</p> <p>公共工事設計労務単価が、12年連続で引き上げられ、資材価格も原材料費やエネルギーコストの上昇の影響から高騰しているなど、工事価格が上昇していることは十分に認識しております。<br/>                     当初予算の規模が同程度の水準で推移する状況において、工事価格の上昇は、事業進捗に影響することから、強硬化対策等の早期の事業完成のために、地元の要望も踏まえながら、事業量の確保に努めてまいります。<br/>                     直轄工事の予定価格に対する等級の区分の見直しについて、ご意見があったことについては、本省に伝えてまいります。</p>  |    |
|                     | <p>(3) 熟練（高齢者）の技術者の加点について<br/>                     若手及び女性の登用が加点の対象となる案件については、採用に強い大手企業が優位となり、募集しても若手、女性が来ない中小建設業者では不利な状況となっております。人材不足や就労環境が変化する中で若手、女性の活用は当然ではありますが、定年の延長等高齢者の活用も促されている状況ですので、高齢者の人材活用の観点から、熟練の技術者にも加点をお願いします。</p> <p>総合評価では、品質確保のため、企業・配置予定技術者のどちらにおいても工事成績の評価を重視しています。<br/>                     熟練技術者が配置されている現場においては、熟練者による品質に関する指導やきめ細やかな配慮により優良な工事成績となっていると考えています。<br/>                     一方で、若手技術者や女性技術者の活用の評価は、喫緊の課題である担い手確保を目的として行っており、効果の検証や御意見を踏まえて改善していくとともに、他の発注方式と合わせ、バランスよく実施していきます。</p> |    |

令和6年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目                         | 回答   | 備考 |
|----------------------------|--|----|
| <p>3. 入札契約制度・運用の改善について</p> | <p>(4) 適正な予定価格の設定及び最低制限価格率の引上げについて<br/>                     今般、改正された建設業法では、労働者の処遇改善や資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止などの措置が盛り込まれました。労働者の処遇改善は、慢性的な人手不足が続く建設業において、若手人材の確保を進めていくためにも取り組んでいかなければならない課題であり、将来にわたって建設業が地域の守り手としての役割を果たしていけるようにするためにも、安定的・恒久的に実現していく必要があります。その一方で、労働者の処遇改善を継続して実施していくためには、その費用を賄える安定的な収入がなければ実現困難ですので、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定や最低制限価格率の引上げをお願いします。</p> <p>予定価格は予決令(第80条の2)により、取引の実勢価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされており、今般、改正された建設業法も踏まえ、引き続き適正に対応してまいります。</p> <p>また、低入札価格調査基準については、(予決令(第85条)により作成することと定められており)、適正化指針(公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針)において、ダンピング受注の防止を図る観点から適宜見直すこととされており、諸経費動向調査の結果を基に、近年では、平成31年度に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90であったものを0.75～0.92へ引き上げ、また、令和4年度に、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮し、一般管理費等に乘ずる係数を0.55から0.68に引き上げを行ったところです。</p> <p>引き続き、諸経費動向調査を通じて必要な経費の実態等を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお願いするとともに、低入札価格調査基準における設定範囲や計算式の係数の更なる引上げに関する要望については、本省へ伝えてまいります。</p>   |    |
|                            | <p>(5) 公共工事標準請負契約約款の見直しについて<br/>                     公共工事標準請負契約約款では、工事着工中の現場が災害により被害が発生した場合、不可抗力として受注者が請負代金額の百分の一を負担しなければならないとされているところ、災害復旧工事については、受注者負担を求めないこととされたことは感謝申し上げます。しかしながら、最近の大規模自然災害の増加などにより、通常工事において 予期せず災害に見舞われる場面も多くなっていますので、通常工事においても 受注者負担を無くしていただくようお願いします。</p> <p>また、資材高騰への対応としてスライド条項が定められていますが、スライド条項についても、不可抗力と同様に受注者負担（1.0%又は1.5%）がとられています。改正建設業法にもあるように、資材高騰分の転嫁協議が円滑に行われ労務費へのしわ寄せ防止を図る観点からも、スライド条項にある受注者負担を無くしていただくようお願いします。</p> <p>災害復旧工事においては、工事の施工自体に二次災害のリスクや人材や資機材の確保について平時に比べ困難となることから受注者の負担が大きくなる一方、円滑な災害復旧のためには工事を行う緊急性が高いことから、例外的に受注者の費用負担を求めないこととなっております。</p> <p>災害復旧以外の工事については、民法の原則において不可抗力による損害は全額受注者負担であることなどを踏まえ、リスク分担の見直しは慎重な議論を要するものと認識しております。</p> <p>約款の見直しに関する要望につきましては、本省に伝えてまいります。</p> <p>国土交通省が発注する直轄工事では、学識経験者、発注者、建設業者で構成される中央建設業審議会における「合理的な範囲を超える価格変動を、契約当事者の一方のみに負担を負わせることは適当ではない」との議論に基づき策定された公共工事標準請負契約約款を踏まえ、スライド条項の負担率を設定しています。資材価格の高騰による影響を緩和するため、引き続き最新の実勢価格を予定価格に反映するとともに、契約後の価格変動に対し、スライド条項の適切な運用に努めてまいります。また、受注者負担の見直しに関する要望は、本省へも伝えてまいります。</p> |    |

令和6年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目                      | 回答  | 備考 |
|-------------------------|---|----|
| <p>4. 働き方改革への対応について</p> | <p>(1) 時間外労働規制に対応する積算上の経費増額等について<br/>                 建設業は2024年からの時間外労働規制の適用を受け、会員企業はじめ建設業界は働き方改革の実現に向け鋭意取り組んでおります。<br/>                 そのような取組みの中、現場技術者の給料等の費用は現場管理費の率による積算で計上されておりますが、昼間の現場管理の後に様々な事務作業を行っている技術者の現状の業務に時間外労働規制や週休2日制を適用させるためには、補助の技術者の人員を増やしたり、工事書類の作成など現場業務をサポートする人材を活用しないと時間外規制に対応ができない状況です。<br/>                 働き方改革に対応して、現場管理費について割増補正等の対応をさせていただいておりますが、一般管理費率も含め積算基準の抜本的な見直しをお願いします。</p> <p>積算上の各諸経費については、これまでも諸経費動向調査を通じて最新の実態を踏まえ、見直しを行ってまいりました。今年度も、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映したところです。また、時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、今年度の諸経費動向調査においては、工事实施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を調査項目に新設し調査しております。<br/>                 引き続き、積算の更なる適正化を推進してまいります。</p>   |    |
|                         | <p>(2) 公共建築工事における働き方改革の対応について<br/>                 国においては、働き方改革、時間外労働規制への対応として、週休2日制、CCUSの適用やDX推進の取組みを活用した発注工事の導入など様々なモデル工事に取り組んでおられますが、これらが適用される工事のほとんどは土木工事が対象となっており、建築工事については案件の発注が少なく、あまり進んでいないのが現状です。<br/>                 また、地方公共団体の発注に係る公営住宅や学校施設等の新築・改築の建築工事の占める割合が比較的多いにもかかわらず、週休2日制やDXの取組みは、国と同様、ほとんど進められていない状況です。<br/>                 つきましては、働き方改革を推進するため、公共建築工事においても、週休2日制、ASP、遠隔臨場及びCCUSについて積極的に取り組まれるとともに、地方公共団体への働きかけをお願いします。</p> <p>建設業の働き方改革の対応については営繕工事においても各種取組を継続的に実施しております。週休2日については、平成29年度から取り組んでおりまして、現在はすべての営繕工事において適用しております。令和5年度では完成工事の98%以上で週休2日を達成しています。CCUSは比較規模の大きい工事に適用し登録事業者率等の目標の達成状況に応じて工事成績評定点を加点しております。また、DX関連では原則としてすべての新営工事EIRを適用した設計BIMデータを活用することとするほか、すべての工事において『情報共有システム』、『建設現場の遠隔臨場』を適用しているところです。さらに適正な工期設定を前提として令和6年度からの新たな取組みとして「猛暑を考慮した工期の設定」、これまで原則として全ての工事EIRで発注者指定方式による通期による週休2日としていましたが、さらに「適切な工期設定を踏まえた月単位での週休2日の確保」、「現場環境改善(ウィークリースタンスの取組)」、「工事関係書類作成の一層の効率化」など実施しているところです。<br/>                 第三次・担い手3法も踏まえて、今後も引き続き適切に対応してまいります。<br/>                 また、各地方公共団体への働きかけについては、関東甲信地区営繕主管課長会議等を通じて情報の共有等を行ってまいります。</p> |    |

令和６年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項 目            | 回 答   | 備 考 |
|----------------|---|-----|
| 5. 適切な現場対応について | <p>(1) 工事発注に係る事前調整等について<br/>工事発注にあたっては、地元住民や他機関との協議、調整を済ませ、現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供をお願いします。</p>   |     |
|                | <p>工事発注にあたっては、地元住民や関係機関との協議等を済ませ、施工環境を整えた工事発注に努めてまいります。なお、やむを得ず公告前に調整が完了しない場合は、協議調整状況を条件明示するとともに、入札公告の際に「工事工程表の開示」を実施し、関係機関との調整状況も記載した工程表を示し適正工期を確保するとともに、必要に応じて適切に設計変更を実施してまいります。</p>  |     |
|                | <p>(2) 設計変更の対応について<br/>これまで設計変更については30%上限はあるものの、当該工事や全体プロジェクトの遅延回避などの特定の条件下において30%を超え、Cランク上限の3.9億円までの変更は承認をさせていただいておりました。<br/>しかしながら、今年度に入り、プロジェクト遂行のため30%超を見込んで進んでいた工事について、一転して一斉に30%上限規制となり、発注課とともに30%以下にするための労力を費やしている現状です。一部の工事において、工事全体の流れからも30%超は必要な工事でも、変更に対応してくれず、目的建造物の完成ではなく、限度額で打ち切り竣工も提案されることもあります。<br/>このような状況が続くようであれば、これまででは一体施工の必要性から利益を度外視した依頼作業も受けてきましたが、今後はどの業者も内容を吟味し、利益確保ができるものだけを取捨選択した変更が進み、プロジェクト全体の遅れが出る可能性があります。さらに、利益確保が難しい各工事が含み、環境整備工事として新規発注されていますが、各社が懸念事項を熟知していることから、不調・不落も予想されます。<br/>つきましては、変更を必要としない精度の高い設計図書による発注をお願いします。<br/>また、国の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」では、「特に指示等で実施が決定し、施工が進められているのにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。」とされており、適正な利益の確保とともに工期や労務賃金に影響しないよう適切な対応をお願いします。</p> <p>ご認識のとおり、関東地方整備局の「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」において、「変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。」とされており、引き続き、発注担当者・監督職員に周知徹底を図るとともに、工事発注にあたっては、契約工事数量の減や工事打切り等が生じないよう設計成果の精度を上げるとともに、適切な予算確保に努め、契約変更の対応を適切に行ってまいります。</p> |     |
|                | <p>(3) 「土木工事電子書類スリム化ガイド」の徹底について<br/>発注者がすべき資料作成や関係機関の打合せを今でも受注者が行っているのが現状です。また、ワンデーレスポンスも実施されておらず、受注者から様々な資料を提出していますが回答がないこともあります。さらに、設計審査会、三者会議が開催されないケースも散見されますので開催することを標準として対応していただくようお願いします。その際には、審査会用の資料を改めて作成することがあり作業負担が増加していますので、「土木工事電子書類スリム化ガイド」に従い書類の簡素化をお願いとともに運用について、事務所、出張所まで徹底されますようお願いいたします。</p> <p>「土木工事電子書類スリム化ガイド」では、工事着手前の設計審査会で、受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類を明確化し、役割分担を徹底することとし、設計審査会で確認した役割分担を「工事関係電子書類一覧表」に反映することとしており、また、発注者が作成すべき書類を受注者に作成を指示した場合は、その費用を発注者が負担することとしていますので、引き続き事務所及び監督職員へ周知徹底してまいります。</p> <p>また、ワンデーレスポンスも実施されておらず、受注者から様々な資料を提出していますが回答がないこともあります。</p> <p>ワンデーレスポンスは受注者から発注者への協議、相談は、「その日のうち」に回答、「その日のうちに」回答が困難な場合は、「回答日」を通知する取り組みです。スリム化ガイドでは工事打合せ簿に「工程に影響がある場合は、受注者において回答希望日を記載することも可能。」としておりますので、積極的に活用いただくようお願いいたします。<br/>ワンデーレスポンスの実施については、引き続き事務所及び監督職員へ周知徹底してまいります。</p>   |     |

令和6年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目                    | 回答  | 備考 |
|-----------------------|---|----|
| <p>5. 適切な現場対応について</p> | <p>さらに、設計審査会、三者会議が開催されないケースも散見されますので開催することを標準として対応していただくようお願いします。</p> <p>設計審査会については維持工事を含む全ての工事を対象としておりますが、三者会議（設計・施工技術連絡会議）の対象工事は以下のとおりです。</p> <p>① 工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事<br/>                 ② 施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事</p> <p>また、三者会議の対象工事以外で設計者の成果を元に発注する全ての工事においても、施工者が三者会議の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、三者会議を開催するものとしています。</p> <p>設計審査会、三者会議の開催については、引き続き事務所及び監督職員へ周知徹底してまいります。</p> <p>その際には、審査会用の資料を改めて作成することがあり作業負担が増加していますので、「土木工事電子書類スリム化ガイド」に従い書類の簡素化をお願いとともに運用について、事務所、出張所まで徹底されますようお願いいたします。</p> <p>スリム化ガイドでは、設計審査会等における説明資料は既存の協議・照査資料の活用に努め、詳細図面や写真等に代えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施することも可能としております。また、「設計審査会にこの資料がないと副所長は納得しない」、「本官工事のため本局への説明に必要」、「誰が見ても理解出来るように」等の理由で資料を求めないこととし、発注者の内部説明のためだけに必要な資料は発注者が自ら作成することを基本としておりますので、引き続き事務所及び監督職員へ周知徹底して参ります。</p> <p>受注者におかれましてもスリム化ガイドに基づき、「スリム化ガイドの目的に明らかに逆行もしくは記載内容に明らかに反した指摘事例」や「発注者側での都合のいい解釈や、作業の手戻りが生じ過度な負担となった事例」がありましたら、発注者側へスリム化ガイドを提示し共通認識を得ていただくようお願いいたします。</p> <p>スリム化ガイドを提示しても発注者側と共通認識を得られない場合は、スリム化ガイドに基づき企画部技術調査課までご報告をいただくようお願い致します。</p> <p>また、今年度も、工期末が令和6年11月1日以降となる工事について現在アンケート調査を実施していますので、ご要望等がある場合は具体的に記載いただくようお願いいたします。</p> <p>スリム化ガイドの周知徹底を図るため、4月に発注者向け説明会、9月に受注者向け説明会、12月に受注者向けアンケート調査を実施するなど、今後も継続して取組を実施して参ります。</p> |    |
|                       | <p>（4）監理技術者等の途中交代について</p> <p>監理技術者等の技術者の交代については、監理技術者制度運用マニュアルに基づき運用されていると思われませんが、働き方改革により今後、育児休暇や介護休暇等の長期休暇の取得による技術者の途中交代をしなければならないことも多くなっており、地元企業では技術者の不足等から同等の技術者を補填できない等も考えられます。技術者の交代については、交代時に求められる同等以上の技術力（工事成績）要件や施工実績要件の緩和を行うとともに、技術者が短期不在の場合については柔軟な対応をお願いします。</p> <p>監理技術者制度運用マニュアルでは、途中交代の要件として、「公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。」とされており、入札説明書や工事の進捗等に応じて適切な対応を行っているところです。</p> <p>また、技術者が短期不在の場合については、監理技術者制度運用マニュアルが令和6年3月に改正され、「当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。」とされております。</p> <p>監理技術者等の技術者の交代及び短期不在に関するご要望については本省へ伝えてまいります。</p>   |    |

令和６年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目                    | 回答  | 備考 |
|-----------------------|---|----|
| <p>5. 適切な現場対応について</p> | <p>(5) 建設現場環境整備について<br/>                 建設現場の仮設トイレについては、臭いなどの衛生面や和式の非水洗など課題も多く、決して快適で清潔なトイレとは言い難いものもあります。今日の新卒者はいわゆる汲み取りトイレ、和式トイレの使用経験がない者が少なくありません。学生のインターンシップや新入社員研修などの期間中に仮設トイレを利用することで、建設現場に対するイメージを大きく損なう懸念さえ危惧されます。<br/>                 こうした中、国において質の良いトイレ「快適トイレ」を平成28年度以降、直轄工事に原則導入するなど普及に努めております。<br/>                 しかしながら、「快適トイレ」とはいえ、材質や形状によっては、猛暑の中での利用は大変難儀するものもある上、作業所技術職員は作業着の上にハーネスト型安全帯を装着しており、その他携帯品も多く、トイレ利用時の着脱には余裕を持ったスペースを確保することが必要です。<br/>                 また、以前のような和式非水洗トイレを利用している現場もありますので、下水道につなげられる現場では下水道を利用し、利用できない場合は工事敷地内に仮設水道及び浄化槽を設置するなど、それらの設備を予め設置確保できる工事計画の推進をお願いします。<br/>                 さらに、便器の仕様は最低限水洗・洋式・温水洗浄便座をお願いするとともに、移動の多い土木工事につきましては、発注者と資機材開発業者・施工者を交え移動型の車両の開発推進をお願いします。<br/>                 若年技術者、女性技術者などの雇用促進のため、猛暑の中でも快適に利用できるオフィス並みのトイレが標準的に確保されますよう、仕様の変更と費用の発注者負担をお願いします。</p> <p>国土交通省においては、建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めてきたところです。その一環として、平成26年度より建設現場のトイレにこれまでのものに比べて質の良い快適トイレを設置する試行を開始し、平成28年度より快適トイレの標準仕様を策定、直轄工事に於いて快適トイレを原則化したところです。<br/>                 引き続き、直轄工事に於いては快適トイレの導入が促進されるよう特記仕様書への明示や費用負担を行うなど普及に努めております。<br/>                 なお、仕様の変更および費用の発注者負担については、整備局として検討するとともに、本省にも伝えてまいります。</p> |    |
|                       | <p>(6) 熱中症の対策について<br/>                 夏季期間の作業については、今年より国において猛暑日を工事積算の不稼働日とするなど熱中症対策に取り組んでいただいております。建設現場においても、職員・作業員の健康管理上、休憩や水分補給をこまめにとりながら熱中症対策、災害防止対策に努めております。<br/>                 しかしながら、今年も猛暑が続き、特に、仮設足場組立作業、屋根工作業、床版上での配筋圧接作業、アスファルト防水・舗装作業等では、外気温よりもさらに体感温度が上昇し、生命の危機さえ感じさせる極めて過酷な作業環境となっております。<br/>                 また、学校改修工事などは、夏休み期間中に実施されることが多く、正に猛暑期間中の作業となります。<br/>                 そこで、職員・作業員の健康管理の面、作業効率の面からも夏季期間の工事について、作業交代要員の増員などに伴う歩掛の拡充、或いはサマータイム制の導入による柔軟な工期設定及び夏季工事における熱中症対策用のファン付き作業着やその他冷却装置等の設置に係る費用による現場管理費の増額など、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>工期設定については、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の令和5年3月に改定において、新たに猛暑日を考慮することとされたところです。また、当初工期で見込んでいた以上に猛暑日が確認され、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受発注者協議の上、その工期延長日数に応じて増加費用を計上しています。<br/>                 熱中症対策費用については、国土交通省直轄土木工事では、主に作業員個人に対する熱中症対策として、経口保水液や空調服等の費用のため、現場管理費の補正を行うとともに、主に現場に設置する熱中症対策として、ミストファン等の費用が共通仮設費の現場環境改善費へ計上が可能となっております。</p>  |    |

令和6年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目           | 回答  | 備考 |
|--------------|---|----|
| 6. DXの推進について | <p>国土交通省では、働き方改革への対応として生産性の向上に向けたICT施工やASP・遠隔臨場、BIM/CIM等を推進しておりますが、神奈川県内では、今年度ようやく県、政令市においてASP、遠隔臨場の取組みが始まり、また中小向けの小規模ICT施工の試行も始まりました。</p> <p>しかし、ICT施工、遠隔臨場の導入費用については中小建設業者にとって負担が大きく、取組みを躊躇する状況であります。</p> <p>つきましては、資機材等の購入に係る経費に関し資機材の購入環境を整備し、さらに購入した資機材が有効に活用できるよう、小規模工事におけるICT歩掛の見直しや見積による負担措置の対応、またDXの資機材購入に係る補助金事業について、国交省においては補助事業を実施する団体等に対して既存の補助事業の拡大や助成率の引上げや事業者への周知を働きかけるとともに、新たな補助金事業の創設を検討いただき県・市町村に対してもICT施工、遠隔臨場の発注拡大の働き掛けをお願いします。また、ASPについても、県市町村ではまだ理解されていないこともあり積極的に採用されていない状況ですので、周知、徹底をお願いします。</p> <p>ICT施工に伴う費用については、積算で計上する運用とし、歩掛についてもICT施工の歩掛を設定しており、適正な費用を計上するため年度毎に見直しを行っております。ICT施工に関する資機材の購入に係る経費については、補助金等の制度を活用していただきたいと思っております。</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001855916.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001855916.pdf</a></p> <p>また、ICT施工の普及の取組として、どなたでも参加可能な講習会やWEBセミナーを開催しておりますので、参加・聴講いただければと思います。</p> <p><a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000021.html#seminar">https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000021.html#seminar</a></p> <p>更に、令和5年度から取り組み始めた「ICT経営者セミナー」を令和6年度は管内各都県にて開催するよう進めており、神奈川県においては令和6年11月25日に開催しました。</p> <p>関東地方整備局発注工事(営繕関係、港湾空港関係を除く)において、情報共有システムにかかる費用は共通仮設費の率分に含まれており、遠隔臨場にかかる費用は通信環境の整備等を含め全額積上げ計上し特記仕様書へ明示することとしています。</p> |    |

令和6年度（一社）神奈川県建設業協会との意見交換会 回答

| 項目           | 回答  | 備考 |
|--------------|---|----|
| 6. DXの推進について | <p><b>【神奈川県】</b><br/>           ・県土整備局では、ICT活用工事に係る費用について、国の積算基準等に準じて定めた積算基準書や積算要領に基づき、計上しています。歩掛の改定等については、国の基準が改正された場合には、可能な限り早期に対応してまいります。<br/>           ・県内市町村におけるICT活用工事や情報共有システム(ASP方式)の推進を図るため、県や市町村など県内の公共工事発注担当部局で構成される「発注者協議会神奈川県分科会」の場などを活用し、県の取組を情報提供していきます。</p> <p><b>【横浜市】</b><br/>           ASPについては、令和5年度からすべての工事を対象に受注者希望型で導入しています。費用については、土木工事は共通仮設費の技術管理費(率分)で、建築工事は共通仮設費へ積み上げ計上しています。更なる普及促進へ向け、発注者指定型の導入を検討しています。(R5:120件 5% R6第一四半期:45件 7%)※特定の事業者の実施に限定されている。<br/>           遠隔臨場については、令和4年度からすべての工事を対象に、発注者指定型または受注者希望型で導入しています。費用については、発注者指定型の場合のみ、土木工事の場合は技術管理費に、建築工事の場合は共通仮設費に積み上げ計上しています。(R5:76件 3% 発注者指定型ではカメラ等の機材を設計変更で計上)<br/>           ICT施工については、令和3年度より受注者希望型で試行導入しており、令和4年度からICT適用の工種を拡大しています。施工に係る費用については、設計変更にて対応しています。(R5:2件 浚渫と区画整理土工 0.1%)</p> <p><b>【川崎市】</b><br/>           ①各推進の取組み<br/>           ・ICT活用工事は、試行から本年度本格実施へ移行<br/>           ・情報共有システムは、適応範囲を委託業務へ拡大<br/>           ・遠隔臨場は、効果が期待出来る工事において試行実施<br/>           ②導入の場合の費用負担措置の対応や歩掛の見直し<br/>           本市におきましても、ICT施工において歩掛と実際の費用に乖離があるのとの意見が寄せられていますので、国の動向や他都市の事例、ご意見を参考にさせていただきますと思います。</p> <p><b>【相模原市】</b><br/>           本市で発注件数の多い道路維持工事にICT施工を適用し普及拡大を図るため、今年度、試行的に発注者指定により1件発注しました。当該工事で確認できた課題等を整理し、対象工事の拡大に努めてまいります。また、実施に要する費用については受注者と協議の上、設計変更することとしております。<br/>           遠隔臨場については、令和5年度より予定価格が1千万円以上かつ現場作業が1ヶ月以上の土木工事において発注者指定により取り組みを実施しております。また、実施に要する費用については受注者と協議の上、設計変更することとしております。<br/>           情報共有システムについては、令和5年度に土木工事全体の2割程度を対象とし実施しました。令和6年度においては、土木工事全体の5割程度まで拡大実施しております。</p> |    |

# 入札契約適正化に係る相談窓口

- 都道府県公契連での働きかけと連携し、地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化
- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や、平準化関連の事例紹介や助言等を行う相談体制を新設

## 地方公共団体の入札契約担当者向け相談窓口

### 入札契約適正化相談窓口

～入契適正化法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート～

① 入契ワンポイントナビ

② 入札契約改善アドバイザー ※

※従来の「入札契約方式等相談窓口」を移行

③ 平準化推進ヘルプデスク

入札契約適正化法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて  
電話・メールで都度受付

電話（①のみ） TEL 03-5253-8278  
メール hqt-nyukei-hotline@gxb.mlit.go.jp

入札契約方式等に関して、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp

平準化の取組に関して、事例紹介、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

(注) 個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。  
メールでお問い合わせいただいた場合など、回答には一定の時間を要することがあります。



お気軽にご相談ください



令和6年4月より建設業に時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和6年度より新たに下記の取組を実施し、働き方改革をより一層推進する。

## 猛暑を考慮した工期設定

- 全ての工事において「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定する。
- 工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することを可能とする。

## 月単位の週休2日の確保

- 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」において、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進する。
- 月単位の週休2日に取り組むことを、発注者が指定する「発注者指定方式」又は受発注者が協議したうえで取り組む「受注者希望方式」により発注する。(いずれの方式も通期の週休2日は必須。)

## 現場環境改善(ウィークリースタンスの取組)

- 全ての工事・設計業務等を対象に、現場環境の改善に向けた取組を実施する。
- 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下に関する取組を設定するなど、現場環境の改善に努める。
  - ・ 依頼日・時間及び期限
  - ・ 会議・打合せ
  - ・ 業務時間外の連絡(ASP、メール等含め連絡しない 等)

## 工事関係書類作成の一層の効率化

- 複数書類に共通する項目(工事件名、工期等)について、一度の入力で各書式に自動で反映される「工事関係書類データ入力シート」を作成。
- 同入力シートについて、作成手順やQ&Aを記載した「手引き」とともに、国土交通省のホームページからダウンロードして工事受注者が広く活用可能。

# 「監理技術者制度運用マニュアル」の運用について

## 「監理技術者制度運用マニュアル」

## 「監理技術者制度の運用等について」

### 令和4年12月23日改正版

#### ○ 監理技術者制度運用マニュアルについて

(平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 4 年 12 月 23 日国不建第 457 号

建設業法第 26 条に定める工事現場に置く技術者の適正な設置に係る運用を別添の通り定めたので、今後の監理技術者制度の運用に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

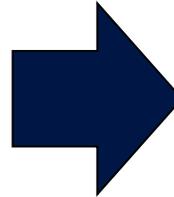
[別添]

#### 監理技術者制度運用マニュアル

#### 目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
  - 二-一 工事外注計画の立案
  - 二-二 監理技術者等の設置
  - 二-三 監理技術者等の職務
  - 二-四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

## 直轄工事への運用



### 令和5年3月30日付通知済み

国会公契第 30 号  
国官技第 247 号  
国営計第 127 号  
国港総第 506 号  
国港技第 79 号  
国北予第 40 号

最終改正 令和 5 年 3 月 30 日

各地方整備局 総務部長  
企画部長  
営繕部長  
港湾空港部長 あて  
北海道開発局 事業振興部長  
営繕部長

大臣官房 会計課長  
技術調査課長  
官庁営繕部計画課長  
港湾局 総務課長  
技術企画課長  
北海道局 予算課長

#### 監理技術者制度の運用等について

標記については、別添のとおり平成 16 年 3 月 1 日付けで「監理技術者制度運用マニュアルについて」が国土交通省総合政策局建設業課長から発出されているところであるが、同マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を踏まえ、公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、特に下記事項に留意されたく通知する。

### 令和6年3月26日改正版

#### ○ 監理技術者制度運用マニュアルについて

(平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 6 年 3 月 26 日国不建第 290 号

建設業法第 26 条に定める工事現場に置く技術者の適正な設置に係る運用を別添の通り定めたので、今後の監理技術者制度の運用に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

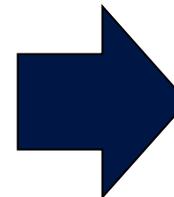
[別添]

#### 監理技術者制度運用マニュアル

#### 目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
  - 二-一 工事外注計画の立案
  - 二-二 監理技術者等の設置
  - 二-三 監理技術者等の職務
  - 二-四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

## 直轄工事への運用



今後通知予定

# 「監理技術者制度運用マニュアル」の改正概要(R6.4施行※)

## 背景

- ①働き方改革の観点から、育児を含む休暇取得、勤務間インターバル、工事書類作成等が柔軟に出来ることが重要
- ②カメラや動画を常時通信するネットワーク機能の高度化により、遠隔からの施工管理手法が日々進展
- ③バックオフィスによる支援が効果的な事例の増加

⇒技術者の働き方改革の推進に資することを目的に、以下の内容のマニュアル改定を実施

## (1) 専任の取り扱いの明確化

●専任工事※にて、監理技術者等が現場を不在にする合理的理由の例示の追加等

※現場における職務実施が基本だが、必ずしも常駐を必要とするものではない

### 【不在にする合理的な理由の例示追加】

(現在の例示)

- ・研修、講習、試験等への参加
- ・休暇の取得

背景  
①

(例示追加)

- ・働き方改革の観点を踏まえた勤務体系  
(例:勤務間インターバル)
- ・当該工事にかかる打合せや書類作成等

### 【不在にする際の対応の見直し】

(現在の規定)

適正な施工が確保できる体制を確保するとともに、その体制について発注者の了解を得る必要

背景  
①

(内容改定)

不在が短期間(1~2日程度)の場合※は、その間の施工内容等を踏まえた適切な施工体制を確保することを前提に発注者等の了解を不要  
※終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合及び周期的に現場を離れる場合は除く

### 【不在の際の適切な施工ができる体制確保の例示追加等】

(現在の例示)

・必要な資格を有する代理の技術者の配置  
・工事の品質確保等に支障のない範囲において、連絡を取りうる体制、必要に応じて現場に戻りうる体制の確保

背景  
②

(例示追加等)

- ・「リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保」、「その通信手段による必要な資格を有する代理の技術者が対応できる体制の確保」を例示に追加
- ・体制確保の方法は現場状況や不在期間、不在とする監理技術者等の状況を踏まえ適切に選択する旨追記

## (2) 監理技術者等を支援する者の配置の推進

- 監理技術者等の役割を適切に果たすために、支援する者の配置は重要
- バックオフィス支援を念頭に、「大規模な工事現場以外」、「技術者以外」にも推進規定※を拡充

(現在)

監理技術者を支援する者の配置に関する推進規定の内容は以下のとおり限定的

- ・大規模な工事現場の場合を記載
- ・支援する者を、「同じ建設業者に所属する“技術者”」と記載

背景  
①③

(内容改定)

- ・現行の限定的な記述を改め
- ・なお、支援する者を配置した場合も、技術的な管理をつかさどる監理技術者等の役割に変わりはない旨追記

※推進規定であり義務ではない

※監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について(国土建第290号、令和6年3月26日)  
主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)  
(国土建第309号 平成30年12月3日)は廃止

# 快適トイレの標準仕様イメージ

## 1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式(洋風)便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

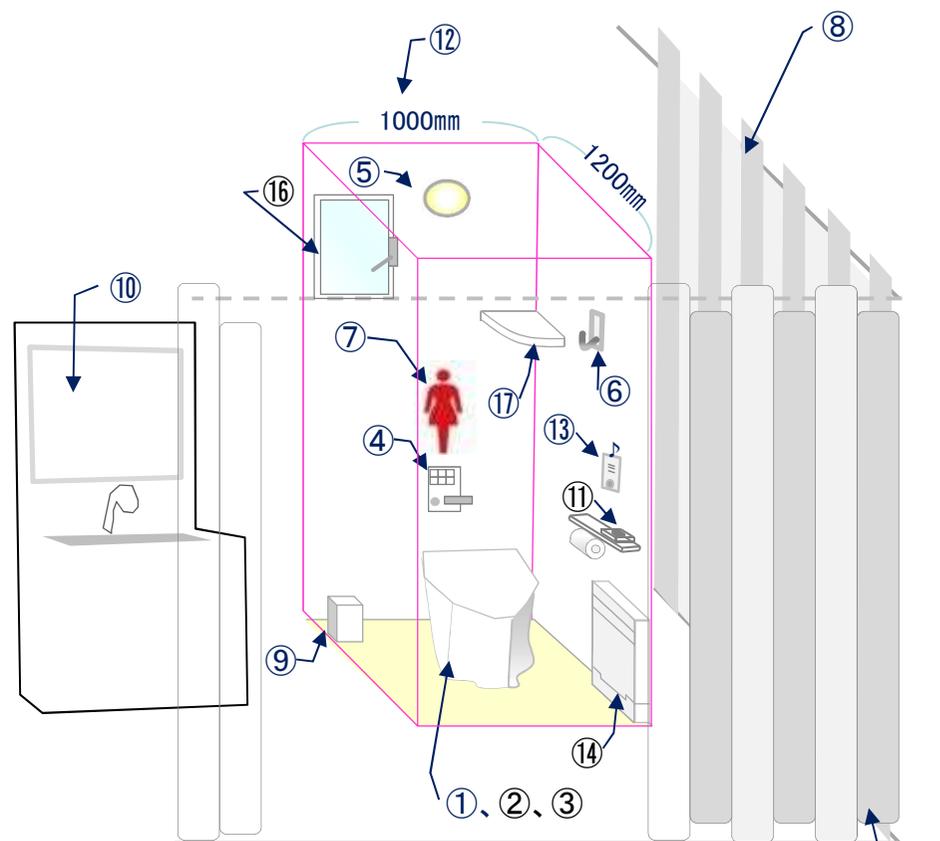
## 2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

## 3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

<イメージ図>



## 河川事業での設置事例

### 現場の声

- ・洋式トイレである為、今までの仮設トイレに比べ清潔であり使いやすい。
- ・目隠しフェンスで周りが囲われている為、トイレに入るところが周りから見えずらく、トイレに入りやすい。



水洗トイレ(フラッパー機能付き)  
鏡付き洗面台



暗証番号付きロック



擬音装置

全景



### ①~⑱のうち仕様を満たす工夫事例

⑤暗くなくても利用し易いように屋外にトイレ全体を照らす照明を設置



⑦公園に隣接して設置し、一般者による利用も可能とした



⑧景観に配慮したデザイン性のある目隠し板を設置

